

令和2年10月21日

資料

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 地域医療構想の考え方について

1 医療部会・医療計画の見直し等に関する検討会 における議論について

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

現下の情勢を踏まえ、当面の最重要課題として、感染症の影響を踏まえ、新規感染者数の増大に十分対応することができる医療提供体制に向けて万全の準備を進めておく必要がある。また、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むとともに、外出自粛下において再認識された日々の健康管理の重要性を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化予防の取組もより一層推進する。今般の感染症に係る施策の実施状況等の分析・評価を踏まえつつ、その重要性が再認識された以下の取組をより一層推進する。今般の診療報酬等の対応、病床・宿泊療養施設の確保状況、情報の利活用等の在り方を検証し、より迅速・柔軟に対応できる医療提供体制を再構築する。骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

(柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築)

感染症の次の大きな波も見据え、今までの経験で明らかになった医療提供体制等の課題に早急に対応する。都道府県が、二次医療圏間の病床や検査能力等の把握と必要な調整を円滑に行えるようにするとともに、医療機関間での医療従事者協力等を調整できる仕組みを構築する。加えて、都道府県間を超えた病床や医療機器の利用、医療関係者の配置等を厚生労働大臣が調整する仕組みを構築する。累次の診療報酬上の特例的な対応や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による対策の効果を踏まえつつ、患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き、医療機関・薬局の経営状況等も把握し、必要な対応を検討し、実施する。また、本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。

感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。その際、地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るとともに、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進する。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進める。

新型コロナウイルス感染症の地域医療への影響例と課題

第75回
社会保障審議会医療部会
(令和2年8月24日)
資料1

※地方公共団体との協議の場、専門家会議の議論等を踏まえ、事務局においてたたき台として作成。

- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行は、我が国の医療提供体制に多大な影響を及ぼしている。これに対し、様々な対策を講じてきたところであるが、地域医療において、例えば以下のような課題が浮き彫りとなっており、引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する対応を最重要の課題として、スピード感を持ってこれに全力を注ぐことが重要である。

【行政の課題】

- ・ 局所的な病床数の不足の発生
- ・ 感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築
- ・ マスク等の感染防護具、人工呼吸器等の医療用物資の確保・備蓄 など

【医療現場の課題】

- ・ 患者の医療機関への受診控え
- ・ 局所的な病床数の不足の発生
- ・ 特定の診療科における医師不足、看護師等の不足の発生 など

- また、我が国の人口減少と高齢化は引き続き進行する。そして、医療需要の増加とサービス提供人口の減少が同時に生じる。これらを考慮すれば、病床確保計画やPPE等の備蓄計画等の対策に加え、効果的・効率的な医療提供体制を構築するための取組(医療計画(疾病・事業ごとの医療連携体制の在り方を含む。)、地域医療構想、医師の働き方改革、医師偏在対策の取組やかかりつけ医機能の普及等の取組)は着実に進めるべきではないか。

- こうした課題も含め、様々な課題に対応できる柔軟性ある医療提供体制(入院、外来(かかりつけ医機能の強化、オンライン診療、外来機能の分化・連携)、在宅医療、医療人材等)の構築を目指すべきではないか。また、医療に関するデータヘルス改革についても進めていくべきではないか。

- 上記の方向性を踏まえつつ、各検討会等(医療計画の見直しに関する検討会、地域医療構想ワーキンググループ、医師の働き方改革の推進に関する検討会等)で具体的な検討を行うべきではないか。

- 今回の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえると、5疾患5事業があるけれども、それに加えて新興・再興感染症対策の追加を医療計画の中にしっかりと盛り込むべきではないかとの指摘を申し上げたい。21世紀に入ってからも、これまでにもいろいろな新興・再興感染症の出現があったわけでありますし、2003年のSARSあるいは2009年の新型インフルエンザなど、今回のものを含めてこれまでに3回このような事態が起こっているので、平常時からの備えとして計画を立てておくことが欠かせないのではないかということで、この医療計画の中に新興・再興感染症対策をどういうふうに位置づけるかということについての検討をお願いしたい。
- 地域医療構想は、2025年を見据えた地域の医療提供体制をどう地域の調整会議の中で検討し、病院の自主的な取組の中で病院の病床数や病棟を見直していくかという議論であったと理解している。将来的にもまた別の新型感染症が発生する可能性を考えれば、こうした感染症の流行も踏まえながら、改めて地域の医療提供体制をどう構築するかが重要だと考える。また、圏域や都道府県を超えた連携も時に必要になってくると考えている。今回新型コロナ禍で患者・住民の受診行動がどのように変化したか、そのことによって治療内容や患者の心身にどういう影響があったかなど、今後の分析とその結果を地域医療構想の検討などに活用されることを求めたい。
- 少子高齢化という中長期的な課題が不変である以上、地域医療構想あるいはかかりつけ医機能の強化といった取組は着実に進めるべき。感染症の拡大が突発的あるいは急速に起こり得ることを踏まれば、医療施設の最適配置の実現あるいは地域医療構想の連携を進める必要性が、今回のコロナ禍で逆にさらに明らかになったとも言えるのではないか。
- 昨年9月に示された424の公立・公的医療機関等のうちの幾つかの医療機関が、指定感染症機関あるいはそのバックアップ機関として地域で最も活躍した病院になっていたこともあるため、今回のコロナに関するいろいろな診療機能等の実態をもう一度調査し、それを地域医療構想の中のデータとしてぜひお示しいただきたい。

1. 現状

- 地域の実情に応じた医療提供体制の確保に関しては、各都道府県において、
 - ・ 「医療計画」を策定し、疾病・事業ごとに、必要となる医療機能や各医療機能を担う医療機関等を定めるなどして、医療連携体制の構築に向けた取組を進めるとともに、
 - ・ 「地域医療構想」を策定し、病床機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに、2025年の医療需要と病床必要量を推計した上で、地域医療構想調整会議において協議を進めるなどして、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携に向けた取組を進めているところ。

※ 外来医療に関しては、本年2月以降、本検討会において、外来機能の分化・連携に向け、外来機能の明確化、かかりつけ医機能の強化、外来医療のかかり方に関する国民の理解の推進について議論を進めてきたところ。

- 一方、感染症の医療提供体制の確保に関しては、各都道府県において、感染症法に基づく「予防計画」を策定し、感染症指定医療機関の整備や感染症患者の移送体制の確保等の取組を進めているところ。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、同種の感染症への対応に関する知見がない中で、例えば、感染症指定医療機関（感染症病床）のみならず、その他の医療機関（一般病床）において多くの感染症患者を受け入れるなど、これまでの「医療計画」や「予防計画」等では想定されていない事態が生じており、新型コロナウイルス感染症以外の医療連携体制（役割分担・連携）も大きな影響を受けている状況。

2. 課題

- 足下の新型コロナウイルス感染症対応に引き続き全力を注ぎつつ、この対応により得られた知見を踏まえ、今後、特に新興・再興感染症が発生した際に、行政・医療関係者が連携の上、円滑・適切に対応できるよう、当該新興・再興感染症以外の医療連携体制への影響を勘案しながら、新興・再興感染症対応に係る医療連携体制を構築する必要。
- 併せて、引き続き進行する人口構造の変化を見据えた上で、新興・再興感染症が発生した際の影響にも留意しつつ、入院医療・外来医療双方において、質の高い効率的な体制の確保に向けた取組を進める必要。

医療連携体制の構築（医療計画）

- 新興・再興感染症対応に係る医療連携体制に関し、感染症法等における今後の対応（基本指針、予防計画など）を踏まえつつ、医療計画（疾病・事業ごとの医療連携体制の在り方を含む。）との関係についてどのように考えるか。

→ 関係審議会・検討会等において新興・再興感染症対応の課題について整理の上、
本検討会においても必要な検討を実施

将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携（地域医療構想）

- 平時の入院医療体制を想定した「地域医療構想」に関し、新興・再興感染症対応の内容を踏まえつつ、今後の取組についてどのように考えるか。

- ・ 感染拡大時の病床確保についてどのように考えるか
- ・ 「具体的対応方針の再検証等」などの取組にどのような影響があるか
- ・ 今後の人団構造の変化を踏まえ、どのような工程で議論・取組を進めていくか など

→ 詳細について、地域医療構想に関するワーキンググループにおいて検討

外来機能の分化・連携

→ 引き続き、本検討会において検討（次回以降議論）

第21回医療計画の見直し等に関する検討会(10/1)における主なご意見について

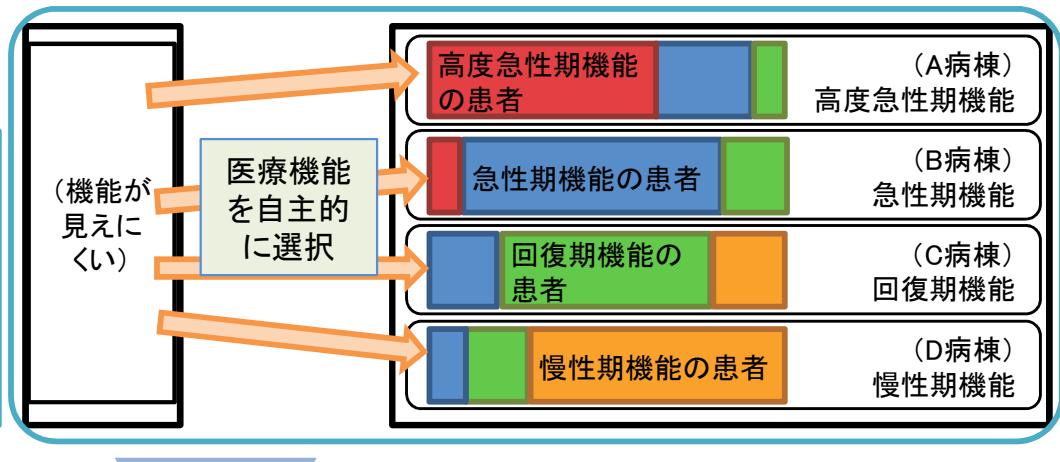
- コロナを受け入れないところが、コロナを受け入れる病院に代わり、コロナ以外の救急は受け入れることで、コロナを受け入れる感染症指定病院を、カバーするような体制ができたのは、地域医療構想調整会議が進んでいたおかげ。
- 急性期の大きな病院で、かなりコロナの患者を受けてもらった。余力がないと、これを受け取ることができない。地域医療構想などでやっていることは、急性期からできるだけ慢性期にシフトしていくこと、余力を削ぐ議論に近いと思う。余力が必要だということが医療計画の体制の整備の議論で、余力はできるだけ削ごうというのが、地域医療構想の議論のように見えてしまう。この2つを違うところで議論して、個々の会議でそれを調整ができるのかというのを疑問であり、少なくとも何らかの形で途中で意見のすり合わせをしていかないと、両立は難しいのではないか。
- 感染症拡大時の対応病床の確保という突発的、臨時的、短期的な対応と、将来の医療需要を踏まえた中長期的な医療計画や地域医療構想について、コロナ禍の教訓を機に、予防計画の中で感染拡大時の病床確保計画を定めることによって、切り離してやることは可能ではないかと考えている。地域医療構想の目的は、今後少子高齢化という人口構造の長期的なトレンドにどう対処していくかということを議論するところであるので、2025年という残された時間を考えれば、新たな工程の具体化に向けた検討を行っていくべきだと考える。
- 疾病構造はコロナを経たからといって大きく変わったということはないので、基本的にはこの地域医療構想というのは肅々と進める形になろうとは思う。再検証の対象になった医療機関でも、コロナに大変重要な役割をしていた病院等もあると聞いている。この辺りはしっかりと実態を把握した上で、なおかつ、その病床というものをどう考えるのか。感染症として増やすのか、それとも休床にしておいていざというときに使えるような状況にするのか等の議論は、しっかりと議論していただきたい。
- そろそろ高齢化のピークである2040年代を展望した新しいビジョンを検討すべき時期が近づいてきているのではないか。
- 次は2040年を目指すのかなども含めて、ポスト地域医療構想の工程等も示していただきたい。

2 地域医療構想について

地域医療構想について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。
- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。

医療機関



病床機能報告

医療機能の現状と今後の方向を報告(毎年10月)

(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量
 - ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
 - ・在宅医療等の医療需要を推計
 - ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計
2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策例)
医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

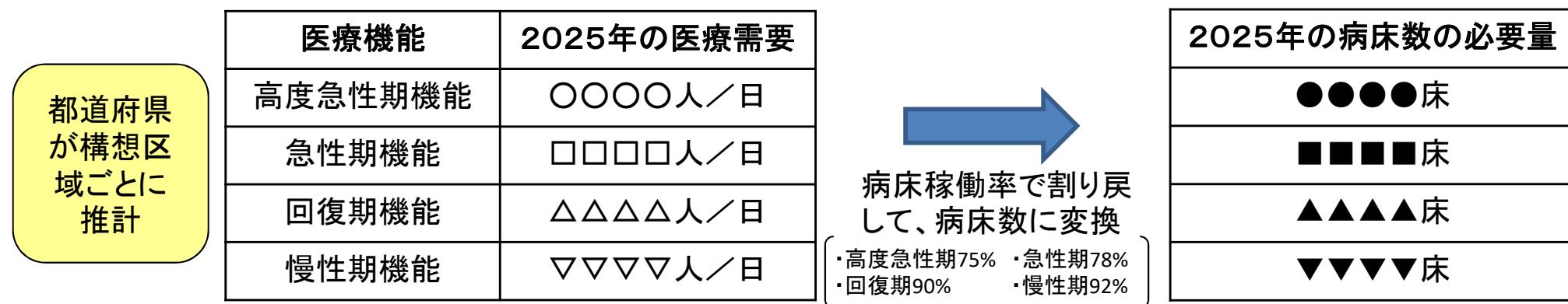
都道府県

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

- 機能分化・連携については、「**地域医療構想調整会議**」で議論・調整。

2025年の医療需要及び各医療機能の必要量の推計の基本的考え方

- 地域医療構想は、都道府県が構想区域(原則、二次医療圏)単位で策定。よって、将来の医療需要や病床の必要量についても、国が示す方法に基づき、都道府県が推計。
- 医療機能(高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能)ごとに、医療需要(1日当たりの入院患者延べ数)を算出し、それを病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計。



- 推計に当たり、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案できるよう、NDB(ナショナルデータベース)のレセプトデータやDPCデータを分析する。
- 具体的には、患者に対して行われた診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算した値(医療資源投入量)の多寡を見ていく。
- その他、推計に当たっては、入院受療率等の地域差や患者の流出入を考慮の対象とする。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の地域医療構想の進め方について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年8月31日付け医政発0831第3号厚生労働省医政局長通知）を発出。

公立・公的医療機関等の 具体的対応方針の再検証等について (令和2年1月17日付け通知)

当面、都道府県においては、「**経済財政運営と改革の基本方針2019**」における一連の記載^(※)を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする。

※経済財政運営と改革の基本方針2019の記載

- 医療機関の再編統合を伴う場合
→ 遅くとも2020年秋頃
- それ以外の場合
→ 2019年度中

経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)

感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、**可能な限り早期に工程の具体化**を図る。

具体的対応方針の再検証等の期限について (令和2年8月31日付け通知)

再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、**厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。**

重点支援区域について

1

背景

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされた。

2

基本的な考え方

- 都道府県は、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する。なお、選定は複数回行うこととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能再編等の方向性を決めるものではない上、重点支援区域に選定された後も医療機能再編等の結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。

3 選定対象・募集時期

- 「重点支援区域」における事例としての対象は、「複数医療機関の医療機能再編等事例」とし、以下①②の事例も対象となり得る。
 - 再検証対象医療機関（※）が対象となっていない再編統合事例
 - 複数区域にまたがる再編統合事例

※ 厚生労働省が分析した急性期機能等について、「診療実績が特に少ない」（診療実績がない場合も含む。）が9領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」（診療実績がない場合も含む。）が6領域（人口100万人以上の構想区域を除く。）全てとなっている公立・公的医療機関等
- 重点支援区域申請は、当面の間、隨時募集する。

4 支援内容

重点支援区域に対する国による技術的・財政的支援は以下のとおり。

【技術的支援】（※）

- 地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
- 関係者との意見調整の場の開催 等

【財政的支援】

- 地域医療介護総合確保基金の令和2年度配分における優先配分
- 新たな病床機能の再編支援を一層手厚く実施

※ 今般の新型コロナへの対応を踏まえ、地域における今後の感染症対応を見据えた医療提供体制の構築に向けた検討に資するよう、国の検討会等における議論の状況について情報提供を行う。

【優先して選定する事例】

以下の事例を有する区域については、医療機能再編等を進める上で論点が多岐に渡ることが想定されるため、優先して「重点支援区域」に選定する。

なお、再検証対象医療機関が含まれる医療機能再編等事例かどうかは、選定の優先順位に影響しない。

- 複数設置主体による医療機能再編等を検討する事例
- できる限り多数（少なくとも関係病院の総病床数10%以上）の病床数を削減する統廃合を検討する事例
- 異なる大学病院等から医師派遣を受けている医療機関の医療機能再編等を検討する事例
- 人口規模や関係者の多さ等から、より困難が予想される事例

5 選定区域

これまでに以下の9道県12区域の重点支援区域を選定。

【1回目（令和2年1月31日）に選定した重点支援区域】

- 宮城県（仙南区域、石巻・登米・気仙沼区域）
- 滋賀県（湖北区域）
- 山口県（柳井区域、萩区域）

【2回目（令和2年8月25日）に選定した重点支援区域】

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・北海道（南空知区域、南檜山区域） | ・岡山県（県南東部区域） |
| ・新潟県（県央区域） | ・佐賀県（中部区域） |
| ・兵庫県（阪神区域） | ・熊本県（天草区域） |

新たな病床機能の再編支援について

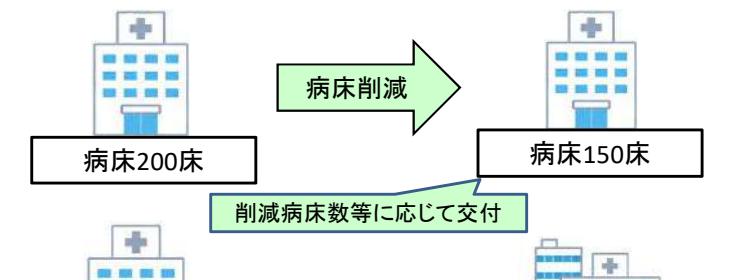
令和3年度要求額：事項要求
(令和2年度予算額：84億円)

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10／10）】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

「病床削減」に伴う財政支援

病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、
削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付

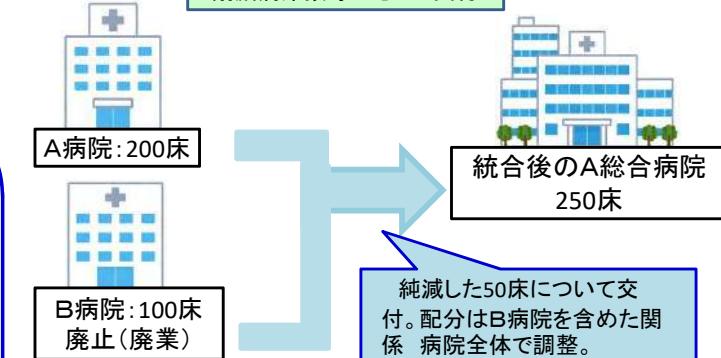
※病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となること
※許可病床から休床等を除いた稼働している病棟の病床の10%以上を削減する場合に対象



「病院統合」に伴う財政支援

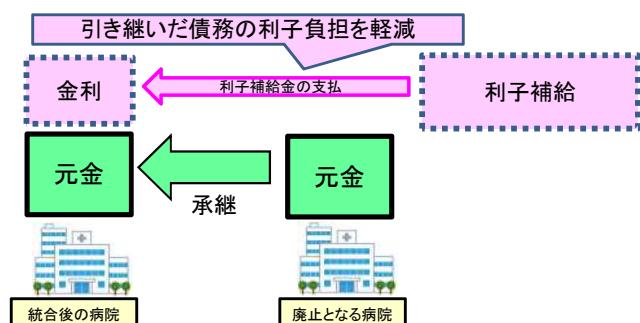
【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象



【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付

※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。



3 新型コロナウイルス感染症対応の状況

感染症法に基づく予防計画について

第21回
医療計画の見直し等に関する検討会
(令和2年10月1日)
資料

- 都道府県は、感染症法第10条に基づき、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(基本指針)に則して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(予防計画)を定めることとされている。

【感染症法第9条第1項】

厚生労働大臣は基本指針を定めなければならない。

基本指針【告示】

- 基本指針は、次に掲げる事項について定めることとされている。
(感染症法第9条第2項)

- 1 感染症の予防の推進の基本的な方向
2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
4 感染症にかかる医療を提供する体制の確保に関する事項
5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
6 感染症にかかる医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
7 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
10 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項
12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

基本指針で定める事項
(※)

※ 基本指針で定める事項のうち1～11の事項については、指針の中で、予防計画を策定する際の留意点が示されている。

- 基本指針は、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更する。

【感染症法第10条第1項】

都道府県は、基本指針に則して、予防計画を定めなければならない。

予防計画

- 予防計画は、次に掲げる事項について定めることとされている。
(感染症法第10条第2項)

- 1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

【規定が望ましい事項（基本指針より抜粋）】

- ・感染症発生動向調査のための体制の構築に関する事項
- ・都道府県等における保健所及び地方衛生研究所の役割分担及び両者の連携に関する事項
- ・対人措置及び対物措置を実施する際の留意点や関係各機関の連携に関する事項
- ・積極的疫学調査のための体制の構築に関する事項
- ・新感染症の発生時の対応に関する事項 等

- 2 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

【規定が望ましい事項（基本指針より抜粋）】

- ・第一種、第二種感染症指定医療機関の整備目標に関する事項
- ・感染症の患者の移送体制に関する事項
- ・医薬品の備蓄又は確保に関する事項
- ・平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項 等

- 3 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

【規定が望ましい事項（基本指針より抜粋）】

- ・感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、分析及び公表に関する事項
- ・緊急時における初動措置の実施体制の確立に関する事項 等

- 予防計画は、基本指針が変更された場合には再検討を加え、必要があると認めるときは変更する。（都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも同様。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

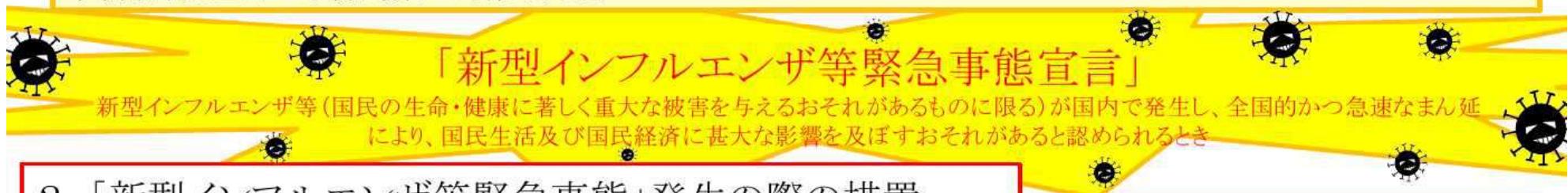
～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施



2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和2年10月15日24時時点

	PCR検査実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等をする者		退院又は療養解除となった者の数	死者数	確認中(※4)
			うち重症者				
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国者を除く)	2,153,990 (+20,737)	90,354 (+703)※2	5,176 (+122)	148 (+2)※6	83,509 (+610)	1,649 (+4)	64 (-17)
空港検疫	243,589 (+1,744)※7	1,062 (+4)	134	0	927 (+4)	1	0
チャーター便帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	2,398,408 (+22,481)	91,431 (+707)※2	5,310 (+122)	148 (+2)※6	84,451 (+614)	1,650 (+4)	64 (-17)

※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から（退院者及び死者については令和2年4月21日公表分から）、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数（再陽性例を含む）を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。

※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。
前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。

※4 PCR検査陽性者数から入院治療等をする者の数、退院又は療養解除となった者の数、死者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。

※5 国内事例には、空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。

※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。

※7 空港検疫については、7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。

【上陸前事例】括弧内は前日比

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人)※1	712※2 [331]	659※3	0※6	13※5

※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人

※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。

※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。

※4 37名が重症から軽～中等症へ改善（うち37名は退院）

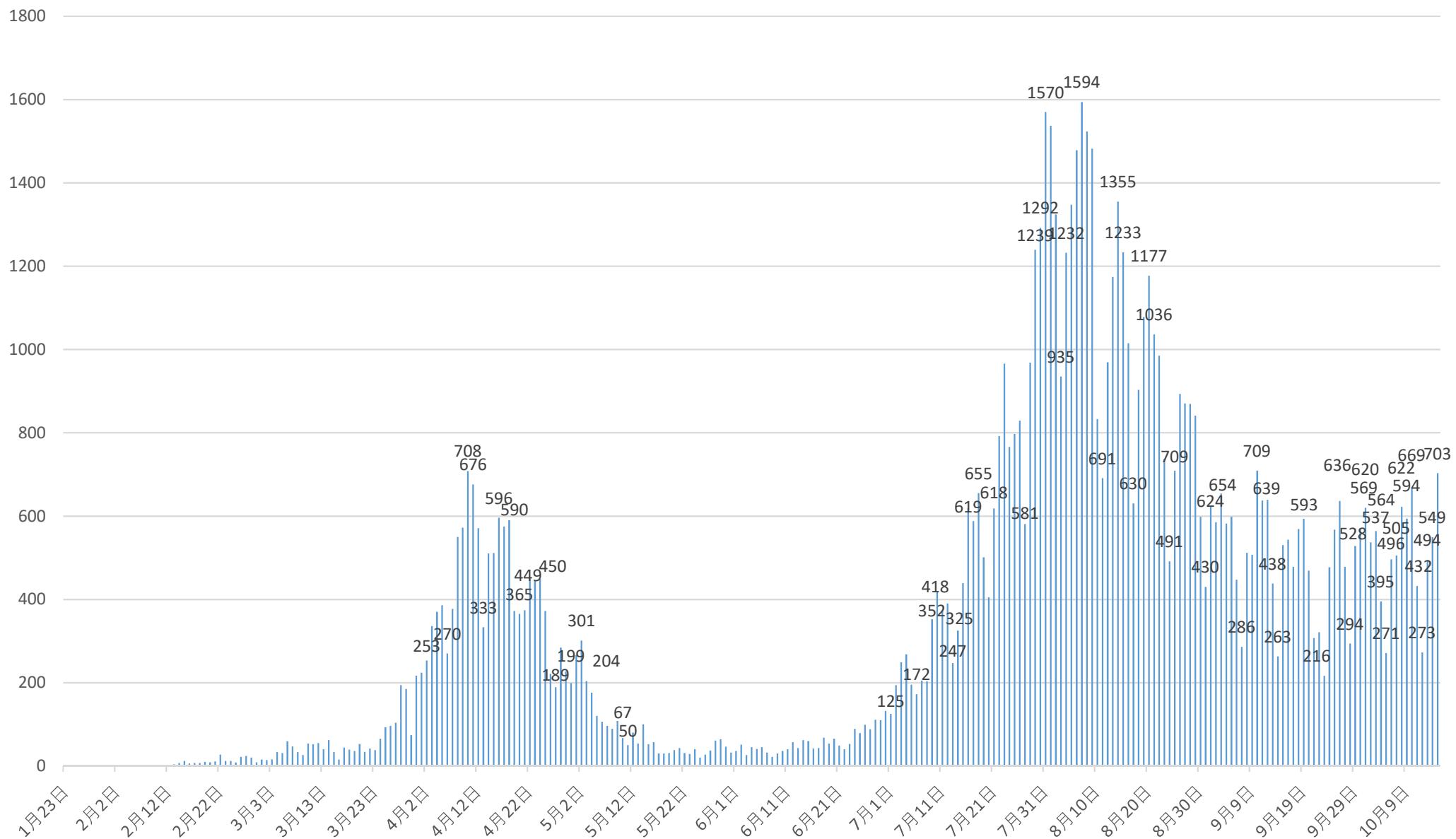
※5 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

令和2年10月15日24時時点



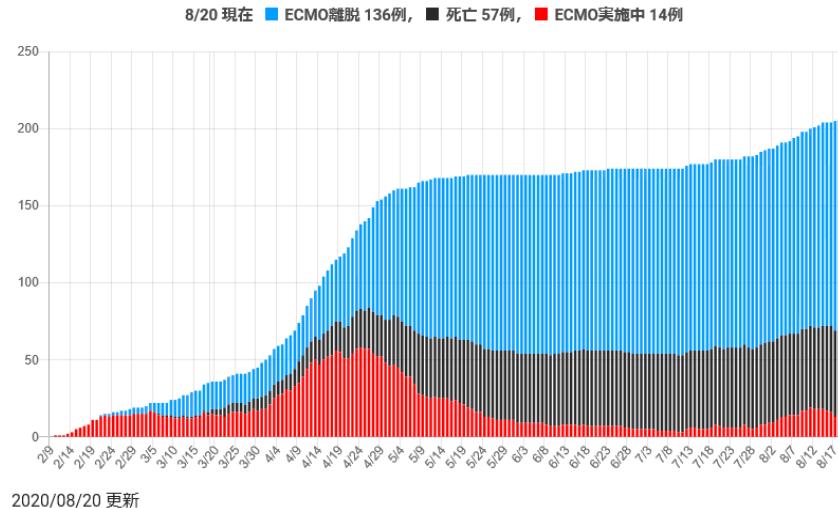
※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。

※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

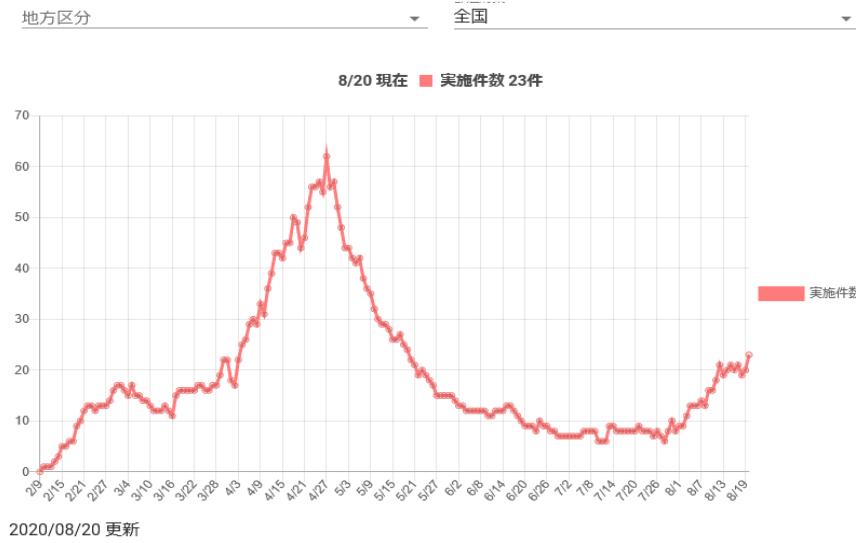
重症者数の推移

○ピーク時の状況には至っていない。人工呼吸器を装着した方でも軽快する患者が多い。

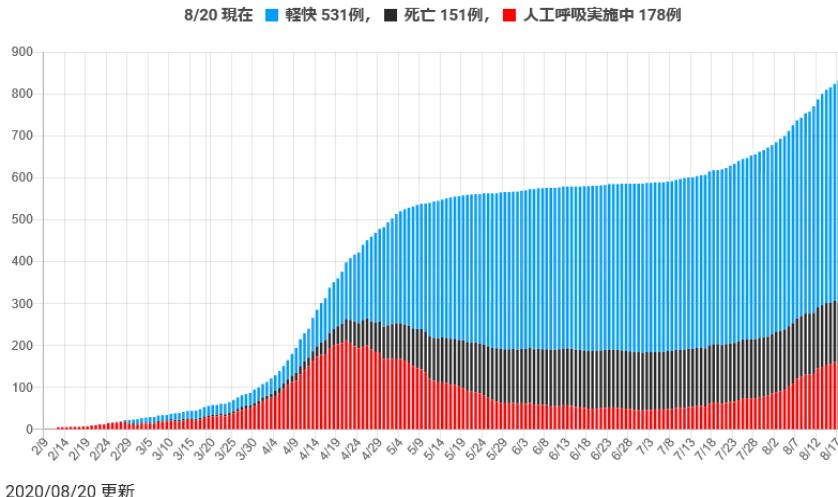
コロナ患者に対するECMO治療の成績累計（全国）



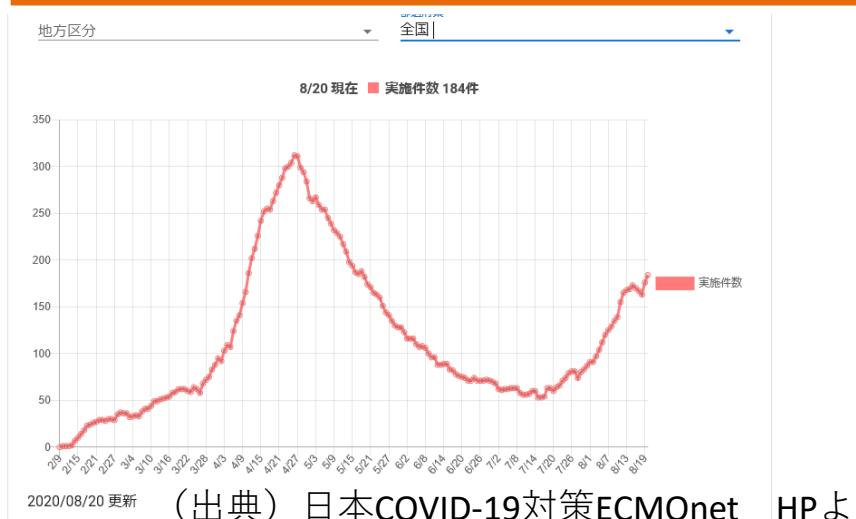
コロナ患者に対するECMO装着数の推移（全国）



コロナ患者に対する人工呼吸器治療（ECMOを除く。）の成績累計（全国）



コロナ患者に対する人工呼吸器装着数（ECMOを含む。）の推移（全国）



今後の感染拡大を見据えた医療体制整備の再構築について（概要）

医療体制整備の再構築に当たっての基本的な考え方

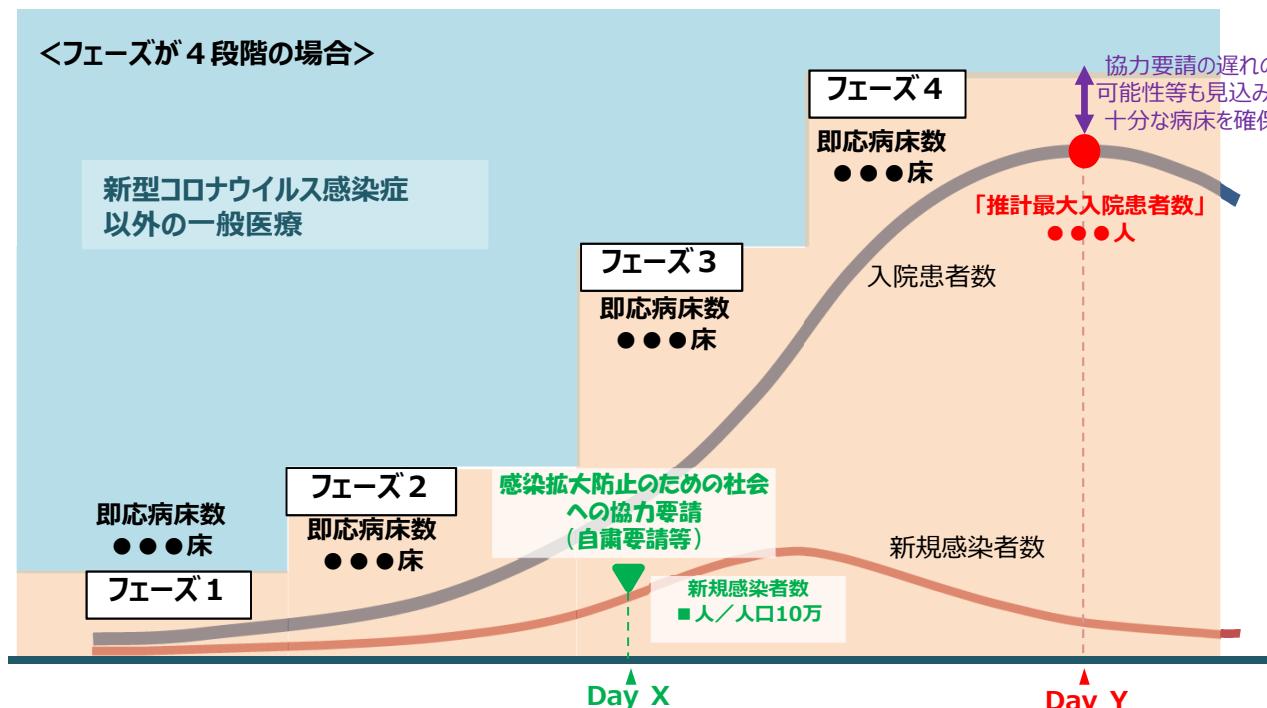
- 新たな医療提供体制整備は、これまで同様、**都道府県が主体となって推進**し、達成することを基本とする。
- 都道府県は、**保健所・保健所設置市との連携**を平時から構築する。
- 医療提供体制を再構築するに当たっては、「**新型コロナウイルス感染症との共存**」も見据えた**中長期的な目線で体制を整備**。
- **新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立して確保**することを目指す。
- 医療提供体制の整備は、**国内実績を踏まえた新たな患者推計**をもとに、感染ピーク時のみならず、感染拡大の経過や収束時期も見据え、**時間軸を踏まえたフェーズに応じた病床確保等の実施**。
- **感染拡大防止のための社会への協力要請（自粛要請等）を行う時期の違い**によって、その後の**患者数や必要となる医療資源だけではなく、収束するまでの時間にも影響**を及ぼすことを踏まえた対応を行う。

更なる後押し

第二次補正予算と連動 ●新型コロナ緊急包括支援交付金の増額及び対象拡大、診療報酬の特例的な対応、PCR等の検査体制のさらなる強化 等

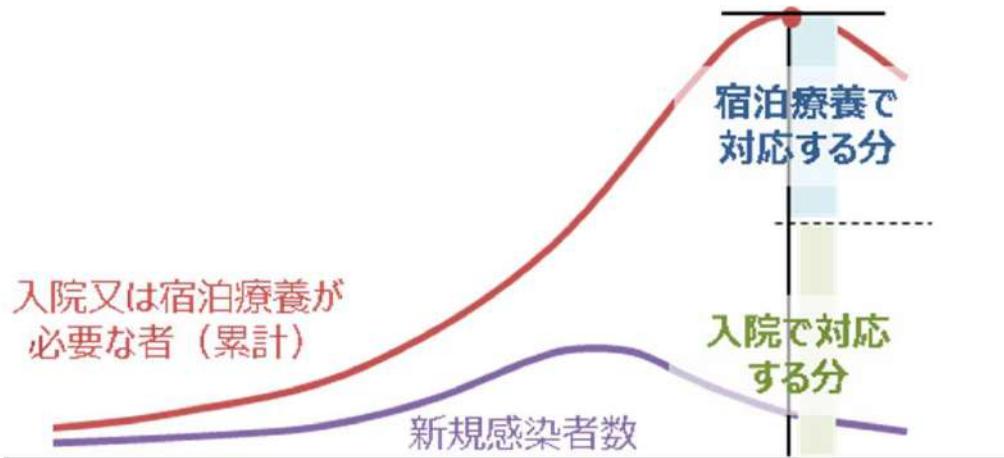
新たな患者推計を踏まえた医療体制整備のイメージ

- 都道府県は、**国内の感染実績を踏まえた新たな患者推計**モデルに基づき、都道府県ごとの実状を加味した**患者推計**の結果及び**必要な病床数**を算出。国は、推計に必要な推計ツールや基本的な考え方を提示。
- 今回の推計では、**時間軸を考慮し**、ある時点を基点に、その後の経過日数時点(フェーズ)における**入院患者数**等を予測可能。
- 各フェーズで必要な病床数を確保することにより、それ以外の病床において**他の疾患等の患者に対する一般医療の提供を確保**。

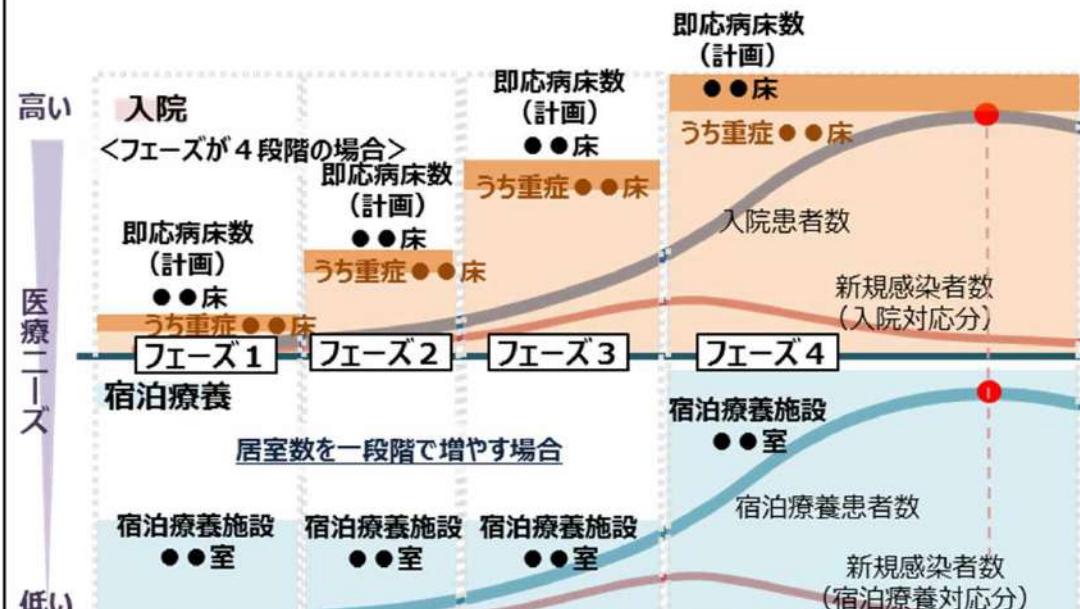


病床・宿泊療養施設の確保の考え方

新たな患者推計における入院と宿泊療養による対応



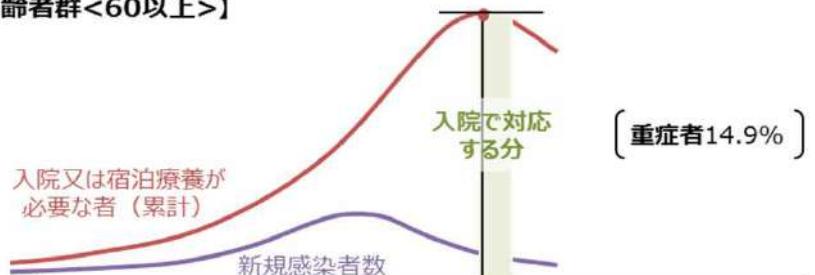
病床・宿泊療養施設の確保計画のイメージ



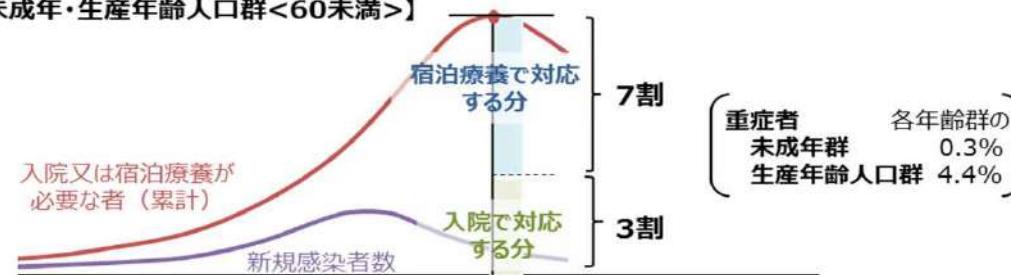
入院率・重症化率の考え方

- 新たな患者推計では、高齢者が重症化しやすい等の実態を踏まえて入院率・重症化率を設定。
 - 高齢者群は重症化のハイリスク群であることから、全員について入院管理と想定
 - 他の年齢群では、諸外国におけるデータも踏まえ、入院治療を必要とする患者が当該年齢群の診断者の30%であると想定
 - 重症者の割合は、過去の患者発生動態を踏まえ、全年齢で7.7%（未成年群0.3%、生産年齢人口群4.4%、高齢者群14.9%）と想定。

【高齢者群<60以上>】



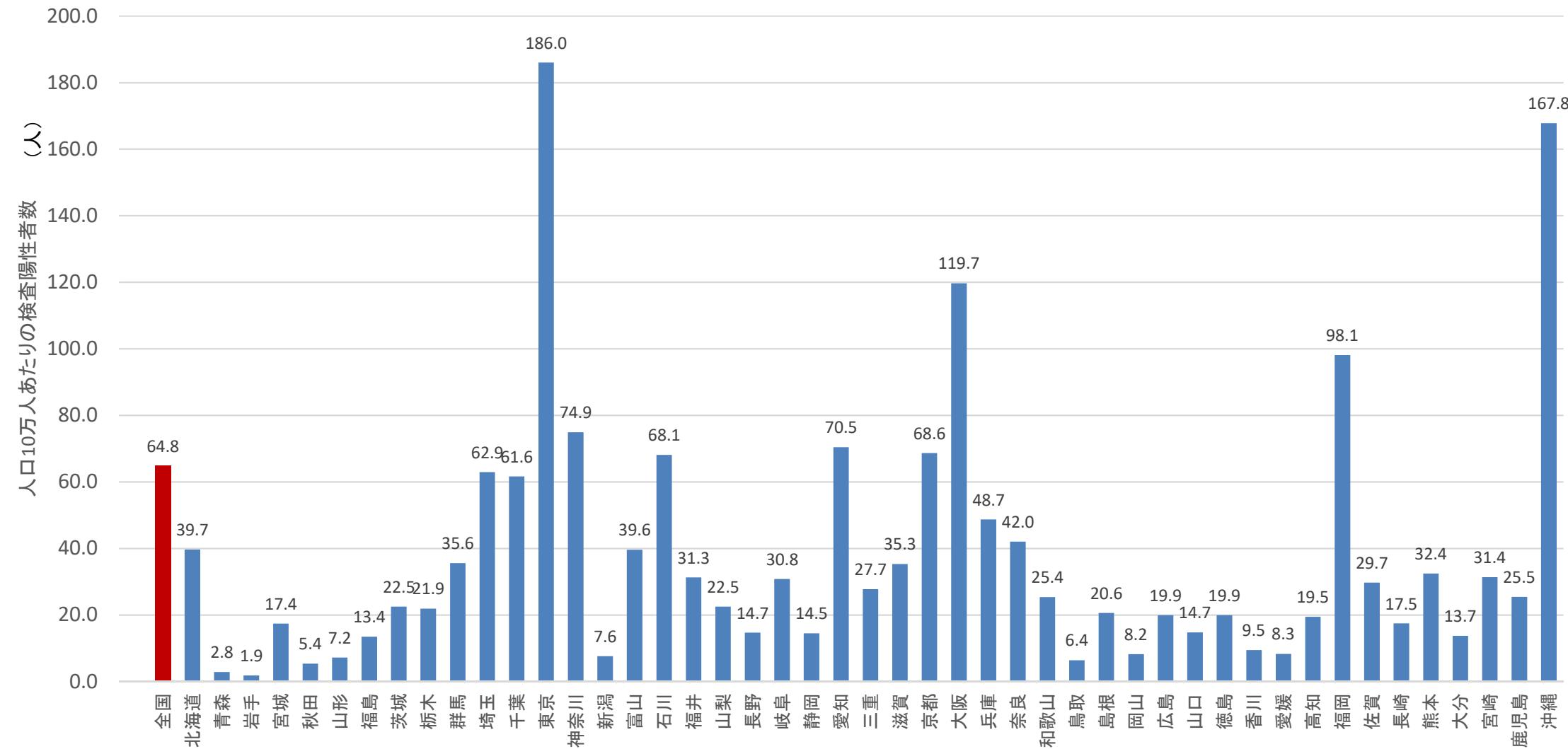
【未成年・生産年齢人口群<60未満>】



各都道府県別の新型コロナウイルスの感染状況

- 全国では人口10万人あたり累計64.8人の検査陽性者が発生した。
- 東京都が最も多く、人口10万人あたり186.0人であった。

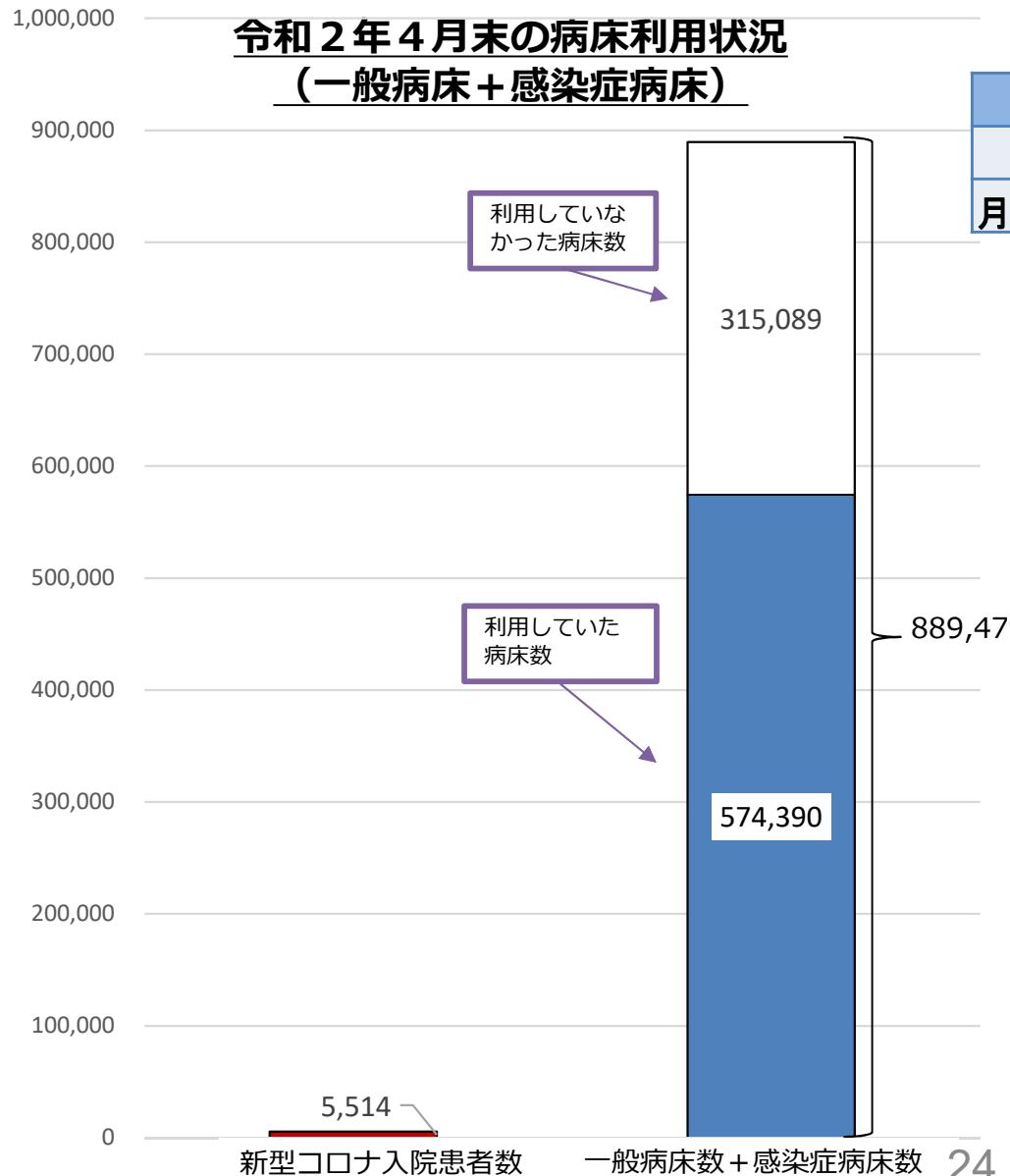
1月～9月における各都道府県別人口10万人当たりの累計新型コロナ検査陽性者数



出典：「各都道府県の検査陽性者の状況（空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）」令和2年9月30日 24時時点
各都道府県の人口…住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（2020年1月1日現在）

令和2年4月の全国の一般病床等の病床利用状況と新型コロナ入院患者数

- 令和2年4月末時点で入院していた新型コロナ患者数は5,514人であった。
- 最終フェーズにおいて、都道府県が即応病床として確保することを計画した病床数は計27,580床である。



令和2年4月末の病床種別病床数等（病院）

	一般病床	感染症病床	一般 + 感染症
病床数	887,591床	1,888床	889,479床
月末在院患者数	573,714人	676人	574,390人

令和2年4月28日時点の新型コロナ入院患者数 5,514人

※病床数、月末在院患者数・・・病院報告（月報）令和2年4月

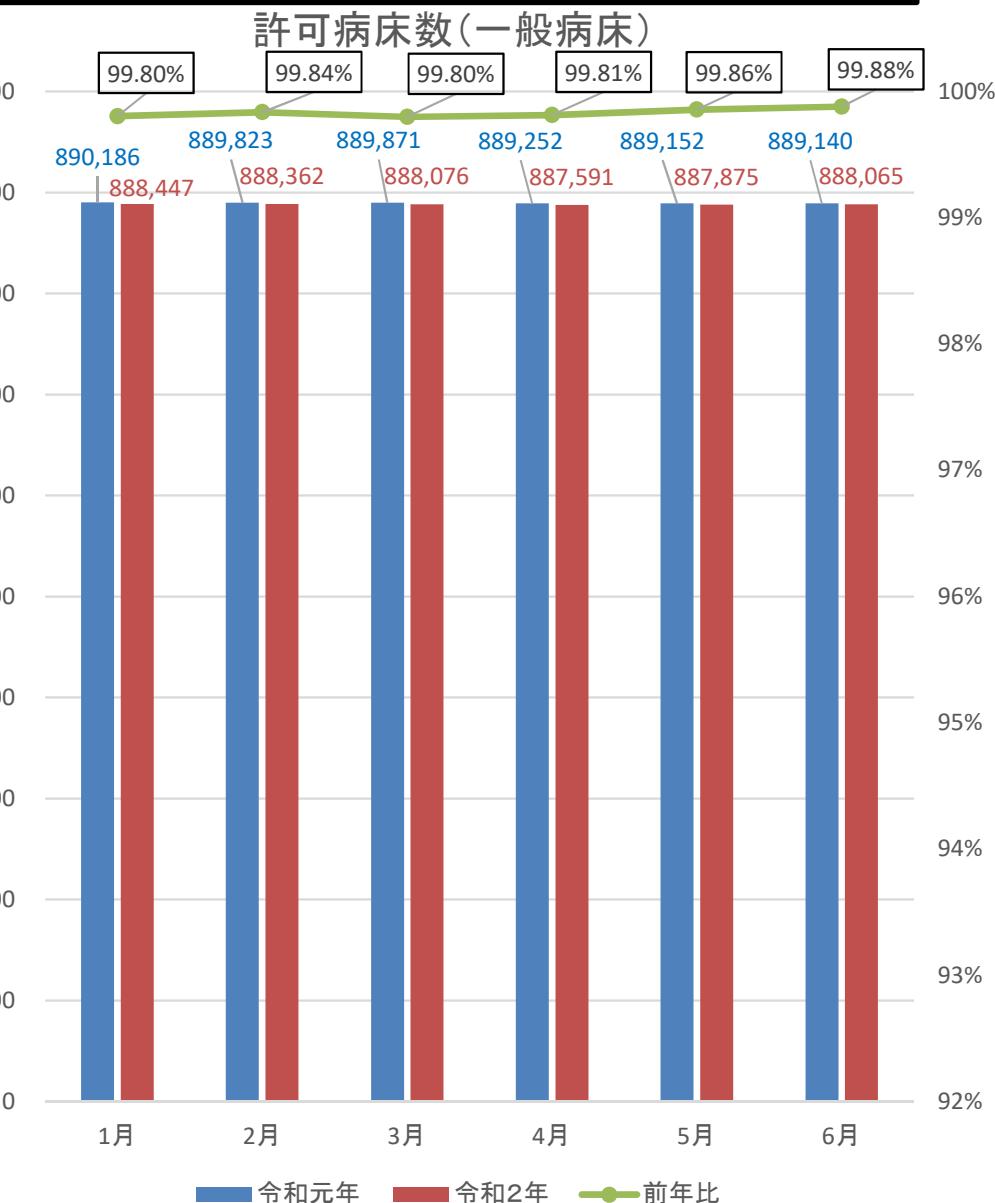
※「新型コロナウイルス感染症患者」について、このページ以降
「新型コロナ患者」とする。

※新型コロナ入院患者数・・・新型コロナウイルス感染症患者の
療養状況に関する調査結果（4月28日報告）より

※最終フェーズにおいて、都道府県が即応病床として確保することを
計画する病床数・・・「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、
病床数等に関する調査結果（10月7日0時時点）」より引用。

全国の一日平均在院患者数及び許可病床数（一般病床）

- 一般病床における全国の1日平均在院患者数は、前年同時期に比べて減少傾向。5月は前年比86%。
- 一般病床の許可病床数は前年度に比較して微減傾向だが、感染が拡大した5月以降は増加傾向。

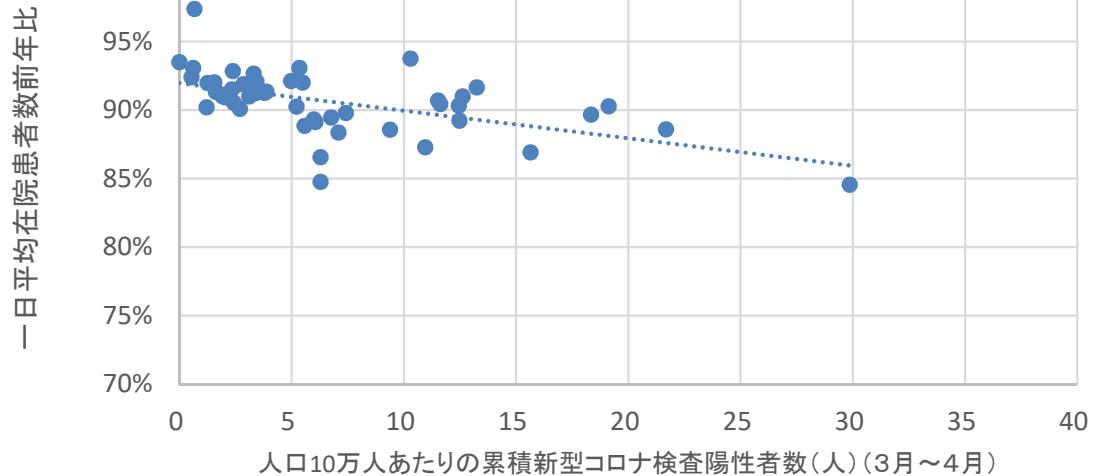


※一日あたり平均在院患者数・病院数…病院報告（月報）令和2年1月～6月と、令和元年1月～6月より引用

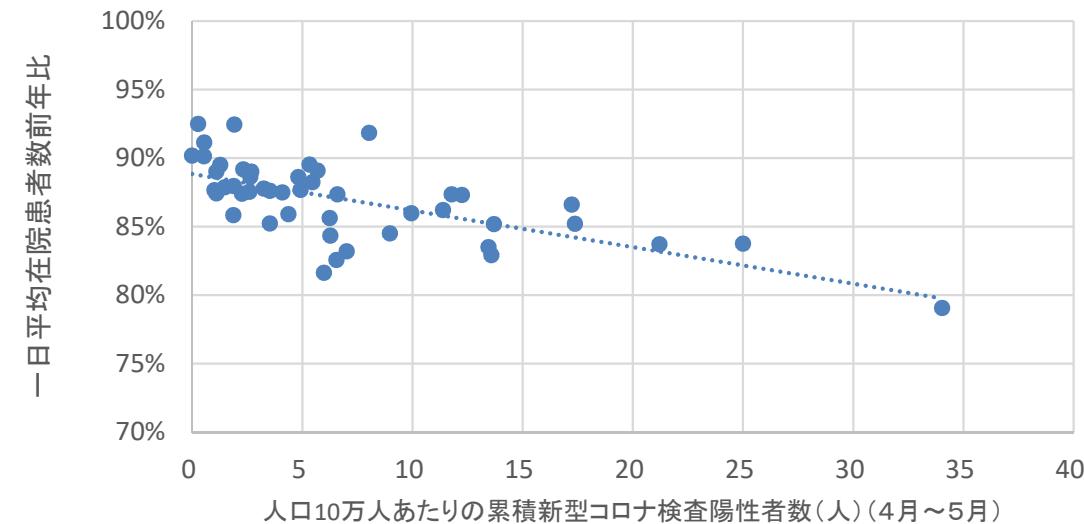
都道府県別の一 日平均在院患者数の前年比（一般病床）

- 各都道府県の4月～6月の一 日平均在院患者数前年比は人口10万人あたりの累計新型コロナ検査陽性者数が多い方が減少傾向にある。

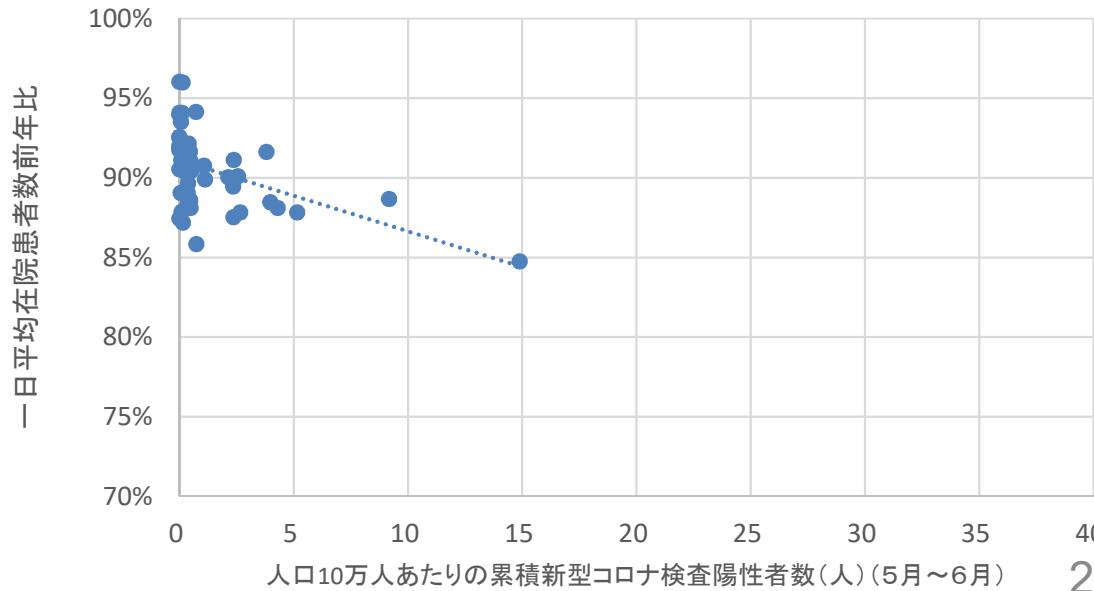
4月



5月



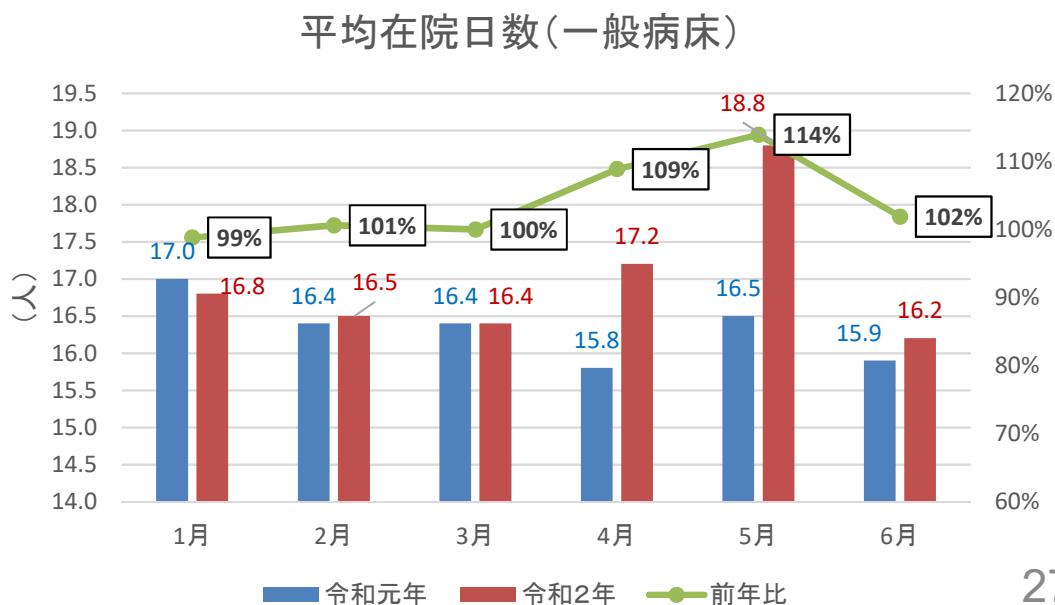
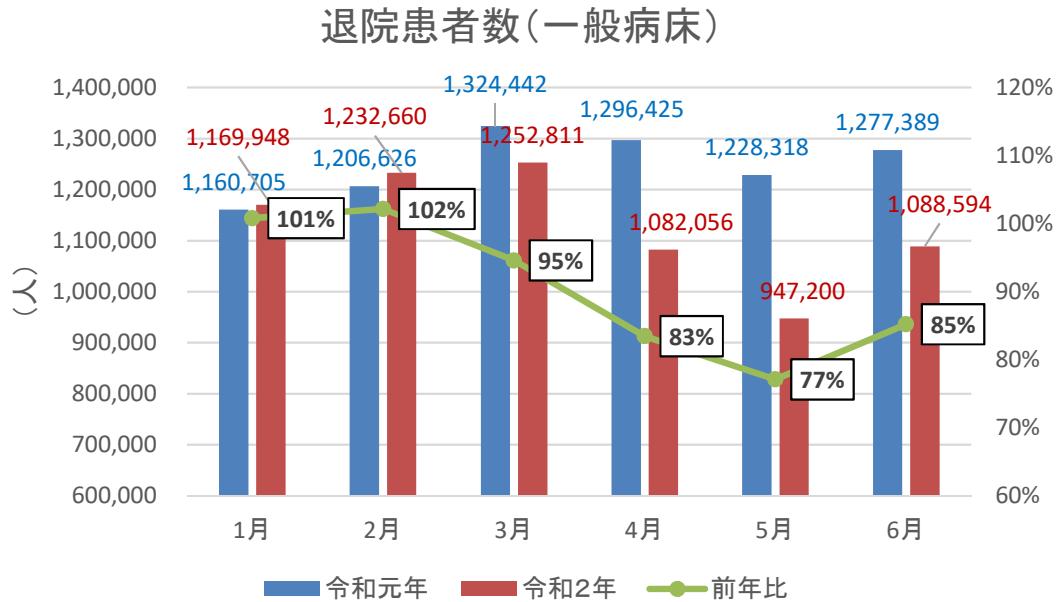
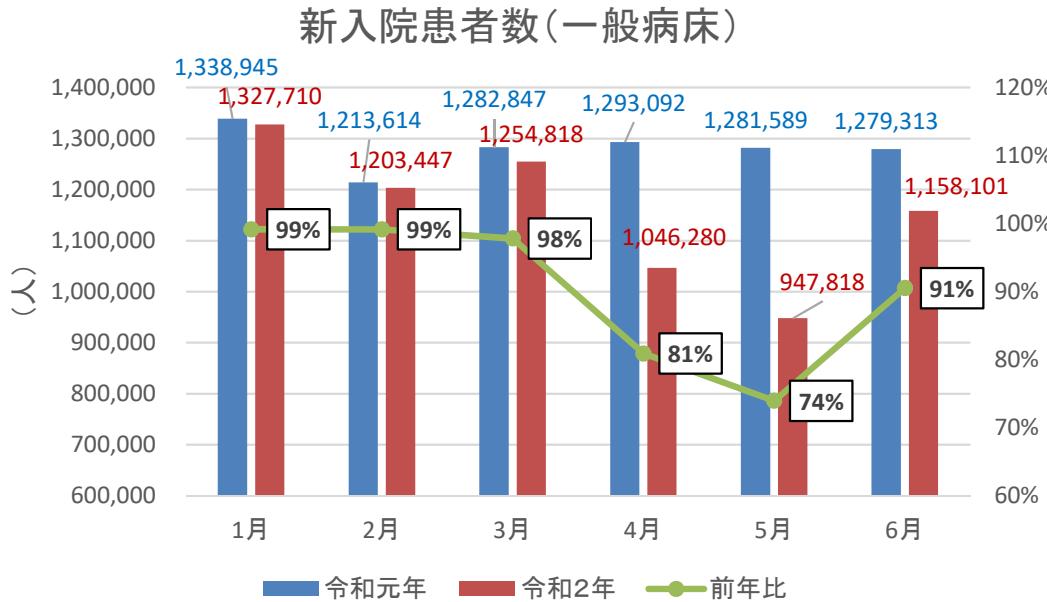
6月



※一日平均在院患者数前年比…病院報告（月報）の2020年4月-6月と2019年4月-6月における一日平均在院患者数（一般病床）の前年比を算出
※新型コロナ検査陽性者数…各都道府県の検査陽性者の状況（空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）
※人口…住民基本台帳（2020年1月1日時点）

新入院患者数、退院患者数、平均在院日数の前年と今年の比較（一般病床）

- 一般病床において、全国の新入院患者数・退院患者数ともに、前年同時期に比べて減少傾向。
一方、全国の平均在院日数は、前年同時期に比べて長期化傾向。



※引用：病院報告（月報）令和2年1月～6月と、令和元年1月～6月
 ※平均在院日数・・・(月間患者延数)／1/2 {(月間新入院患者数)+(月間退院患者数)}
 ※新入院患者数・・・一ヶ月の間に新規に入院した患者数
 ※退院患者数・・・一ヶ月の間に退院した患者数

医療機関の病床規模等別における 新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績を有する医療機関について

定義等

【G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System on COVID-19））】

全国の医療機関（20病床以上を有する保険医療機関8,280カ所のうち、令和2年9月末時点で7,307医療機関が登録済）の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握することにより、病院の稼働状況を広く知らせるほか、マスク等の物資の供給や患者搬送の調整に活用するなど必要な医療提供体制の確保に役立てているシステム。令和2年5月1日より運用開始（3月27日試運用開始）。

【新型コロナ患者受入可能医療機関】

G-MISで報告のあった医療機関について、新型コロナウイルス感染症患者の受入（入院患者の受入実績が1人以上あった場合は有）または受入可能（新型コロナウイルス感染患者受入可能な病床を1床以上としたことがあった場合は有）と報告した医療機関を受入可能医療機関とした。（令和2年9月末時点）

【新型コロナ患者受入医療機関】

G-MISで報告のあった医療機関について、新型コロナウイルス感染症患者の入院患者の受入実績が1人以上あった医療機関を受入ありとした。（令和2年9月末時点）

【病床機能報告】

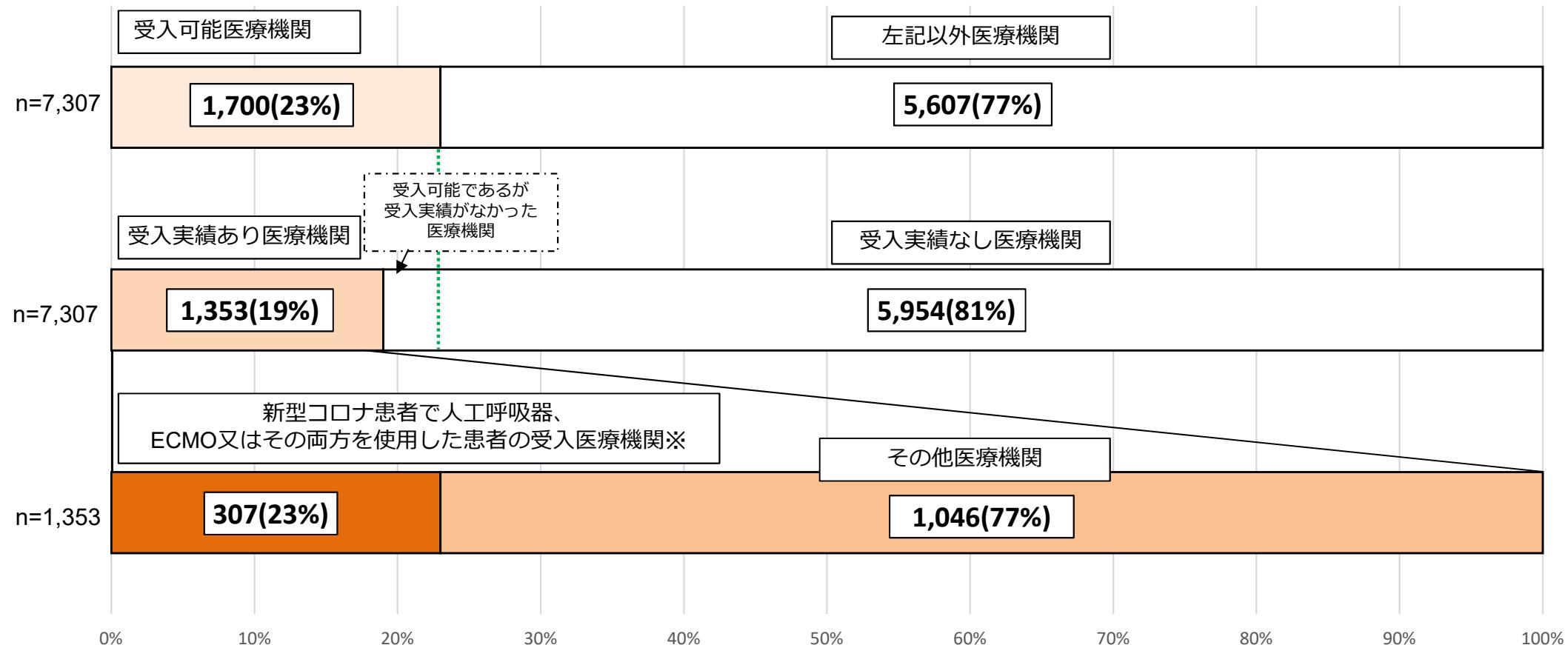
医療法第30条の13に基づき、一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所に義務づけられている報告。病床数、病床の機能、職員数等、医療体制整備に関する病院の状況について報告を求めている。（平成30年度病床機能報告をデータとして使用）

新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

- 全医療機関のうち、新型コロナ患者の受入可能医療機関の割合は23%、受入実績あり医療機関の割合は19%。
- 受入実績あり医療機関のうち、人工呼吸器、ECMO又はその両方を使用した患者の受入医療機関の割合は23%。

新型コロナ患者受入可能医療機関

対象医療機関： G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）

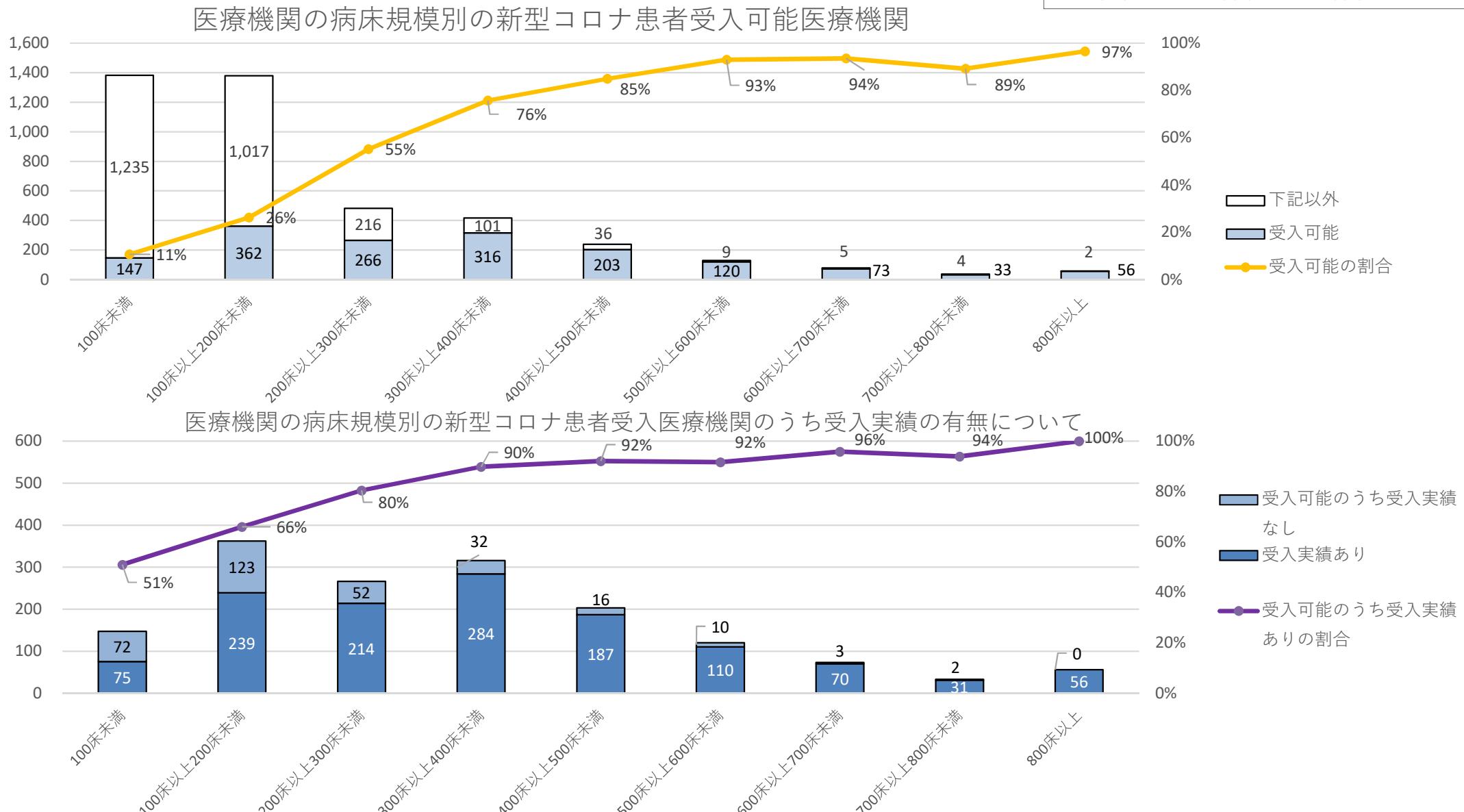


※G-MISで「（入院中のうちECMO・人工呼吸器管理中）、（入院中のうち人工呼吸器管理中（ECMOなし））」のいずれかの新型コロナ患者が入院していた医療機関

病床規模別の新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

- 医療機関の病床規模が大きいほど、新型コロナ患者の受入可能医療機関及び受入実績の割合も大きくなる傾向。100床未満の受入可能医療機関のうち半数以上が受け入れている。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4201医療機関）



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

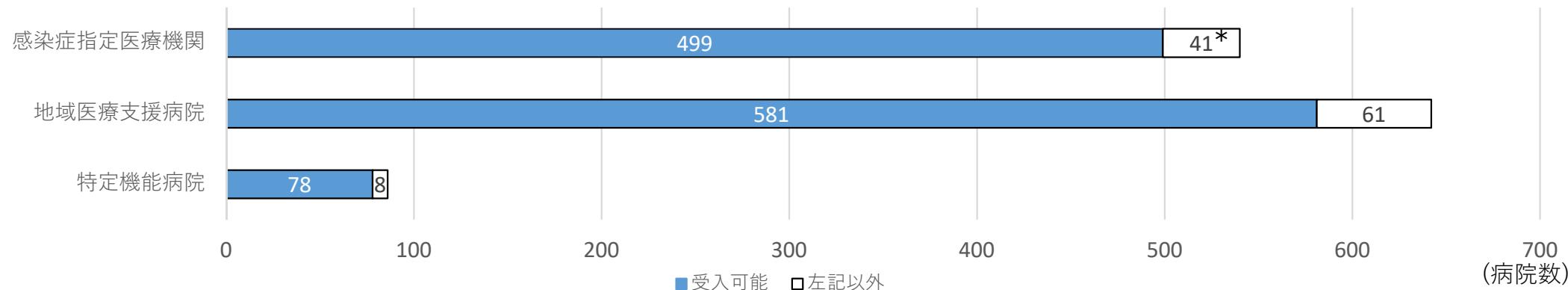
※ 病床数：平成30年度病床機能報告における一般病床及び療養病床の許可病床数

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

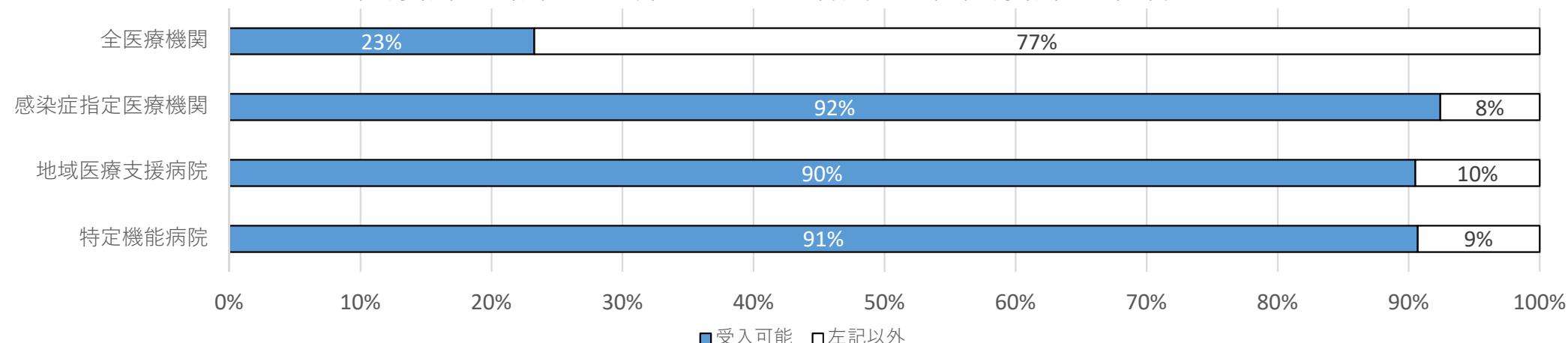
- 全医療機関のうち23%が、新型コロナ患者受入可能医療機関であった。
- 感染症指定医療機関のうち92%、地域医療支援病院のうち90%、特定機能病院のうち91%が、受入可能医療機関であった。

対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち感染症指定医療機関（540医療機関、報告率97%）
地域医療支援病院（642医療機関、報告率97%）
特定機能病院（86医療機関、報告率100%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関



医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関の割合



※感染症指定医療機関・・・特定・第一種・第二種感染症指定医療機関、平成31年4月1日時点で551医療機関

* 新型コロナ患者受入可能としていない感染症指定医療機関のほとんどは結核病床または結核モデル病床のみを持つ医療機関。

※地域医療支援病院・・・令和2年6月1日時点で649医療機関

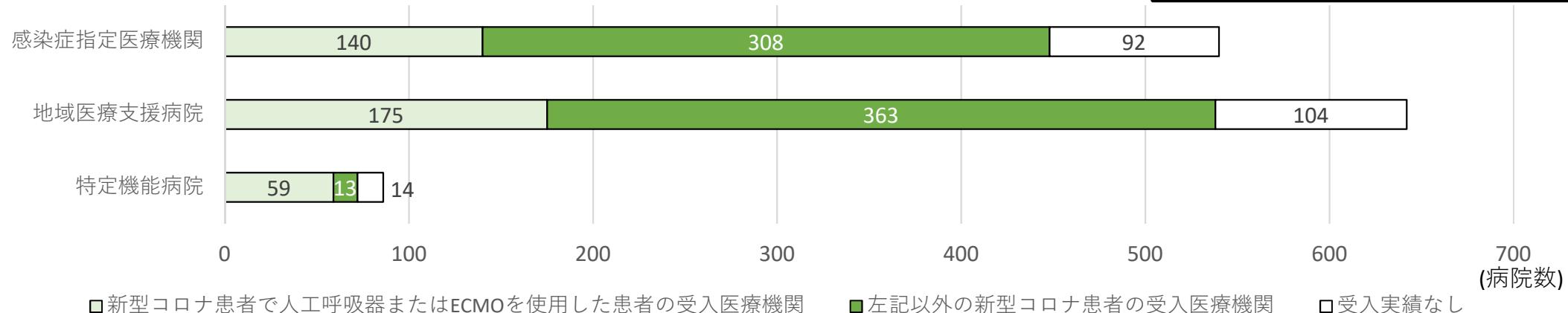
※特定機能病院・・・令和2年4月1日時点で86医療機関

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無について

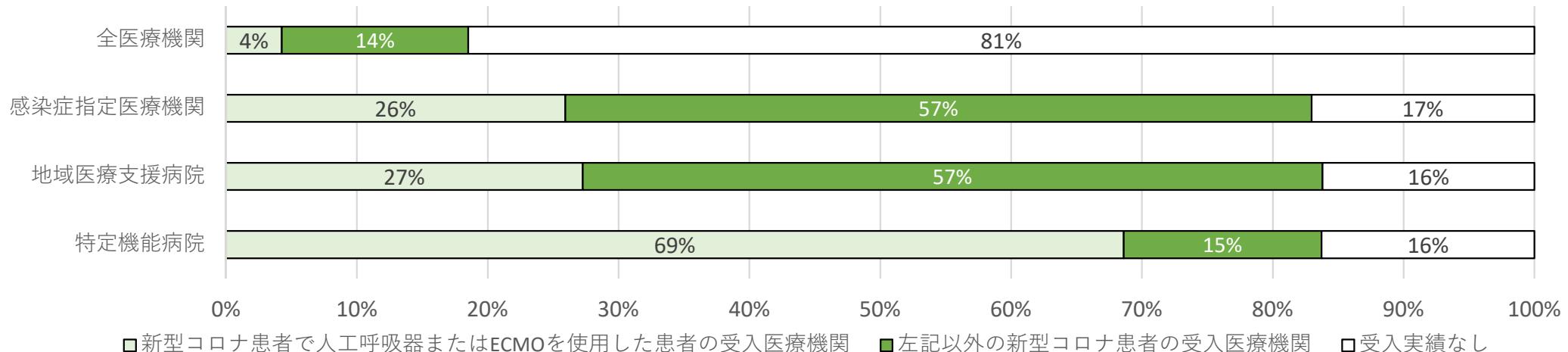
- 全医療機関のうち18%が、新型コロナ患者の受入実績がある医療機関であった。
- 感染症指定医療機関のうち83%、地域医療支援病院のうち84%、特定機能病院のうち84%が、受入実績あり医療機関であった。

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無

対象医療機関：
G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
うち感染症指定医療機関（540医療機関、報告率97%）
地域医療支援病院（642医療機関、報告率97%）
特定機能病院（86医療機関、報告率100%）



医療機関の機能別の新型コロナ患者の受入実績の有無の割合



※感染症指定医療機関・・・特定・第一種・第二種感染症指定医療機関、平成31年4月1日時点で551医療機関

※地域医療支援病院・・・令和2年6月1日時点で649医療機関

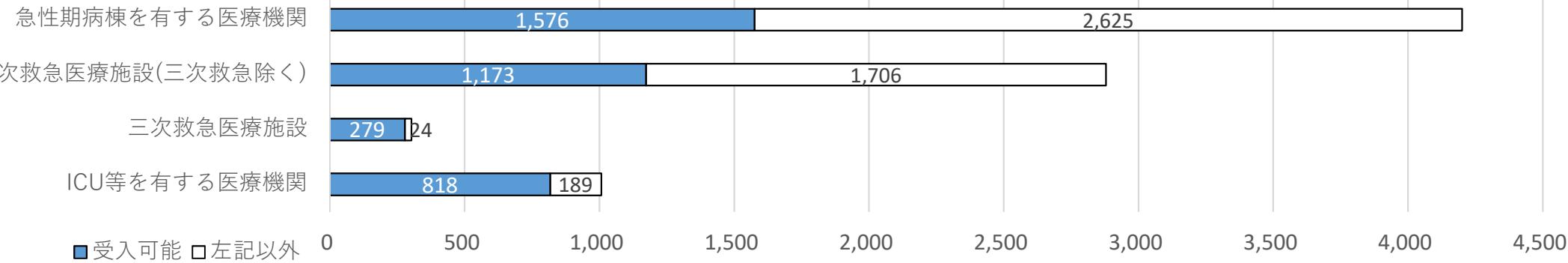
※特定機能病院・・・令和2年4月1日時点で86医療機関

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

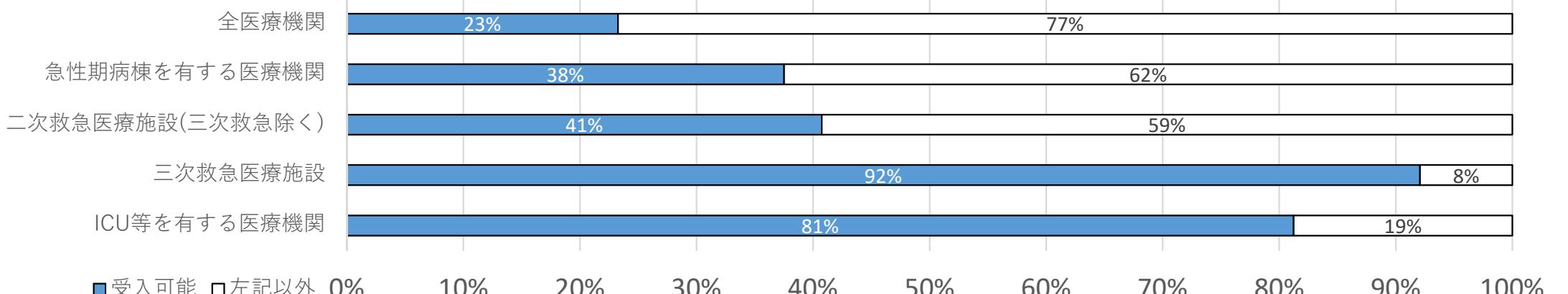
- 急性期病棟を有する医療機関のうち38%、二次救急医療施設（三次救急除く）のうち41%、三次救急医療施設のうち92%、ICU等を有する医療機関のうち81%が、新型コロナ患者の受入可能医療機関であった。

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関

対象医療機関：
 G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
 うち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関、報告率92%）
 三次救急医療施設（303医療機関、報告率98%）
 二次救急医療施設（2,879医療機関、報告率93%）
 ICU等を有する医療機関（1,007医療機関、報告率96%）



医療機関の機能別の新型コロナ患者受入可能医療機関の割合 (病院数)



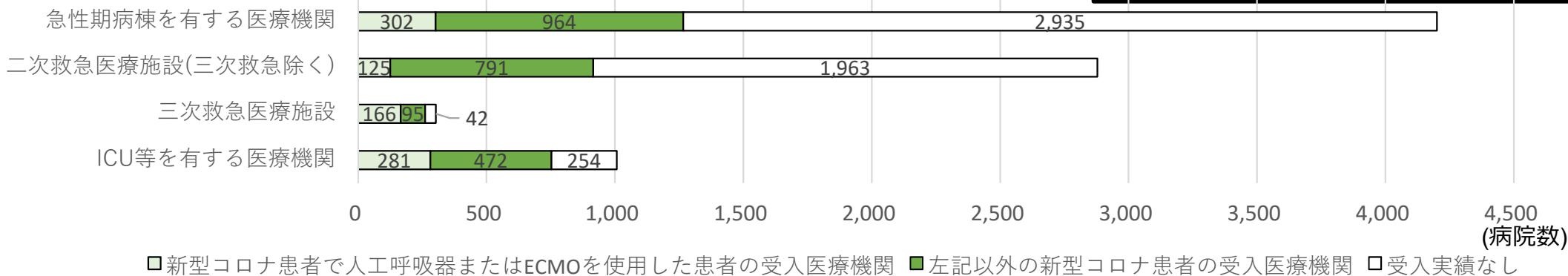
- ※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
- ※ 三次救急医療施設は「重篤な救急患者の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画等にもとづき救命救急センターとして指定した医療機関」（平成30年度病床機能報告）
- ※ 二次救急医療施設は三次救急医療施設でないものであって、「救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画の内容等を勘案して必要と認定したもの。また、三次救急医療施設であって、都道府県の医療計画上、二次救急医療施設相当の病院群輪番制病院の指定を受けている場合も含む。」（平成30年度病床機能報告）
- ※ ICU等は平成30年度病床機能報告で特定集中治療室管理料の実績・救命救急入院料1、救命救急入院料2、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3、特定集中治療室管理料4、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）、総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）、新生児特定集中治療室管理料1、新生児特定集中治療室管理料2、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料1、ハイケアユニット入院医療管理料2、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定した実績がある医療機関

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 急性期病棟を有する医療機関のうち30%、二次救急医療施設（三次救急除く）のうち31%、三次救急医療施設のうち86%、ICU等を有する医療機関のうち75%が、新型コロナ患者の受入実績あり医療機関であった。

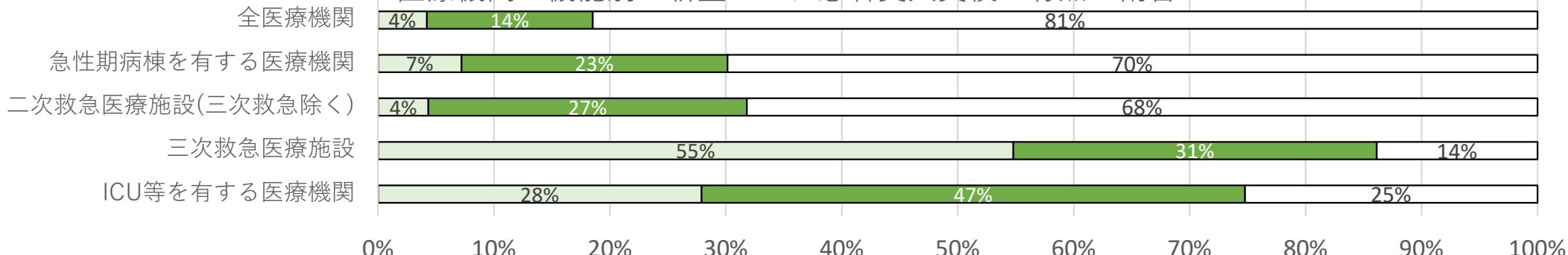
対象医療機関：
 G-MISで報告のあった全医療機関（7,307医療機関）
 うち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関、報告率92%）
 三次救急医療施設（303医療機関、報告率98%）
 二次救急医療施設（2,879医療機関、報告率93%）
 ICU等を有する医療機関（1,007医療機関、報告率96%）

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無



□新型コロナ患者で人工呼吸器またはECMOを使用した患者の受入医療機関 ■左記以外の新型コロナ患者の受入医療機関 □受入実績なし

医療機関の機能別の新型コロナ患者受入実績の有無の割合



□新型コロナ患者で人工呼吸器またはECMOを使用した患者の受入医療機関 ■左記以外の新型コロナ患者の受入医療機関 □受入実績なし

※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

※ 三次救急医療施設は「重篤な救急患者の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画等にもとづき救命救急センターとして指定した医療機関」（平成30年度病床機能報告）

※ 二次救急医療施設は三次救急医療施設でないものであって、「救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として、都道府県知事が医療法に規定する医療計画の内容等を勘案して必要と認定したもの。また、三次救急医療施設であって、都道府県の医療計画上、二次救急医療施設相当の病院群輪番制病院の指定を受けている場合も含む。」（平成30年度病床機能報告）

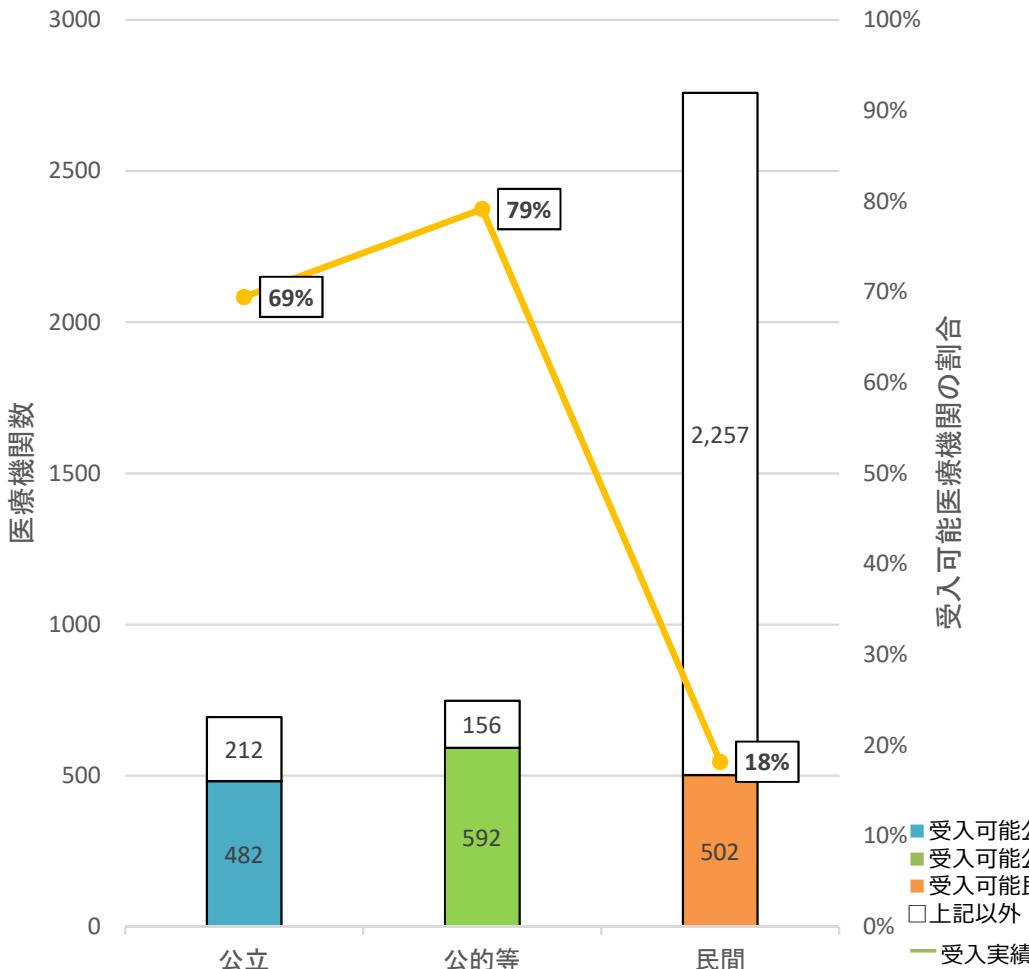
※ ICU等は平成30年度病床機能報告で特定集中治療室管理料の実績・救命救急入院料1、救命救急入院料2、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3、特定集中治療室管理料4、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）、総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）、新生児特定集中治療室管理料1、新生児特定集中治療室管理料2、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料1、ハイケアユニット入院医療管理料2、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定した実績がある医療機関

公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

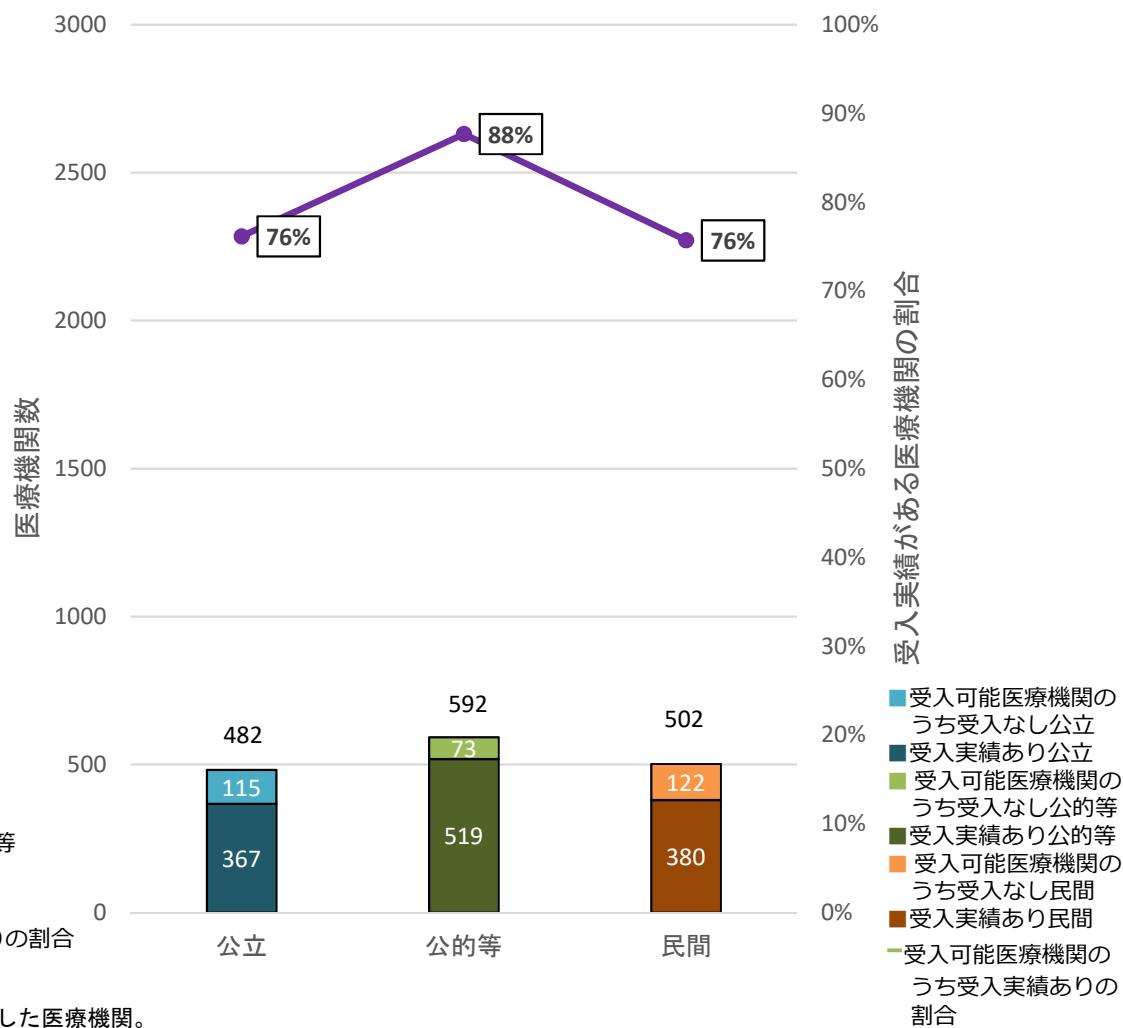
- 受入可能医療機関数及び受入実績がある医療機関数は公的等が多く、公立と民間は同程度である。受入可能医療機関のうち受入実績がある医療機関の割合は、公的等が88%、公立及び民間が76%である。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち高度急性期・急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関）

公立・公的等・民間別の
新型コロナ患者受入可能医療機関数及び割合



公立・公的等・民間別の
新型コロナ患者受入医療機関のうち受入実績の有無及び割合



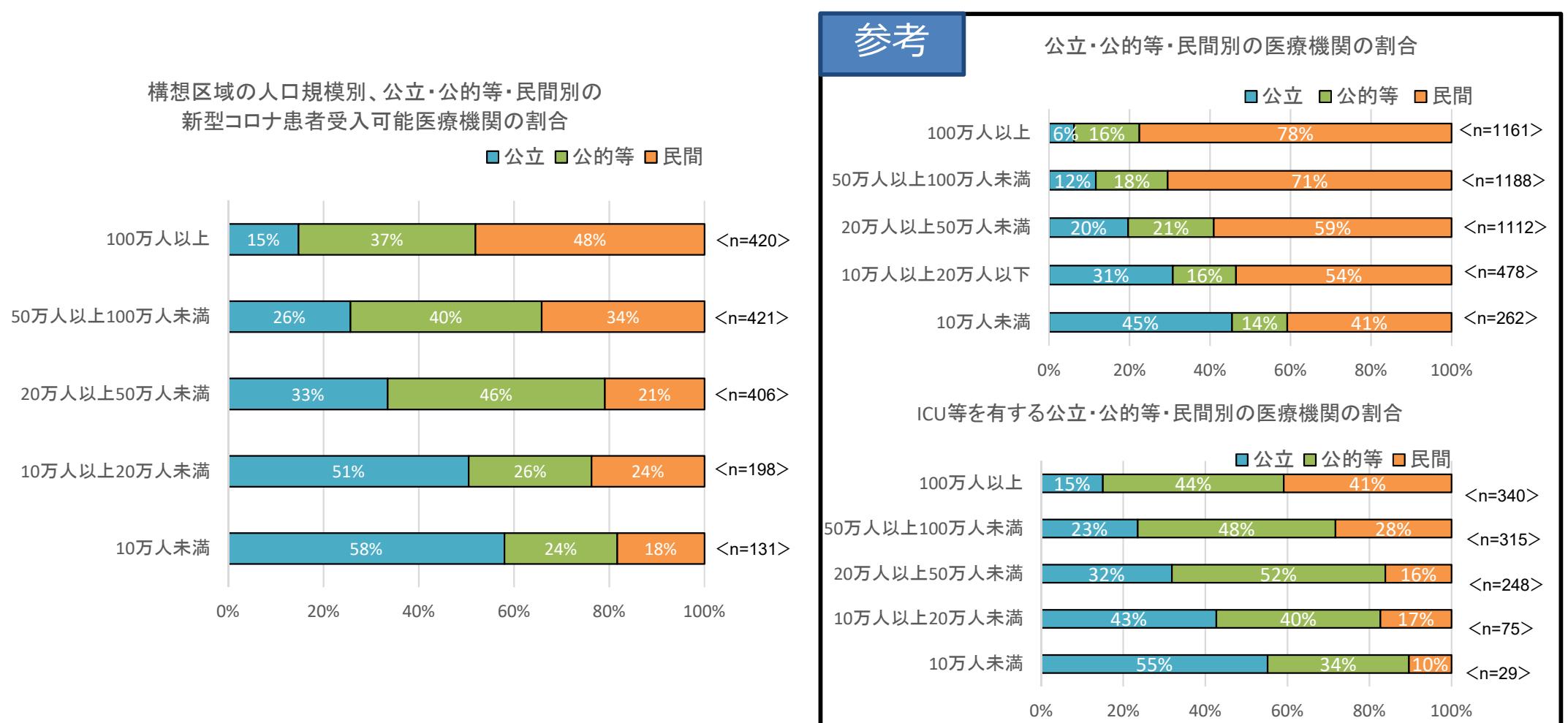
※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
※ 公立・・・新公立病院改革プラン策定対象病院 公的等・・・公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関

民間・・・公立・公的等以外

構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

- 人口20万人未満の区域では、公立の占める割合が大きい。
- 100万人以上の構想区域では民間の占める割合が大きく、20万人以上100万人未満の構想区域では公的等の占める割合が大きい。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち高度急性期・急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関）

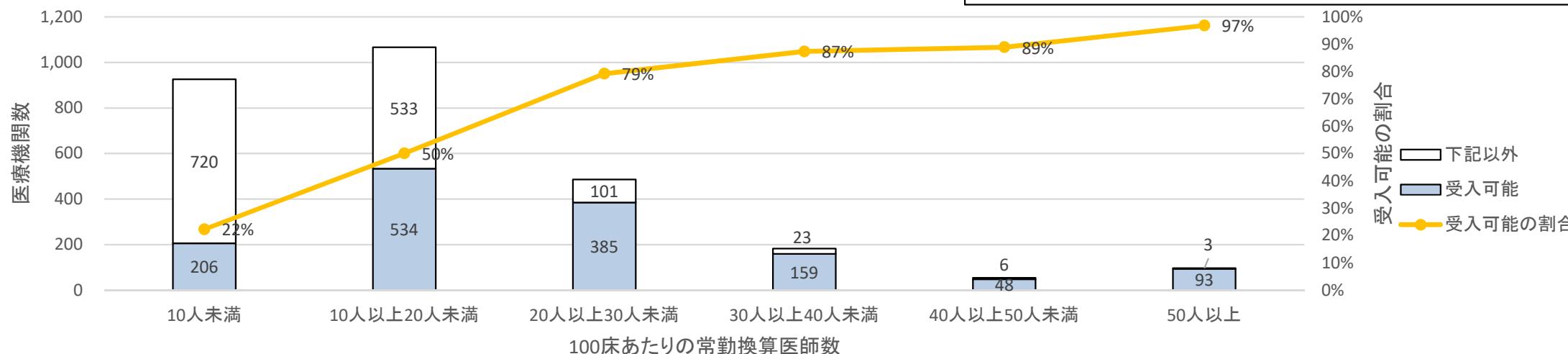


※ 公立・・・新公立病院改革プラン策定対象病院 公的等・・・公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関 民間・・・公立・公的等以外
 ※ ICU等は平成30年度病床機能報告で特定集中治療室管理料の実績・救命救急入院料1、救命救急入院料2、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3、特定集中治療室管理料4、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）、総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）、新生児特定集中治療室管理料1、新生児特定集中治療室管理料2、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料1、ハイケアユニット入院医療管理料2、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定した実績がある医療機関

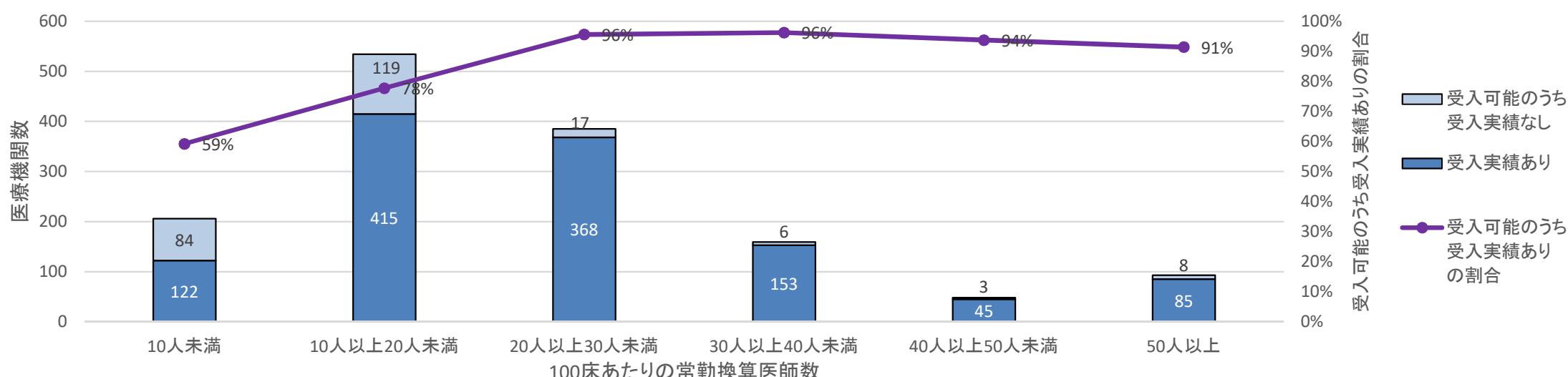
100床あたり常勤換算医師数別の新型コロナ患者の受入可能医療機関及び受入実績の有無について

- 100床あたり常勤換算医師数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者受入可能医療機関の割合は大きくなる傾向。

100床あたりの常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入可能医療機関



100床あたり常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入可能医療機関のうちの受入実績の有無



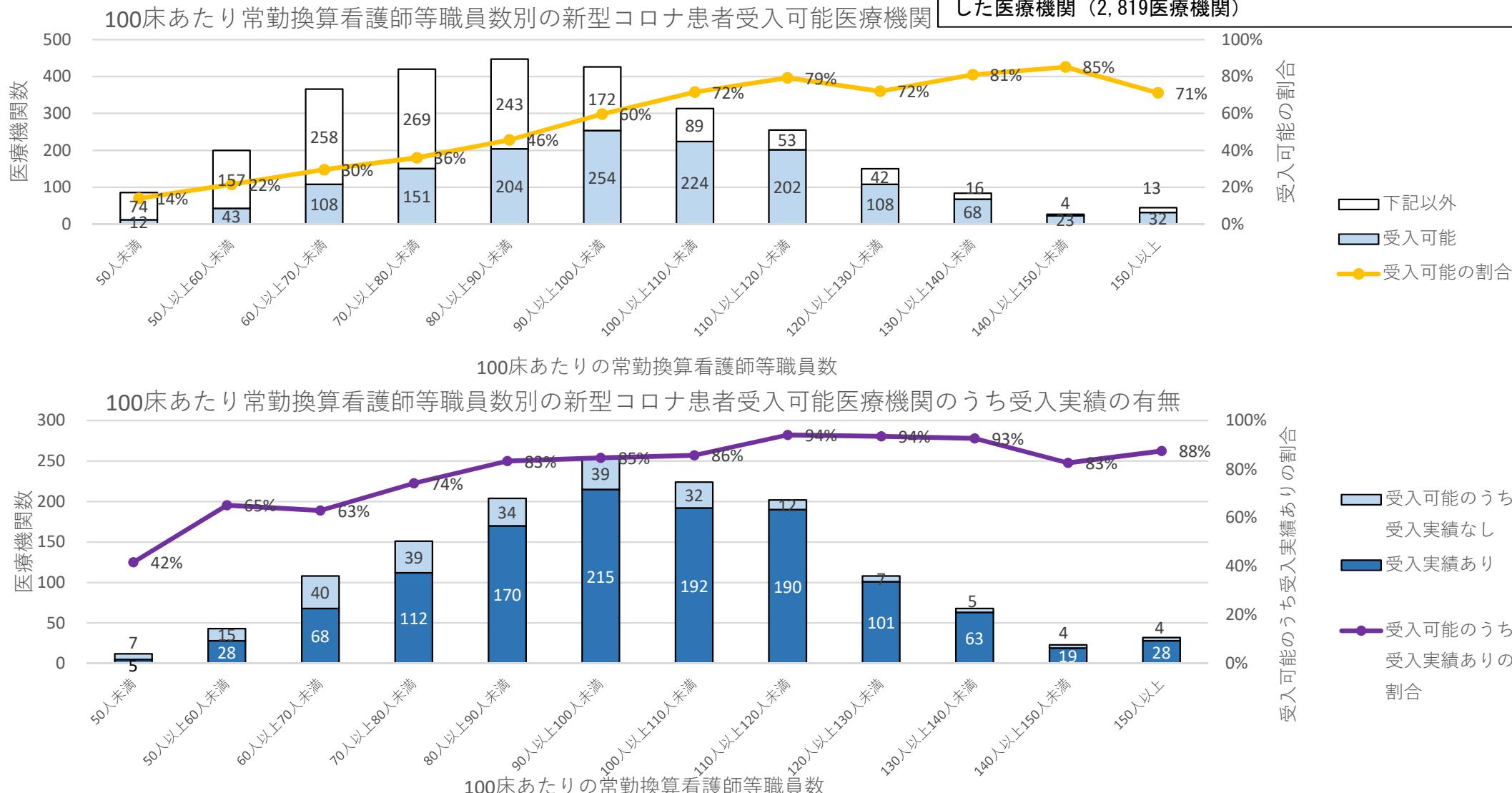
※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

※ 常勤換算医師数、病床数（一般病床・療養病床の許可病床）は平成30年病床機能報告より引用。

100床あたり常勤換算看護師等職員数別の新型コロナ患者受入可能医療機関及び受入実績の有無について

- 100床あたりの常勤換算看護師等職員数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者の受入可能医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,819医療機関）



- ※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
- ※ 常勤換算看護師等職員数、病床数(一般病床及び療養病床の許可病床数)は平成30年病床機能報告より引用。
- ※ 看護師等職員は、看護師、准看護師、看護補助者。

4 今後の論点について

1. 現状

- 地域の実情に応じた医療提供体制の確保に関しては、各都道府県において、
 - ・ 「医療計画」を策定し、疾病・事業ごとに、必要となる医療機能や各医療機能を担う医療機関等を定めるなどして、医療連携体制の構築に向けた取組を進めるとともに、
 - ・ 「地域医療構想」を策定し、病床機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに、2025年の医療需要と病床必要量を推計した上で、地域医療構想調整会議において協議を進めるなどして、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携に向けた取組を進めているところ。

※ 外来医療に関しては、本年2月以降、本検討会において、外来機能の分化・連携に向け、外来機能の明確化、かかりつけ医機能の強化、外来医療のかかり方に関する国民の理解の推進について議論を進めてきたところ。

- 一方、感染症の医療提供体制の確保に関しては、各都道府県において、感染症法に基づく「予防計画」を策定し、感染症指定医療機関の整備や感染症患者の移送体制の確保等の取組を進めているところ。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、同種の感染症への対応に関する知見がない中で、例えば、感染症指定医療機関（感染症病床）のみならず、その他の医療機関（一般病床）において多くの感染症患者を受け入れるなど、これまでの「医療計画」や「予防計画」等では想定されていない事態が生じており、新型コロナウイルス感染症以外の医療連携体制（役割分担・連携）も大きな影響を受けている状況。

2. 課題

- 足下の新型コロナウイルス感染症対応に引き続き全力を注ぎつつ、この対応により得られた知見を踏まえ、今後、特に新興・再興感染症が発生した際に、行政・医療関係者が連携の上、円滑・適切に対応できるよう、当該新興・再興感染症以外の医療連携体制への影響を勘案しながら、新興・再興感染症対応に係る医療連携体制を構築する必要。
- 併せて、引き続き進行する人口構造の変化を見据えた上で、新興・再興感染症が発生した際の影響にも留意しつつ、入院医療・外来医療双方において、質の高い効率的な体制の確保に向けた取組を進める必要。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想に関する論点

平時の入院医療体制を想定した「地域医療構想」に関し、新興・再興感染症対応の内容を踏まえつつ、今後の取組についてどのように考えるか。

1. 感染拡大時の受入体制確保についてどのように考えるか
2. 公立・公的医療機関等に対する「具体的対応方針の再検証」などの取組にどのような影響があるか
3. 今後的人口構造の変化を踏まえ、どのような工程で議論・取組を進めていくか

1. 感染拡大時の受入体制確保の在り方

- 地域医療構想は、**中長期的な取組**として、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を目指すもの。一方で、新興・再興感染症の感染拡大時には、**短期的な医療需要が発生**する可能性があり、これに適切に対応する観点も必要。
- 感染症患者の受入体制を確保するためには、**病床・スペースや医療機器等、必要な資質を備えた人材等**を確保しつつ、新興・再興感染症以外の医療連携体制（救急医療等）への影響を考慮の上、医療機関の間で役割分担・連携を進める必要。

新興・再興感染症の感染拡大時に、機動的に、必要な物的・人的資源の確保を進めるため、**平時からの備えとしての取組や感染拡大時の取組として、どのような取組が必要か**。

※ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、感染症指定医療機関（感染症病床）における受入れのほか、以下のような取組を実施。

- ・ 感染症指定医療機関以外の医療機関（一般病床）において感染症患者を受け入れ。
- ・ 病床過剰地域において感染症対応の病院の開設や増床を行う際の手続を簡素化。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」下においては、「臨時の医療施設」の開設が可能。
- ・ 宿泊施設を活用した療養（宿泊療養）により軽症者に対応

- 「地域医療構想」を進めていくに当たり、その基本的な考え方や枠組みに関し、**新興・再興感染症の感染拡大に備えた取組を踏まえてどのような点に留意が必要か**。

2. 公立・公的医療機関等に対する「具体的対応方針の再検証」などの取組への影響

- 地域医療構想の実現に向け、各地域の地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るため、本年1月17日付けて、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を行うとともに、一定の基準に合致した公立・公的医療機関等に対し、具体的対応方針の再検証を要請。
　　本年8月31日付けて、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方については、厚生労働省において改めて整理・提示する旨を示したところ。

※ 「具体的対応方針の再検証」のほか、国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」として計9道県12区域を選定（本年1月・8月）し、重点的な支援を進めるとともに、今年度、病床削減や病院統合に伴う財政支援として「病床機能再編支援補助金」を創設。
- 地域医療構想は、**中長期的な取組**として、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を目指すもの。一方で、新興・再興感染症の感染拡大時に**短期的な医療需要が発生**した際、これに適切に対応する観点も必要。
- 「地域医療構想」の実現に向けた「具体的対応方針の再検証」などの取組を進めていくに当たり、**新型コロナウイルス感染症への対応状況や新興・再興感染症の感染拡大に備えた取組の検討状況を踏まえ、どのような点に留意・配慮が必要か。**

3. 今後の人団構造の変化を踏まえた工程

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、公立・公的医療機関等に対して具体的対応方針の再検証を求めるとともに、民間医療機関についても、地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求め、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされているところ。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る」とされたところ。
- 地域医療構想の前提である2025年や、その先も続く人口構造の変化を見据え、新型コロナウイルス感染症への対応状況や新興・再興感染症の感染拡大に備えた取組の検討状況を踏まえ、**今後の議論・取組の工程についてどのように考えるか。**

參考資料

地域医療構想に係るこれまでの経緯について

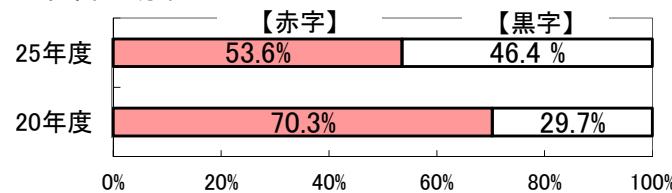
2017年3月	全ての都道府県において地域医療構想(2025年の4機能ごとの必要病床量等)を策定 〔新公立病院改革プラン(2017年3月まで),公的医療機関等2025プラン(2017年12月まで)の策定〕
～2019年3月	公立・公的医療機関等において、先行して具体的対応方針の策定 ⇒地域医療構想調整会議で合意
2019年 1月～	厚生労働省医政局「地域医療構想に関するワーキンググループ(WG)」において、公立・公的医療機関等の具体的対応方針について議論(再検証に係るものも含む)を開始
3月	第20回構想WG 「急性期機能」に着目した再検証の基本的フレームワークについて合意
4月～9月	第21回～第24回構想WG 分析ロジックについて議論
6月21日	骨太の方針2019 閣議決定
9月26日	再検証に係る具体的な対応・手法のとりまとめ、公立・公的医療機関等の診療実績データの公表
10月 4日	第1回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
10月17日～	地方意見交換会(ブロック別)を順次開催
11月 6日～	都道府県の要望に応じ、個別に意見交換会を順次開催
11月12日	第2回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
12月24日	第3回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
2020年 1月17日	医政局長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」を都道府県宛に発出 あわせて、都道府県に対し、「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」及び民間医療機関の診療実績データを提供
1月31日	重点支援区域 1回目選定(3県5区域)
3月 4日	医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」を都道府県宛に発出
3月19日	第25回構想WG 民間医療機関の特性に応じた分析について議論開始
7月17日	骨太の方針2020 閣議決定
8月25日	重点支援区域 2回目選定(6道県7区域)
8月31日	医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」を都道府県宛に発出

公立病院改革の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 平成30年11月末時点で全ての公立病院が新公立病院改革プランを策定済。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果

《経営の効率化》



《再編・ネットワーク化》

・統合・再編等に取り組んでいる病院数

162病院

・再編等の結果、公立病院数は減少

H20 : 943 ⇒ H25 : 892 (△ 51病院)

《経営形態の見直し》

(予定含む数)

・地方独立行政法人化(非公務員型) 69病院

・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院

・民間譲渡・診療所化 50病院

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- 策定時期: 地域医療構想の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

再編・ネットワーク化

・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営の効率化

・経常収支比率等の数値目標を設定

経営形態の見直し

・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度~)

通常の整備

…… 25%地方交付税措置

再編・ネットワーク化に伴う整備

…… 40%地方交付税措置

- 特別交付税措置の重点化(H28年度~)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定

- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

連携

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行)に基づく取組(厚生労働省)

1 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)

- 都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数*と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定

(平成29年3月31現在、全ての都道府県で策定済)

※ イメージ

	[構想区域単位で策定] 2025年(推計)	
	医療需要	必要病床数
高度急性期	○○○ 人/日	○○○ 病床
急性期	□□□ 人/日	□□□ 病床
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 病床

2 実現するための方策

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- 知事の医療法上の権限強化(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

新公立病院改革ガイドラインにおける公立病院に期待される主な機能

公立病院に期待される主な機能の具体例

- ①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
- ②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
- ④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

【新公立病院改革ガイドライン(平成27年3月)より抜粋】

第2 地方公共団体における新公立病院改革プランの策定

3 新改革プランの内容

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

公立病院に期待される主な機能を具体的に例示すれば、①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供、③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが挙げられる。

前ガイドラインにおいても、改革を通じて、自らの公立病院の果たすべき役割を見直し、改めて明確化すべきことが強調されていたが、今般の公立病院改革は、民間病院を対象に含めた地域医療構想の実現に向けた取組と並行して行われるものであることから、必然的に、公立病院の役割を従来にも増して精査することとなる。

公的医療機関等2025プラン

- **公的医療機関※、共済組合、健康保険組合、国民健康保険組合、地域医療機能推進機構、国立病院機構及び労働者健康安全機構**が開設する医療機関、**地域医療支援病院**及び**特定機能病院**について、地域における今後の方針性について記載した**「公的医療機関等2025プラン」**を作成し、策定したプランを踏まえ、**地域医療構想調整会議においてその役割について議論する**よう要請。※新公立病院改革プランの策定対象となっている公立病院は除く。

対象病院数

約830病院

(平成29年8月4日付け医政発0804第2号厚生労働省医政局長通知により、各開設主体の長あてに依頼)

記載事項

【基本情報】

- ・医療機関名、開設主体、所在地 等

【現状と課題】

- ・構想区域の現状と課題
- ・当該医療機関の現状と課題 等

【今後の方針】

- ・当該医療機関が今後地域において担うべき役割 等

【具体的な計画】

- ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項
(例)・4機能ごとの病床のあり方について
・診療科の見直しについて 等
- ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
(例)・病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目
・紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目、人件費率等、経営に関する項目 等

策定期限

○救急医療や災害医療等の政策医療を主として担う医療機関:平成29年9月末

(3回目の地域医療構想調整会議で議論)

○その他の医療機関:平成29年12月末

(4回目の地域医療構想調整会議で議論)

●地域医療構想調整会議の議論のサイクル

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
病床機能報告等のデータ等を踏まえ、各医療機関の役割を明確化	医療機能、事業等ごとの不足を補うための具体策を議論	各役割を担う医療機関名を挙げ、機能転換等の具体策の決定	具体的な医療機関名や進捗評価指標、次年度基金の活用等を含む取りまとめ

留意点

- 各医療機関におけるプランの策定過程においても、地域の関係者からの意見を聞くなどにより、構想区域ごとの医療提供体制と整合的なプランの策定が求められる。
- 各医療機関は、プラン策定後、速やかにその内容を地域医療構想調整会議に提示し、地域の関係者からの意見を聴いた上で、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性をはかることが必要。地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には、策定したプランを見直すこととする。
- さらに、上記以外の医療機関においても、構想区域ごとの医療提供体制の現状と、現に地域において担っている役割を踏まえた今後の方針を検討することは、構想区域における適切な医療提供体制の構築の観点から重要である。まずは、それぞれの医療機関が、自主的に検討するとともに、地域の関係者との議論を進めることが望ましい。

1. これまでの取り組み

- これまで、2017年度、2018年度の2年間を集中的な検討期間とし、**公立・公的医療機関等においては地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化**するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるように要請した。
- 公立・公的医療機関等でなければ担えない機能として、「新公立病院改革ガイドライン」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」においてはそれぞれ、
 - ア 高度急性期・急性期機能や不採算部門、過疎地等の医療提供等
 - イ 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
 - ウ 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - エ 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
 - オ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能
 が挙げられている。
- 2018年度末までに**全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針が地域医療構想調整会議で合意されるよう取組を推進。**

地域医療構想の実現のための推進策

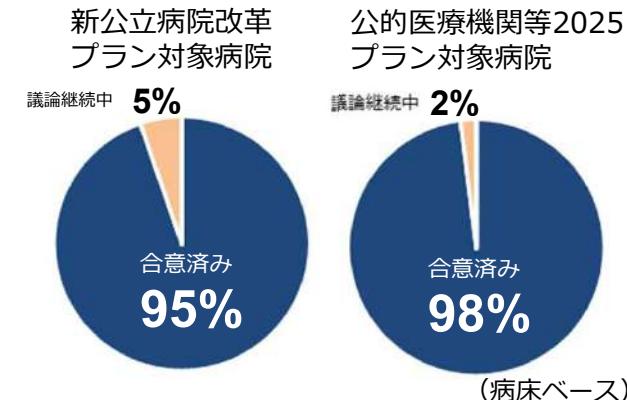
- 病床機能報告における定量的基準の導入**
 - 2018年10月からの病床機能報告において診療実績に着目した報告がなされるよう定量的基準を明確化し、**実績のない高度急性期・急性期病棟を適正化**

【従前】手術、重症患者に対する治療等の実績が全くない病棟 3.6万床 (2017)

【2018～】基準の導入により、高度急性期・急性期の選択不可
- 2018年6月より地域医療構想アドバイザーを任命**
 - 調整会議における議論の支援、ファシリテート
 - 都道府県が行うデータ分析の支援 等
(36都道府県、79名 (平成31年3月))
- 2018年6月より都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置**
- 介護医療院を創設し、介護療養・医療療養病床からの転換を促進**

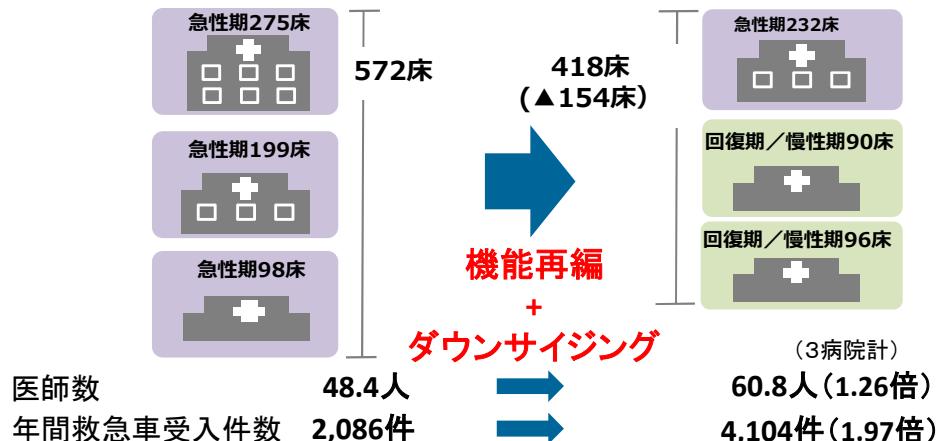
公立・公的医療機関等に関する議論の状況

2019年3月末



機能分化連携のイメージ (奈良県南和構想区域)

- 医療機能が低下している3つの救急病院を1つの救急病院(急性期)と2つの回復期／慢性期病院に**再編し、ダウンサイジング**
- 機能集約化により医師一人当たりの救急受入件数が増え、**地域全体の医療機能の強化、効率化**が促進された



- 高度急性期・急性期病床の削減は数%に留まり、「急性期」からの転換が進んでいない。
- トータルの病床数は横ばい。

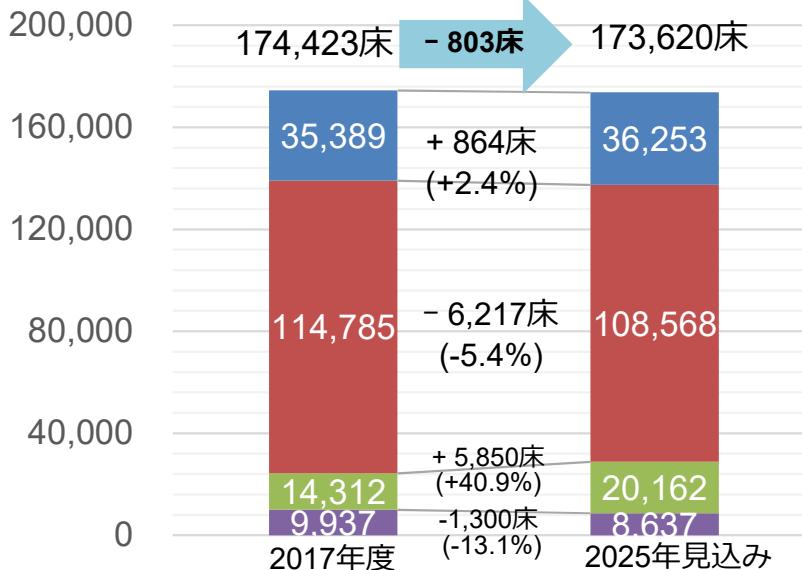
→ **具体的対応方針の合意内容が地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないか。**

2017年度の病床機能報告と具体的対応方針（2025年度見込）の比較

(参考) 構想区域ごとの状況

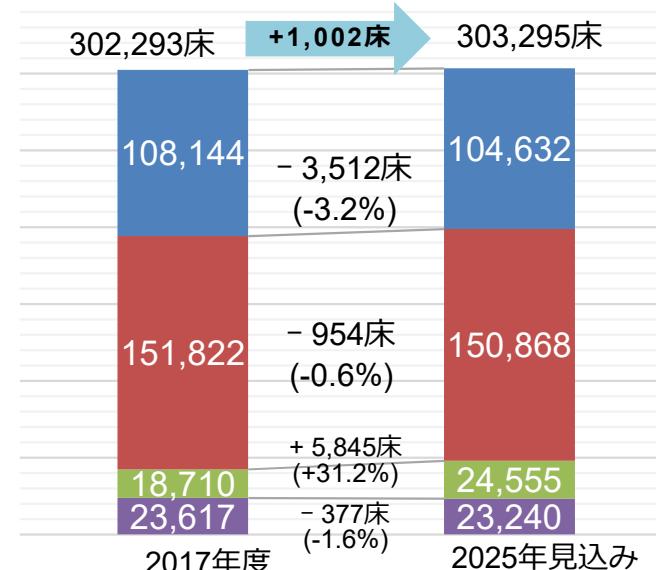
公立病院

■高度急性期 ■急性期 ■回復期 ■慢性期



公的医療機関等

■高度急性期 ■急性期 ■回復期 ■慢性期



病床数が減少する合意を行った構想区域数

公立分	113	区域
公的等分	115	区域
民間分	131	区域

※1 具体的対応方針策定前の病床数として、2017年度病床機能報告を用いた。

医政局地域医療計画課調べ（精査中）

※2 合意に至っていない公立病院・公的医療機関等の病床数は除いて集計。

- 2015年度病床数と2025年の病床の必要量を比較すると、「高度急性期+急性期+回復期」の全国の病床数合計は、89.6万床→90.7万床と増加する。
- 公立病院・公的医療機関等の病床のうち、93%※は、高度急性期・急性期・回復期であり、具体的対応方針における2025年のトータルの病床数見込みの評価は慎重に行う必要がある。

※2015年度ベース

病床機能ごとの病床数の推移

第69回社会保障審議会医療部会 参考資料1-3
(令和元年10月21日)

- 2025年見込の病床数^{※1}は**121.8万床**となっており、2015年に比べ、**3.3万床減少する見込み**。^{※2}
- 機能別にみると、高度急性期+急性期は**4.6万床減少**、回復期は**6.2万床増加**、慢性期は**4.9万床減少**する見込み。

※1：2018年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数

※2：対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

【2015年度病床機能報告】

2015年

合計 125.1万床

高度急性期
16.9万床 (14%)

急性期
59.6万床 (48%)

回復期
13.0万床 (10%)

慢性期
35.5万床 (28%)

89.6
万床

【2018年度病床機能報告（2019年5月時点暫定値）】

2018年

合計 124.6万床

高度急性期
16.0万床 (13%)

急性期
56.9万床 (46%)

回復期
17.1万床 (14%)

慢性期
34.6万床 (28%)

89.9
万床

2025年見込^{※1}

合計 121.8万床

高度急性期
16.5万床 (14%)

急性期
55.5万床 (46%)

回復期
19.2万床 (16%)

慢性期
30.6万床 (25%)

72.9
万床

約2.8万床減

0.5万床増

91.2
万床

1.4万床減

2.1万床
増

4.0万床減

72
万床

- 2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

2. 今後の取り組み

- 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

- 今後、2019年年央までに、全ての医療機関の診療実績データ分析を完了し、「**診療実績が少ない**」または「**診療実績が類似している**」と位置付けられた**公立・公的医療機関等**に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、**当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合**について、地域医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように要請する予定。

分析内容

分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。

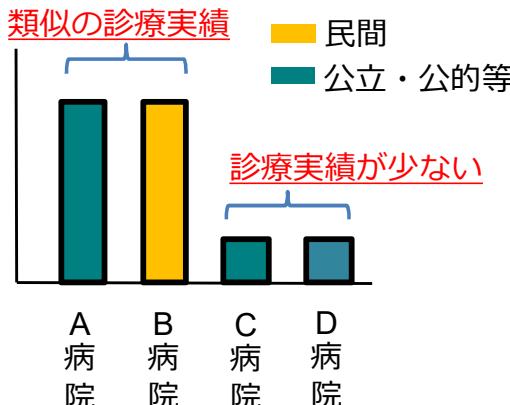
重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。

A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。

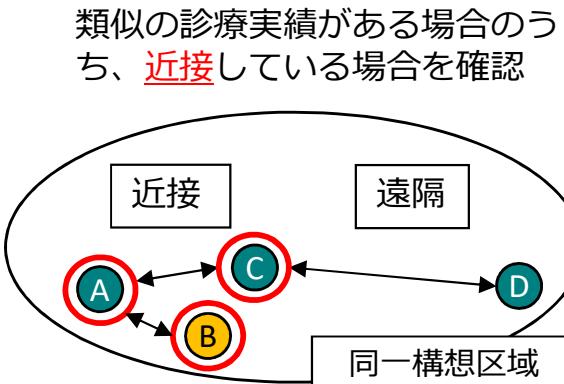
B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

分析のイメージ

①診療実績のデータ分析 (領域等(例:がん、救急等)ごと)



②地理的条件の確認



①及び②により
「代替可能性あり」とされた公立・公的医療機関等

③分析結果を踏まえた地域医療構想調整会議における検証

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、

- 代替可能性のある機能の他の医療機関への統合**
- 病院の再編統合**

について具体的な協議・再度の合意を要請



【経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）【抜粋】】

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と整合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）【抜粋】】

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイ징支援の追加の方策を検討する。

【経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）【抜粋】】

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中（※）に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なP D C Aサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイ징支援の追加の方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。

具体的対応方針の再検証等について（令和2年1月17日付け医政局長通知のポイント）

1. 基本的な考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施。
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」（診療実績が無い場合も含む。）が9領域全て（以下「A9病院」という。）、又は「B 類似かつ近接」（診療実績が無い場合も含む。）が6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。）となっている公立・公的医療機関等の具体的対応方針を再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求めるもの。
- 厚生労働省の分析結果は、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。

2. 再検証要請等の内容

（1）再検証対象医療機関（A9・B6病院）の具体的対応方針の再検証

以下①～③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議すること。

B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④についても協議すること。

A9病院が所在する構想区域の調整会議では、必要に応じて、④についても協議すること。

- ① 現在の地域の急性期機能、人口の推移、医療需要の変化等、医療機関を取り巻く環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理
- ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小 等）
- ③ ①②を踏まえた4機能別の病床の変動

【構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証】

- ④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）

（2）一部の領域で「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」に該当する公立・公的医療機関等（A1~8・B1~5病院）への対応

調整会議において、A1～8・B1～5病院（人口100万人以上の構想区域を除く。）の具体的対応方針について改めて議論すること。（※）

具体的対応方針の見直しが必要と調整会議が判断した場合、当該医療機関は具体的対応方針の見直しを行い、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

※ 2019年3月までに合意された具体的対応方針における役割及び病床数が現状から変更がないもの等については、将来の医療需要等を踏まえてその妥当性を確認することに留意。

（3）H29病床機能報告未報告医療機関等への対応

調整会議において、H29病床機能報告未報告等医療機関等は、具体的対応方針の妥当性について、直近の自医療機関の実績等を踏まえて説明すること。調整会議において合意が得られなければ、具体的対応方針を見直し、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

3. 主な留意事項

- 定例的な調整会議の会議資料や議事録等はできる限り速やかな公表に努めること。ただし、国から提供した分析結果は、都道府県の最終確認を踏まえ国が確定するまでは、当該資料等については非公表として取り扱うこと。
また、随時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 公立・公的医療機関等については、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意が必要。 等

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

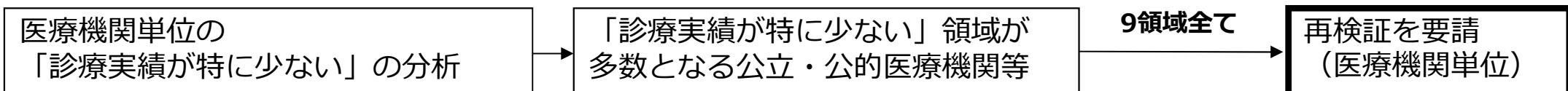
当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を基本として、調整会議での議論を進めること。

今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の状況を把握し、2020年度から2025年までの具体的な進め方（スケジュール等）については、状況把握の結果及び地方自治体の意見を踏まえ、整理の上改めて通知予定。

診療実績の分析と再検証の要請の流れ（イメージ）について

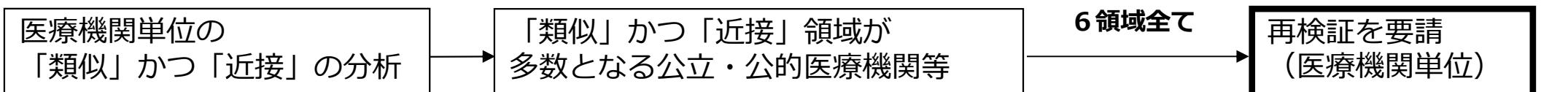
A) 「診療実績が特に少ない」の分析（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修・派遣機能の9領域）

- 各医療機関が所在する構想区域の人口規模によって診療実績は影響を受けることから、構想区域を①「人口100万人以上」、②「人口50万人以上100万人未満」、③「人口20万人以上50万人未満」、④「人口10万人以上20万人未満」、⑤「人口10万人未満」の5つのグループに分けて、診療実績の分析を行う。



注) 人口100万人以上の構想区域も含む。

B) 「類似かつ近接」の分析（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期の6領域）



当該病院が所在する構想区域
における医療提供体制につい
て検証を要請（都道府県へ）

注) 人口100万人以上の構想区域に所在する公立・公的医療機関等は、類似の状況にある医療機関が多数に及ぶことから別に整理が必要なため、今回は「類似かつ近接」に係る再検証は要請せず、今後、必要な検討を行うこととする。ただし、分析結果は公表する。

感染症法の対象となる感染症の分類と考え方

第21回
医療計画の見直し等に関する検討会
(令和2年10月1日)
資料

分類	規定されている感染症	分類の考え方
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた <u>危険性が極めて高い感染症</u>
二類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた <u>危険性が高い感染症</u>
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	<u>特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症</u>
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類感染症	インフルエンザ、性器クラミジア感染症 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザのうち<u>新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたもの</u> ・<u>かつて世界的規模で流行したインフルエンザ</u>であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	政令で新型コロナウイルス感染症を指定	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、 <u>1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性</u> があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、 <u>り患した場合の症状が重篤</u> であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

【参考】感染症法に基づく主な措置の概要（政令による準用の有無）

	指定感染症	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	新型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱 等	結核・SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス 等	黄熱・鳥インフルエンザ(H5N1以外) 等	インフルエンザ・性器クラミジア感染症・梅毒等	新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ
疾病名の規定方法	政令 具体的に適用する規定は 感染症毎に政令で規定	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める 感染症のみ)	-	-	-	○
無症状病原体保有者への適用	○	○	-	-	-	-	○
診断・死亡したときの医師による届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	-	○	○	○	○	-	○
患者情報等の定点把握	-	-	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	○	-
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○	-	-	○
就業制限	○	○	○	○	-	-	○
入院の勧告・措置	○	○	○	-	-	-	○
検体の収去・採取等	○	○	○	-	-	-	○
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等	○	○	○	○	○	-	○
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	○	-	○(※)
生活用水の使用制限	○	○	○	○	-	-	○(※)
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○	○	-	-	-	-	○(※)
発生・実施する措置等の公表	○	-	-	-	-	-	○
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	-	-	-	-	-	○
都道府県による経過報告	○	-	-	-	-	-	○

黄：指定時に適用（2/1施行）

橙：改正①時に適用（2/14施行）

桃：改正②時に適用（3/27施行）

※ 感染症法44条の4に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に適用

基準病床数について(病床の種別ごとの算定方法)

第21回
医療計画の見直し等に関する検討会
(令和2年10月1日)
資料

- 都道府県は医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき、医療計画において、一般病床及び療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床ごとに基準病床数を定めている。

病床種別	基準病床数の算定方法
一般病床 ・ 療養病床	<u>二次医療圏</u> ごとに、医療法施行規則に定める <u>全国一律の算定式</u> により算定。
精神病床	<u>都道府県の区域</u> ごとに、医療法施行規則に定める <u>全国一律の算定式</u> により算定。
感染症病床	<u>都道府県の区域</u> ごとに、 <u>感染症法</u> の規定により指定を受けている <u>感染症指定医療機関</u> (※)が有する <u>感染症病床の合算値</u> を基準として算定。
結核病床	<u>都道府県の区域</u> ごとに、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要な数を算定。(具体的な算定方法は「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」(平成17年7月19日健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)で規定。)

※ 感染症法に規定する「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」、「第二種感染症指定医療機関」に該当する医療機関。
感染症法第9条に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針」等において、感染症指定医療機関の指定基準や施設基準が定められている。

●特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定する病院。全国に数箇所指定。

●第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院。
原則、都道府県に1箇所指定。

●第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院。
原則、二次医療圏に1箇所指定。

都道府県別の病床の種別毎の病床数（令和2年6月時点）

	総数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床
全国	1,513,605	325,140	1,888	4,182	294,330	888,065
北海道	92,353	19,625	94	189	20,152	52,293
青森県	16,985	4,338	29	33	2,606	9,979
岩手県	16,486	4,167	38	91	2,244	9,946
宮城県	24,965	6,139	29	40	3,387	15,370
秋田県	14,387	3,907	32	44	1,902	8,502
山形県	14,218	3,500	18	30	2,068	8,602
福島県	24,378	6,261	32	67	3,063	14,955
茨城県	30,883	7,243	48	80	5,587	17,925
栃木県	20,786	4,819	31	30	4,094	11,812
群馬県	23,636	4,993	52	65	4,077	14,449
埼玉県	62,852	13,769	73	130	11,265	37,615
千葉県	59,588	12,341	60	96	10,556	36,535
東京都	126,078	21,643	145	495	22,628	81,167
神奈川県	73,923	13,705	74	166	13,235	46,743
新潟県	26,786	6,242	36	30	3,780	16,698
富山県	15,570	3,094	23	57	4,124	8,272
石川県	16,847	3,691	20	82	3,320	9,734
福井県	10,435	2,179	16	43	1,783	6,414
山梨県	10,684	2,273	28	22	2,036	6,325
長野県	23,239	4,630	46	45	3,461	15,057
岐阜県	19,883	3,863	30	101	3,061	12,828
静岡県	36,897	6,560	48	108	9,175	21,006
愛知県	66,717	12,395	72	155	13,900	40,195
三重県	19,570	4,630	24	30	3,887	10,999

	総数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床
滋賀県	13,944	2,280	34	63	2,516	9,051
京都府	33,219	5,928	36	183	4,417	22,655
大阪府	104,884	18,242	78	292	20,689	65,583
兵庫県	64,212	11,584	54	150	13,091	39,333
奈良県	16,084	2,887	24	30	2,763	10,380
和歌山県	13,020	2,048	32	15	2,297	8,628
鳥取県	8,421	1,790	12	16	1,814	4,789
島根県	10,036	2,259	30	16	1,837	5,894
岡山県	27,530	5,272	26	135	4,220	17,877
広島県	38,072	8,695	30	109	8,415	20,823
山口県	25,396	5,869	40	60	8,206	11,221
徳島県	13,877	3,575	23	37	3,943	6,299
香川県	14,222	3,279	24	32	2,224	8,663
愛媛県	20,845	4,431	24	36	4,514	11,840
高知県	16,126	3,563	11	75	4,784	7,693
福岡県	83,269	20,918	66	222	18,498	43,565
佐賀県	14,481	4,173	24	30	3,951	6,303
長崎県	25,813	7,806	38	92	5,991	11,886
熊本県	32,859	8,743	44	101	7,702	16,269
大分県	19,699	5,238	40	50	2,446	11,925
宮崎県	18,657	5,839	31	71	3,563	9,153
鹿児島県	32,158	9,362	45	91	7,269	15,391
沖縄県	18,635	5,352	24	47	3,789	9,423

出典：厚生労働省「病院報告（令和2年6月分概数）」

都道府県別の感染症指定医療機関毎の感染症病床数（平成31年4月1日時点）

	感染症病床		
	特定感染症 指定医療機関	第一種感染症 指定医療機関	第二種感染症 指定医療機関
全国	10	103	1,758
北海道	—	2	92
青森県	—	1	28
岩手県	—	2	36
宮城県	—	2	27
秋田県	—	2	30
山形県	—	2	16
福島県	—	2	34
茨城県	—	2	46
栃木県	—	1	30
群馬県	—	2	50
埼玉県	—	4	66
千葉県	2	1	55
東京都	4	8	106
神奈川県	—	2	72
新潟県	—	2	34
富山県	—	2	20
石川県	—	2	18
福井県	—	2	18
山梨県	—	2	28
長野県	—	2	44
岐阜県	—	2	28
静岡県	—	2	46
愛知県	2	2	68
三重県	—	2	22

	感染症病床		
	特定感染症 指定医療機関	第一種感染症 指定医療機関	第二種感染症 指定医療機関
滋賀県	—	2	32
京都府	—	2	36
大阪府	2	4	72
兵庫県	—	4	46
奈良県	—	2	22
和歌山県	—	2	30
鳥取県	—	2	10
島根県	—	2	28
岡山県	—	2	24
広島県	—	2	28
山口県	—	2	38
徳島県	—	2	21
香川県	—	2	22
愛媛県	—	2	26
高知県	—	2	9
福岡県	—	2	64
佐賀県	—	2	22
長崎県	—	2	36
熊本県	—	2	46
大分県	—	2	38
宮崎県	—	1	30
鹿児島県	—	1	44
沖縄県	—	4	20

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた医療法上の開設・増床の臨時的な緩和措置の変遷

第21回医療計画の見直し等に関する検討会（令和2年10月1日）資料

通知等	適用範囲	措置の概要	備考
令和2年2月10日付け 医政局総務課・地域医療 計画課連名事務連絡	全医療機関	新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を <u>感染症病床以外の病室に入院</u> させることに対する 医療法の取扱いとして、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第10条ただし書きの <u>臨時応急の 場合に該当</u> することを明示。	暫定的な取扱いとして適用
令和2年2月17日付け 医政局総務課、地域医療 計画課、健康局結核 感染症課連名事務連絡	全医療機関	新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を、緊急時の対応として、 <u>感染症病床の病室に定員 を超えて入院</u> させる場合や、 <u>処置室等病室以外の場所に入院</u> させる場合は、医療法施行規則第10条 ただし書きの <u>臨時応急の場合に該当</u> することを明示。	緊急時の一次的なものとして適用
令和2年4月10日付け医 政局長通知	①国開設※ の病院 ②国開設以 外の病院 ③診療所	①新型コロナウイルス感染症患者等に関する診断及び治療に係る病床の確保のため、 <u>病院の開設又は 病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更</u> をしようとするときの医療法第7条の2第7項に基づく <u>厚生労働大臣への協議について、地域医療構想調整会議での協議及び都道府県医療審議会の意 見聴取は要しないこととした</u> 。 ②新型コロナウイルス感染症患者等に関する診断及び治療に係る病床の確保のための <u>病院の開設の 許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可</u> の際に都道府県知事が行う、医療 法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3第2項に基づく <u>厚生労働大臣への協議について、地域 医療構想調整会議での協議及び都道府県医療審議会の意見聴取は要しないこととした</u> 。 ③新型コロナウイルス感染症患者等に関する診断及び治療に係る病床の確保のための <u>診療所における 病床の設置</u> については、医療法施行規則第1条の14第7項第2号で定める場合に該当し、都道府県 知事が必要と認める診療所については、医療法第7条第3項の <u>許可を不要とし、地域医療構想調整 会議及び都道府県医療審議会の意見聴取は、事後の適切な時期に行って差し支えないこととした</u> 。	感染が収束 するまで適用
令和2年4月17日付け医 政局総務課、地域医療 計画課、健康局結核感 染症課連名通知	①新規開設 の医療機関 ②新規開設 の診療所	①地域における 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、同地域の医療提供体制の確保に資するよう、 同感染症が収束するまでの間の対応として <u>新たに医療機関を開設</u> しようとする場合には、開設予定 者が、適正かつ安全な医療を提供するための医療法に規定する義務(施設・人員・構造設備基準、医 療安全等)を行うことが可能であると認められることを確認した上で、同法第7条第1項又は第8条の 規定に基づく <u>医療機関の開設に係る許可の申請又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差 し支えないこととした</u> 。 ②医療法施行規則第1条の14第7項第2号又は第5号(新型インフルエンザ等対策特別措置法第38 条 第1項の特定都道府県の区域内において開設される診療所に限る。)に該当し、 <u>病床設置</u> を伴う場合 は、法第7条第3項に規定する許可は要せず、法第7条の2第7項及び令第5条の3第2項の規定に に基づく <u>厚生労働大臣への協議についても要しないこととした</u> 。	感染症が收 束するまで 適用

※ 国のほか、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立大学法人を含む。

新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等について（都道府県別）

新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査結果（10月14日0時時点）

令和2年10月16日公表

都道府県名	(1) PCR検査陽性者数(退院者等除く。)(注1,2)	(2) 入院者数(入院確定者数を含む)			施設数					病床数					居室数				(4) 自宅療養者数	(5) 社会福祉施設等療養者数	(6) 徒労中の人数			
		現フェーズ/最終フェーズ(注3)		確保病床数(注4)	確保病床数に対する使用率(参考)	うち重症者数		現フェーズ/最終フェーズ(注3)		確保病床数(注4)	確保病床数に対する使用率(参考)	最終フェーズにおける即応病床(計画)数(注5)		現フェーズ/最終フェーズ(注3)		確保病床数(注4)	確保病床数に対する使用率(参考)	居室数						
		確報	最終	数	率	確報	数	確報	数	率	確報	数	率	確報	数	率	確報	数	率					
01 北海道	207	121	1/3	1,811	7%	1,767	1	1/3	182	1%	182	86	1/2	1,170	7%	1,170	0	0	0			0		
02 青森県	2	2	1/4	187	1%	225	0	1/4	31	0%	30	0	1/4	130	0%	100	0	0	0			0		
03 岩手県	2	2	1/3	374	1%	350	0	1/3	59	0%	45	0	1/3	381	0%	300	0	0	0			0		
04 宮城県	46	34	3/4	345	10%	450	1	3/4	43	2%	65	12	3/4	300	4%	300	0	0	0			0		
05 秋田県	5	2	2/4	222	1%	235	0	2/4	22	0%	27	3	2/4	58	5%	69	0	0	0			0		
06 山形県	3	3	2/4	216	1%	215	0	2/4	26	0%	26	0	2/4	188	0%	188	0	0	0			0		
07 福島県	70	68	2/4	469	14%	350	3	2/4	42	7%	50	2	2/4	160	1%	160	0	0	0			0		
08 茨城県	39	31	1/3	546	6%	500	4	1/3	72	6%	70	1	3/4	324	0%	324	7	0	0			0		
09 栃木県	22	22	2/4	313	7%	313	0	2/4	41	0%	41	0	2/4	284	0%	250	0	0	0			0		
10 群馬県	38	34	2/3	305	11%	330	4	2/3	23	17%	50	4	2/3	1,300	0%	363	0	0	0			0		
11 埼玉県	380	202	3/4	1,206	17%	1,400	10	3/4	128	8%	200	110	1/3	1,225	9%	1,450	37	0	31			0		
12 千葉県	325	178	3/4	1,147	16%	1,200	12	3/4	101	12%	180	66	3/4	710	9%	1,400	64	0	17			0		
13 東京都	2,014	1,146	3/4	4,000	29%	4,000	135	2/4	500	27%	500	308	3/4	1,910	16%	3,000	390	1	169			0		
14 神奈川県	508	257	1/3	1,939	13%	1,939	23	1/3	200	12%	200	121	1/2	811	15%	1,000	130	0	0			0		
15 新潟県	6	6	1/3	456	1%	456	0	1/3	112	0%	112	0	1/3	176	0%	176	0	0	0			0		
16 茨城県	2	2	1/4	500	0%	500	0	1/4	36	0%	36	0	1/4	125	0%	100	0	0	0			0		
17 石川県	20	20	1/2	258	8%	254	4	1/2	35	11%	35	0	1/2	340	0%	340	0	0	0			0		
18 福井県	4	4	1/4	215	2%	190	0	1/4	24	0%	24	0	1/4	75	0%	75	0	0	0			0		
19 山梨県	4	4	1/4	285	1%	250	1	1/4	24	4%	24	0	1/4	100	0%	100	0	0	0			0		
20 兵庫県	6	5	2/4	350	1%	350	0	2/4	48	0%	48	1	2/4	250	0%	250	0	0	0			0		
21 岐阜県	11	11	1/3	625	2%	625	1	1/3	51	2%	51	0	1/3	466	0%	466	0	0	0			0		
22 静岡県	9	5	2/4	384	1%	450	0	2/4	34	0%	67	3	2/4	379	1%	450	0	0	1			0		
23 愛知県	232	87	2/4	791	11%	839	10	2/4	70	14%	121	26	2/4	1,300	2%	1,300	95	0	24			0		
24 三重県	23	23	2/3	363	6%	363	0	2/3	51	0%	51	0	2/3	100	0%	100	0	0	0			0		
25 滋賀県	16	16	2/4	429	4%	450	0	2/4	45	0%	72	0	2/4	260	0%	250	0	0	0			0		
26 京都府	119	75	2/3	530	14%	750	12	2/3	86	14%	86	15	2/3	338	4%	338	29	0	0			0		
27 大阪府	477	217	2/4	1,361	16%	1,615	45	2/4	355	13%	215	93	1/3	560	17%	1,036	55	0	112			0		
28 兵庫県	130	106	2/5	663	16%	650	13	2/5	110	12%	120	24	2/5	698	3%	700	0	0	0			0		
29 京都府	27	27	1/3	467	6%	500	1	1/3	25	4%	25	0	1/3	108	0%	108	0	0	0			0		
30 和歌山県	10	10	2/4	400	3%	400	0	2/4	40	0%	40	0	2/4	137	0%	137	0	0	0			0		
31 鳥取県	1	1	1/3	313	0%	300	0	1/3	47	0%	40	0	1/3	340	0%	150	0	0	0			0		
32 島根県	0	0	1/5	253	0%	253	0	1/5	25	0%	25	0	1/5	98	0%	98	0	0	0			0		
33 岡山県	12	10	1/4	257	4%	250	2	1/4	37	5%	40	1	1/4	207	0%	180	1	0	0			0		
34 広島県	49	43	1/3	553	8%	500	1	1/3	72	1%	70	2	1/3	854	0%	700	4	0	0			0		
35 山口県	9	9	1/4	423	2%	423	1	1/4	102	1%	102	0	1/4	834	0%	834	0	0	0			0		
36 徳島県	0	0	2/4	200	0%	200	0	2/4	25	0%	25	0	2/4	150	0%	150	0	0	0			0		
37 香川県	3	2	1/3	185	1%	185	0	1/3	25	0%	25	1	1/3	101	1%	101	0	0	0			0		
38 愛媛県	1	1	1/3	229	0%	223	0	1/3	33	0%	33	0	1/3	117	0%	117	0	0	0			0		
39 高知県	1	1	1/4	192	1%	200	0	1/4	57	0%	57	0	1/4	361	0%	190	0	0	0			0		
40 福岡県	70	40	2/3	551	7%	760	7	2/3	90	8%	110	11	2/3	1,057	1%	1,200	19	0	0			0		
41 佐賀県	3	0	1/4	274	0%	274	0	1/4	46	0%	46	3	1/4	253	1%	253	0	0	0			0		
42 長崎県	4	0	2/4	395	0%	395	0	2/4	27	0%	42	2	2/4	224	1%	550	2	0	0			0		
43 熊本県	93	70	2/3	400	18%	400	1	2/3	59	2%	59	17	2/3	1,430	1%	140	6	0	0			0		
44 大分県	1	1	1/4	330	0%	330	0	1/4	41	0%	41	0	1/2	700	0%	170	0	0	0			0		
45 宮崎県	0	0	1/3	246	0%	246	0	1/3	33	0%	33	0	1/3	250	0%	250	0	0	0			0		
46 鹿児島県	21	6	3/4	253	2%	300	0	3/4	48	0%	48	13	3/4	370	4%	370	2	0	0			0		
47 沖縄県	240	160	4/5	438	37%	425	25	4/5	57	44%	51	47	3/5	340	14%	340	33	0	0			0		
合計	5,265	3,064		26,649		27,580	317		3,440		3,640	972		22,049		21,793	874	1	354					

注1：既往基準を満たして退院した者。既往基準を満たして宿泊療養、自宅療養、社会福祉施設等療養を解除された者及び死亡者を除いた者が対象

注2：報告時点におけるPCR検査陽性者が入院中及び入院確定者(一日前に入院すること及び入院先が確定している者)、宿泊療養及び宿泊療養での入院待機者、自宅療養及び自宅での入院待機者、社会福祉施設等療養及び社会福祉施設等での入院待機者。確定中の患者の合計

注3：病床・宿泊療養施設確保計画における現在のフェーズを記載。最終フェーズにおける場合には赤色、最終フェーズの一つ前のフェーズにおける場合は黄色に着色。(フェーズの設定が2つしかない都道府県については、最終フェーズに移行した場合のみ着色)

注4：いずれかのフェーズにおいて、空床にしておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させる等により、新型コロナウイルス感染症患者の先生・受け入れを請があれば、即時患者を受け入れを行うことについて医療機関と調整している病床。

注5：最終フェーズにおいて、都道府県が即応病床として確保することを計画する病床。

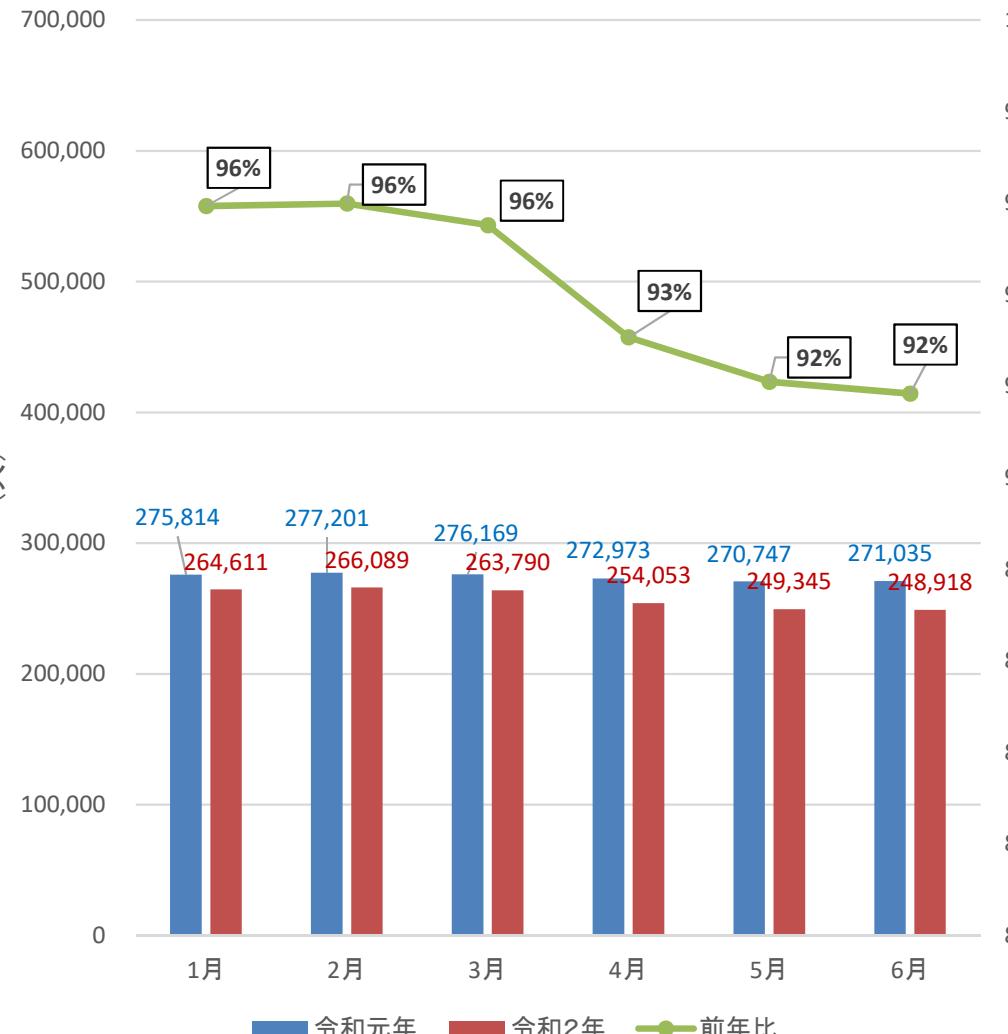
注6：借り上げなど契約等に基づき確保している底室数と協定等に基づき確保している居室数の合計

注7：最終フェーズにおいて、都道府県が宿泊療養施設底室数として確保することを計画する底室。

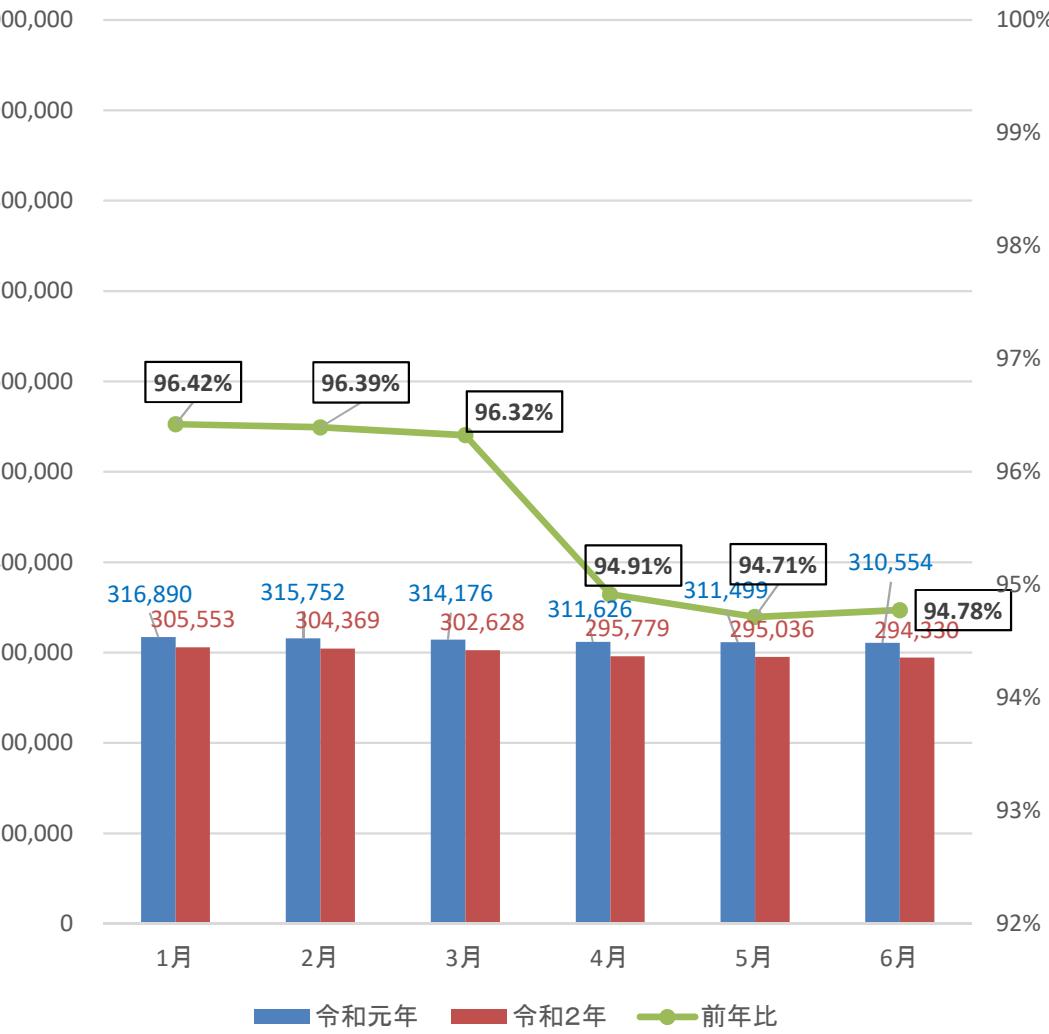
全国の一日あたりの平均入院患者数及び許可病床数（療養病床）

- 療養病床における全国の一日当たりの平均入院患者数は、昨年同時期に比べて減少。5月・6月は前年比92%。
- 療養病床の許可病床は前年度と比較して5%程度減少。
- 令和2年4月以降の療養病床の減少は、主に介護医療院への移行が進んでいる影響が考えられる。※

1日あたり平均入院患者数(療養病床)



療養病床数



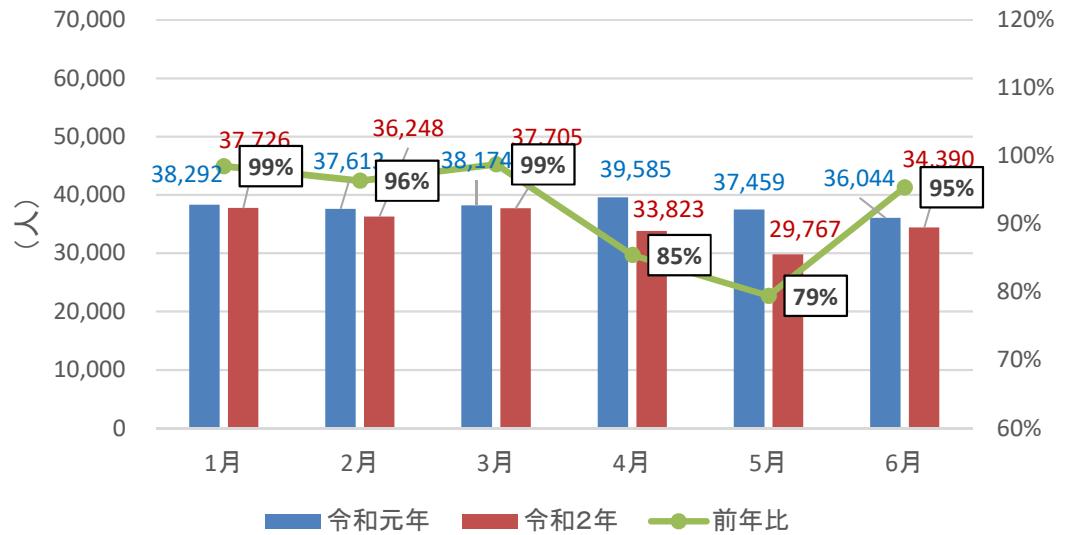
引用：病院報告（月報）令和2年1月～6月と、令和元年1月～6月

※「介護医療院の開設状況について（令和2年8月17日）」によると、令和2年3月末から令和2年6月末の間に、介護療養病床（病院）から介護医療院に移行した病床が8,110床ある。

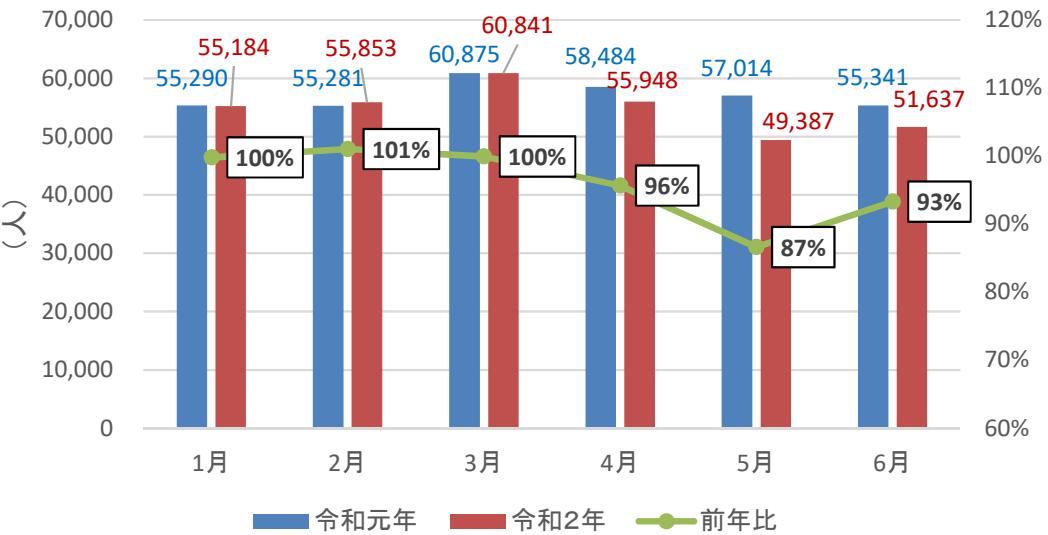
新入院患者数、退院患者数、平均在院日数の昨年と今年の比較（療養病床）

- 療養病床について、全国の新入院患者数・退院患者数ともに、前年同時期に比べて減少傾向。
一方、全国の平均在院日数は、前年同時期に比べて長期化傾向。

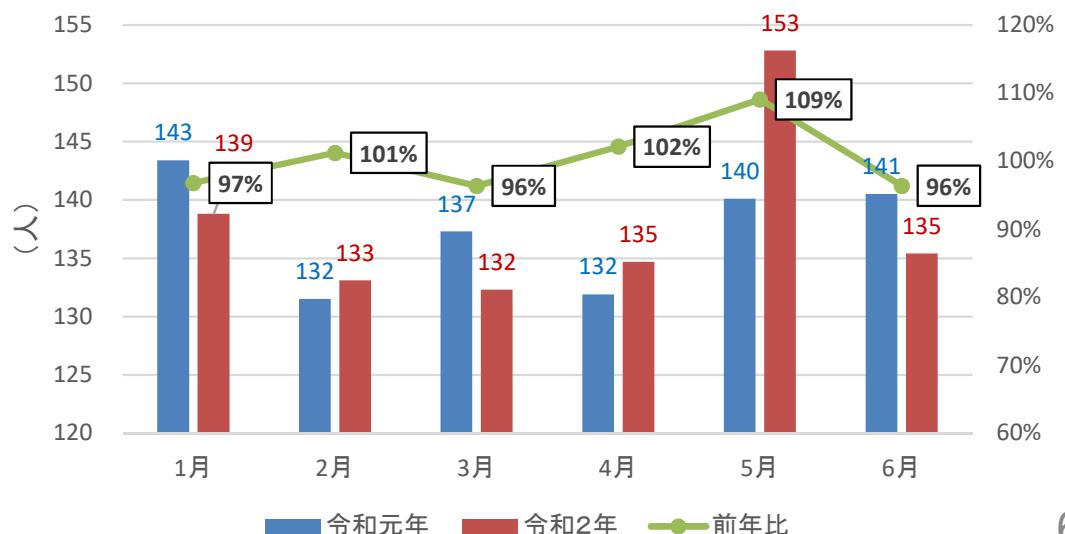
新入院患者数(療養病床)



退院患者数(療養病床)



平均在院日数(療養病床)



※引用：病院報告（月報）

※平均在院日数…(月間住院患者延数)／1/2{ (月間新入院患者数) + (同一医療機関内の他の病床から移された患者数) + (月間退院患者数) + (同一医療機関内の他の病床へ移された患者数) }

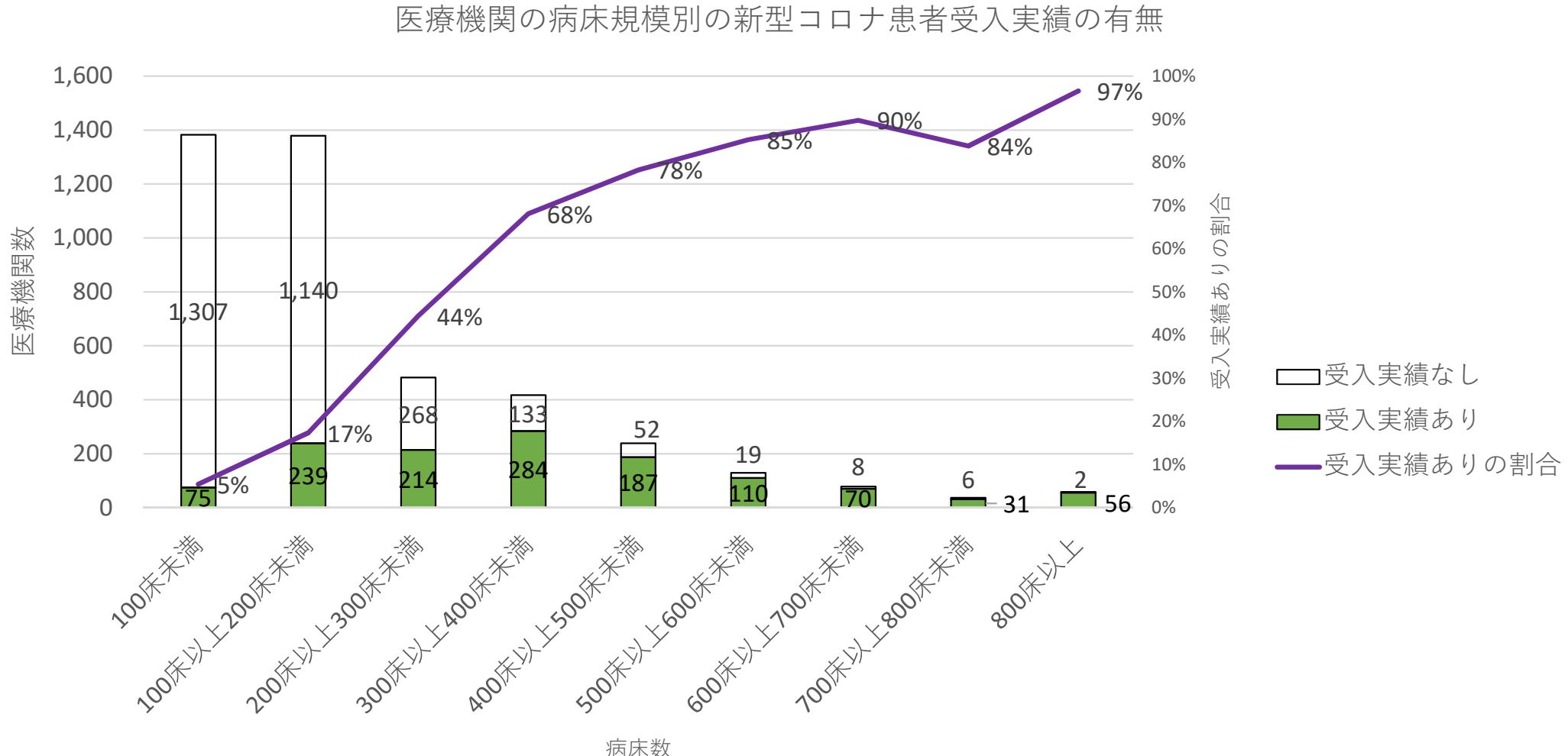
※新入院患者数…一ヶ月の間に新規に入院した患者数

※退院患者数…一ヶ月の間に退院した患者数

医療機関の病床規模別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 医療機関の病床規模が大きいほど、新型コロナ患者の受入実績あり医療機関の割合も大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関）



- ※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
※ 病床数：平成30年度病床機能報告における一般病床及び療養病床の許可病床数

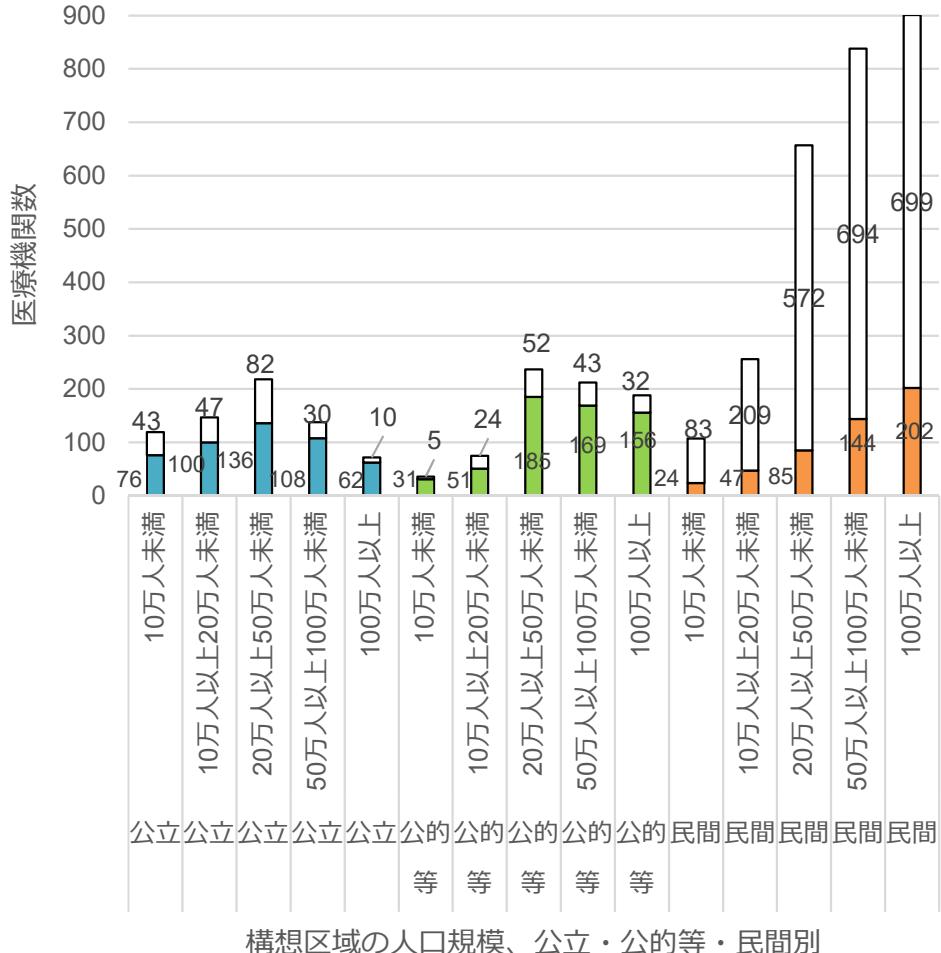
構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

- 人口規模が20万人未満の区域では公立の受入可能医療機関が多い傾向。人口規模が20万人以上100万人未満の区域では公的等の受入可能医療機関が多くなり、人口規模が100万人以上の区域では民間の受入可能医療機関が最も多い。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関）

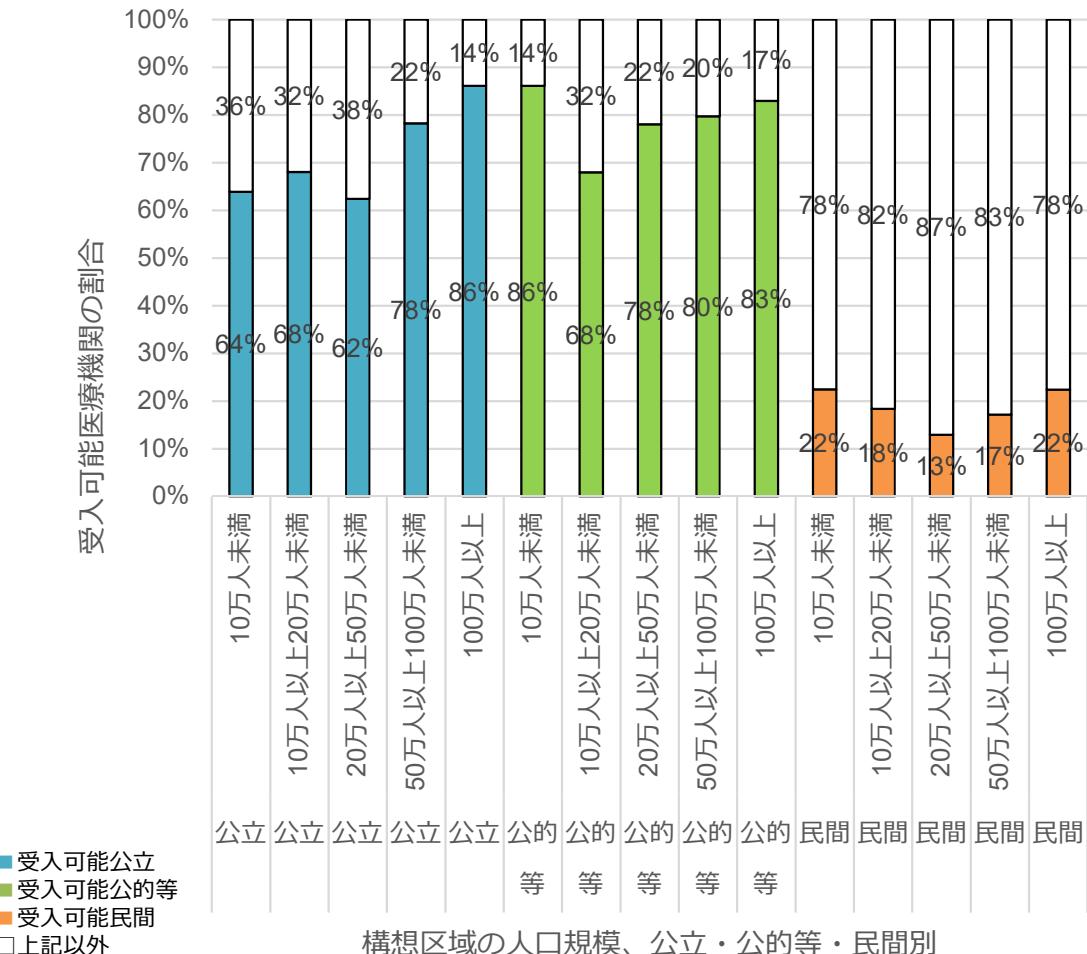
構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の

新型コロナ患者受入可能医療機関



構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の

新型コロナ患者受入可能医療機関の割合



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
 ※ 公立・・・新公立病院改革プラン策定対象病院 公的等・・・公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関

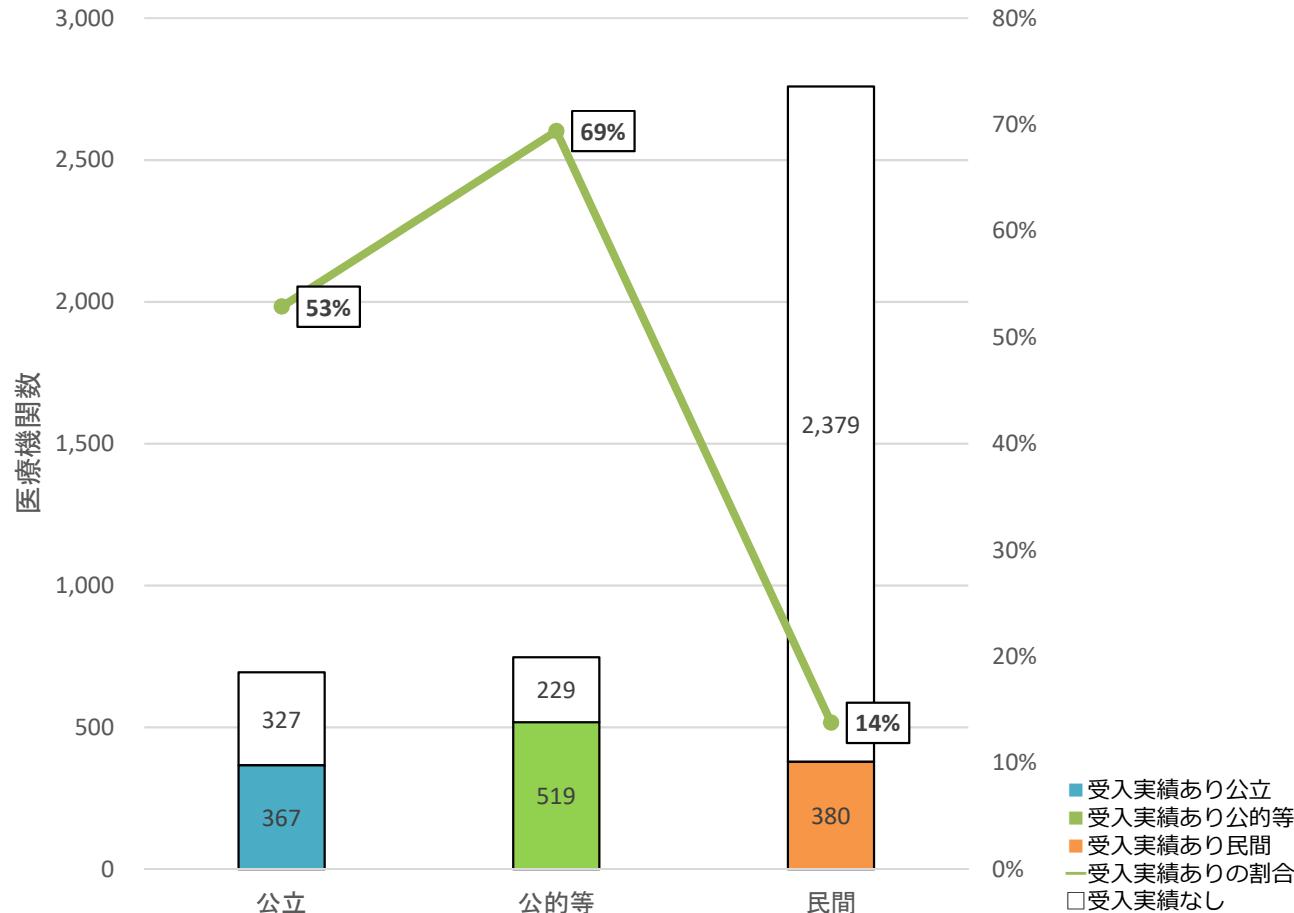
民間・・・公立・公的等以外

公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 受入実績がある医療機関数は公的等が多く、公立と民間は同程度である。
受入実績がある医療機関の割合は、公的等が69%と大きい割合になっている。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関）

公立・公的等・民間別の
新型コロナ患者受入実績の有無



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

※ 公立・・・新公立病院改革プラン策定対象病院 公的等・・・公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関 民間・・・公立・公的等以外

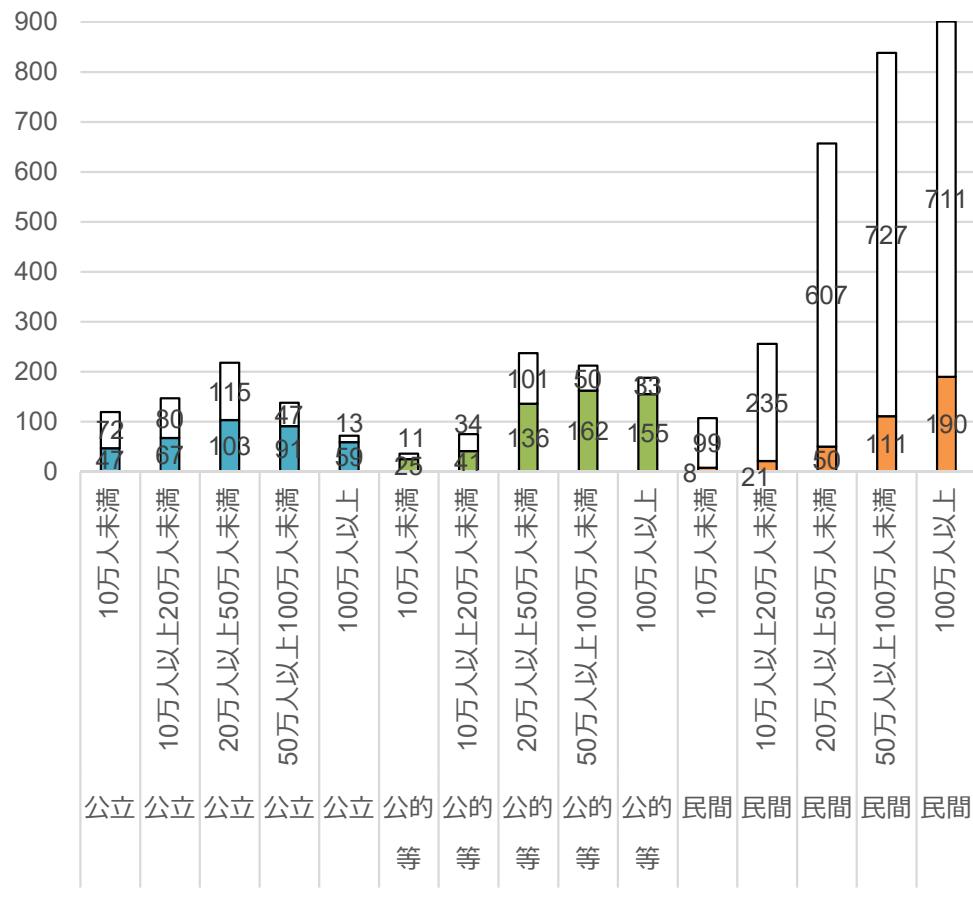
構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 人口規模が20万人未満の区域では公立の受入実績あり医療機関が多い傾向。人口規模が20万人以上100万人未満の区域では公的等の受入実績あり医療機関が多くなり、人口規模が100万人以上の区域では民間の受入実績あり医療機関が最も多い。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関）

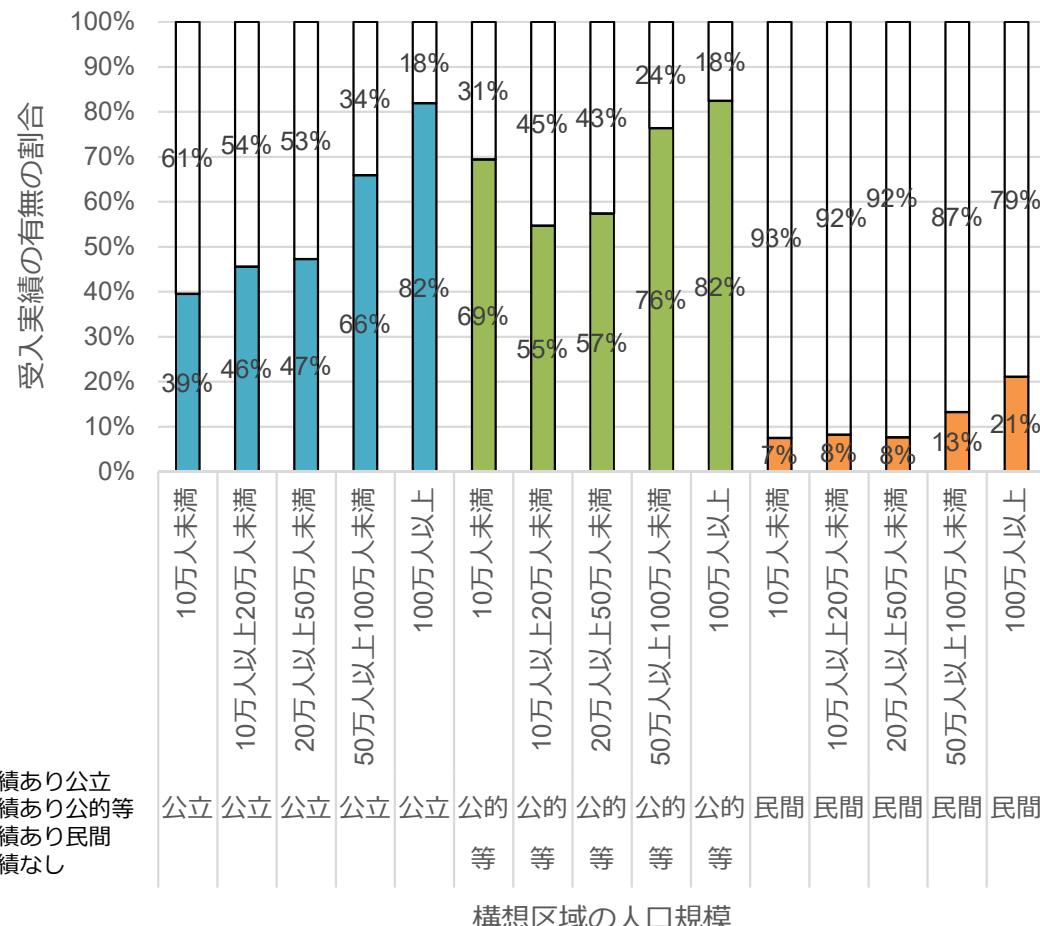
構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の

新型コロナ患者受入実績の有無



構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の

新型コロナ患者受入実績の有無の割合



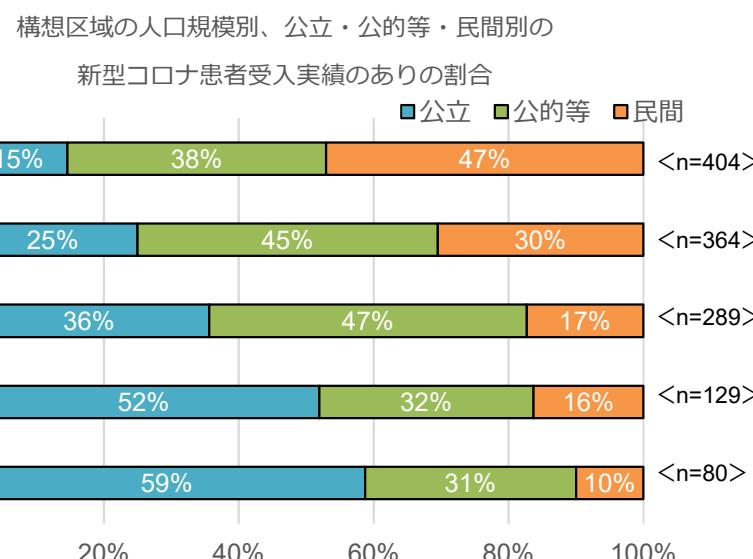
※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

※ 公立・・・新公立病院改革プラン策定対象病院 公的等・・・公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関 民間・・・公立・公的等以外

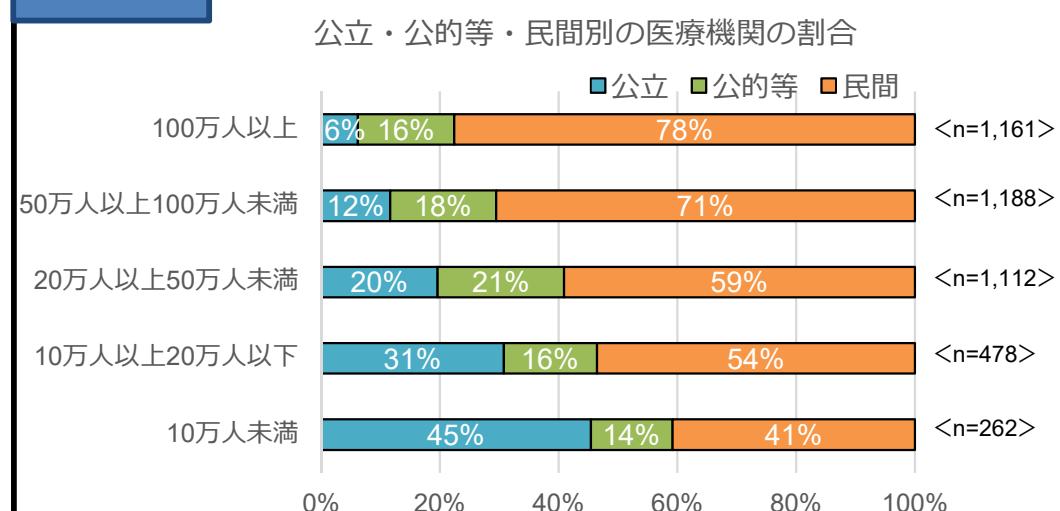
構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 人口20万人未満の区域では、公立の占める割合が大きい。
- 100万人以上の構想区域では民間の占める割合が大きく、20万人以上100万人未満の構想区域では公的等の占める割合が大きい。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関（4,201医療機関）



参考



※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。

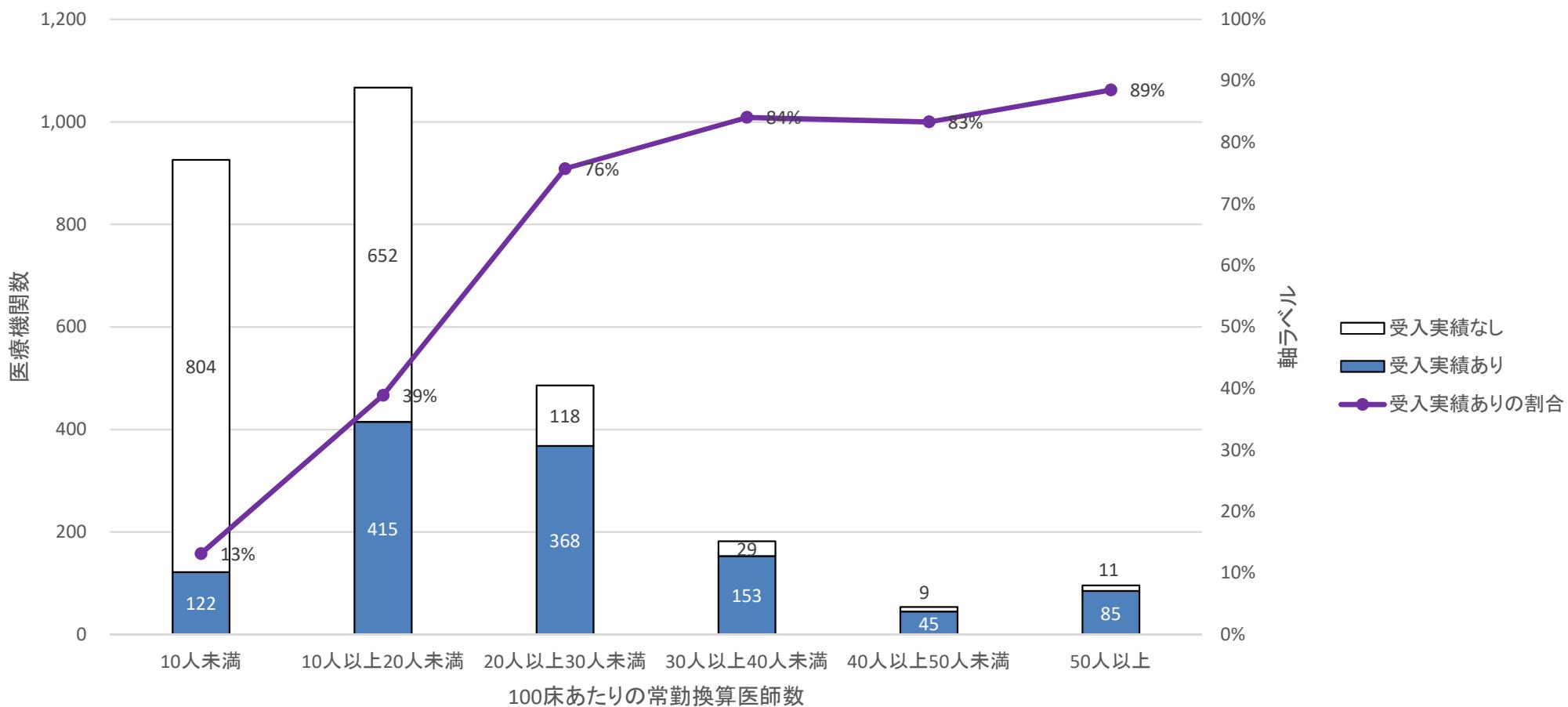
※ 公立・・・新公立病院改革プラン策定対象病院 公的等・・・公的等・公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関 民間・・・公立・公的等以外

100床あたり常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 100床あたり常勤換算医師数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者の受入実績あり医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関： G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,811医療機関）

100床あたりの常勤換算医師数別の新型コロナ患者受入実績の有無

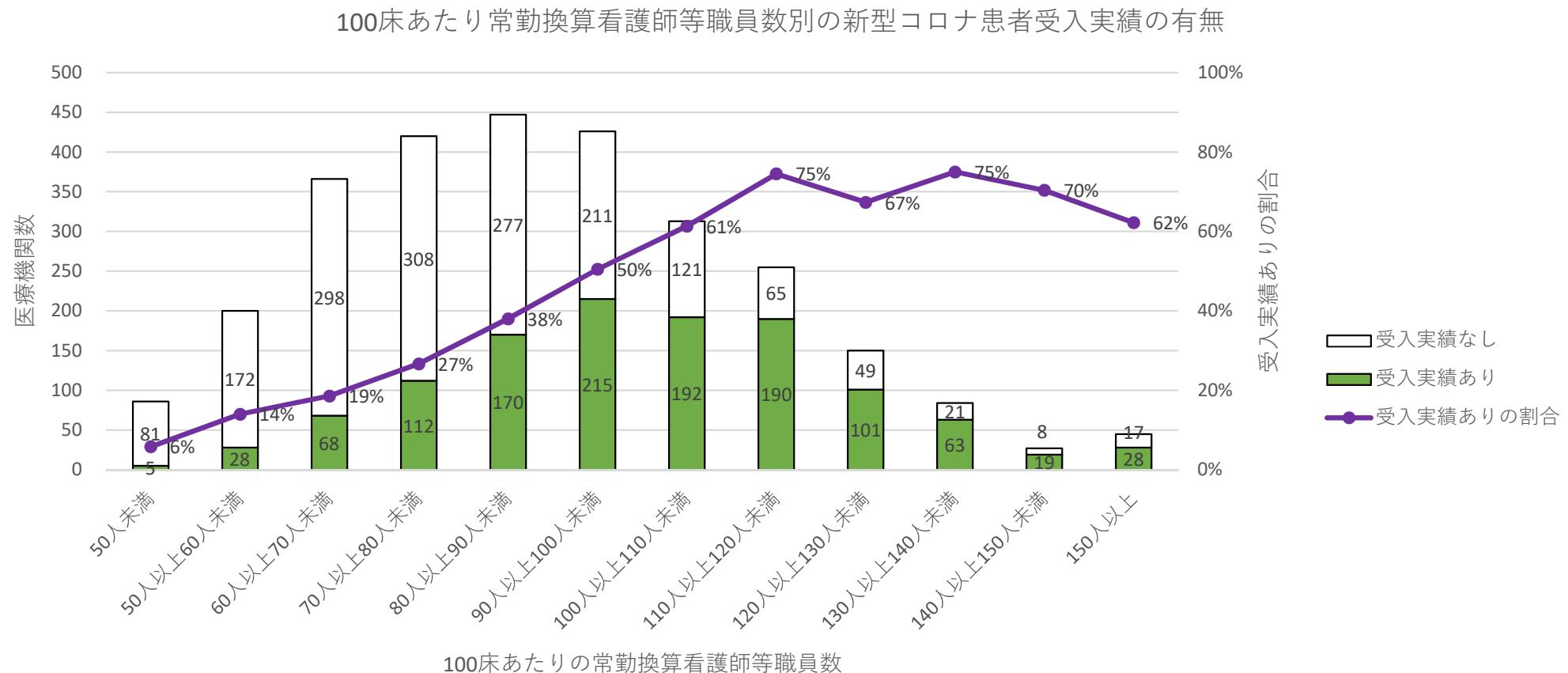


- ※ 急性期病棟は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
- ※ 常勤換算医師数、病床数(一般病床及び療養病床の許可病床)は平成30年病床機能報告で報告された数字。

100床あたり常勤換算看護師等職員別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 100床あたり常勤換算看護師等職員が多い医療機関ほど、新型コロナ患者の受入実績ありの医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,819医療機関）



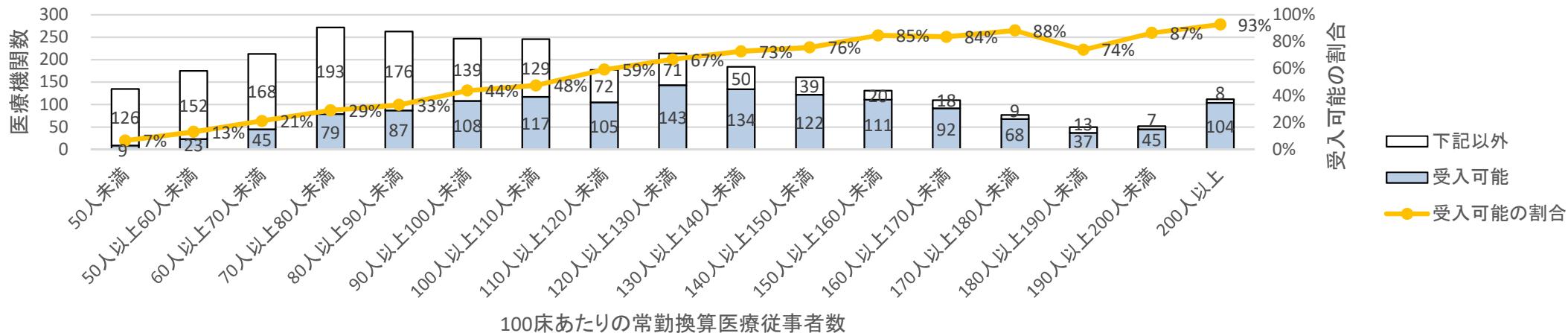
- ※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
- ※ 看護師等職員は、看護師、准看護師、看護補助者。
- ※ 常勤換算看護師等職員数、病床数（許可病床数）は平成30年病床機能報告で報告された数字。

100床あたり常勤換算医療従事者数別の新型コロナ患者受入可能医療機関について

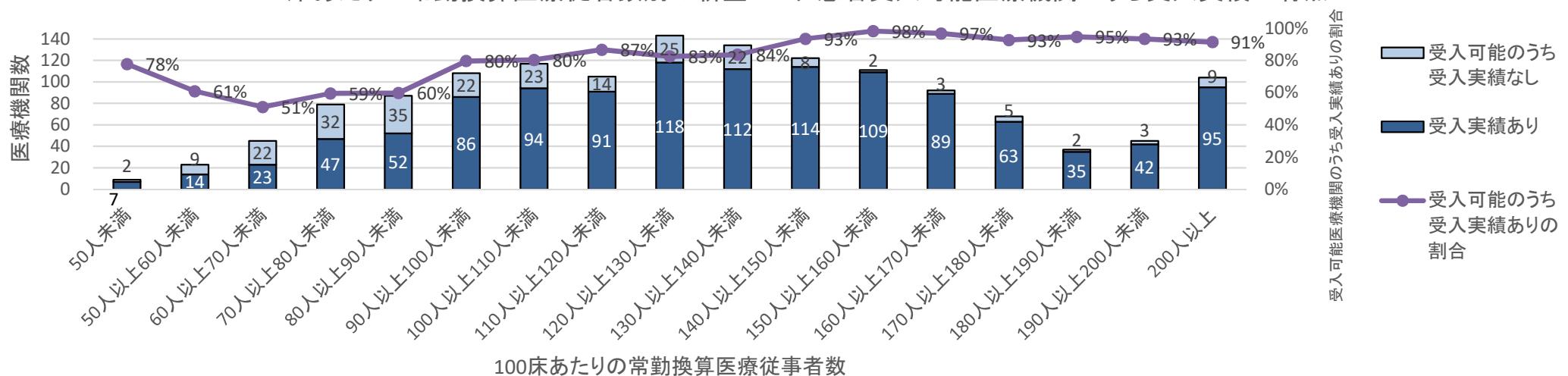
- 100床あたりの常勤換算医療従事者数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者の受入可能医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,819医療機関）

100床あたりの常勤換算医療従事者別の新型コロナ患者受入可能医療機関



100床あたりの常勤換算医療従事者数別の新型コロナ患者受入可能医療機関のうち受入実績の有無

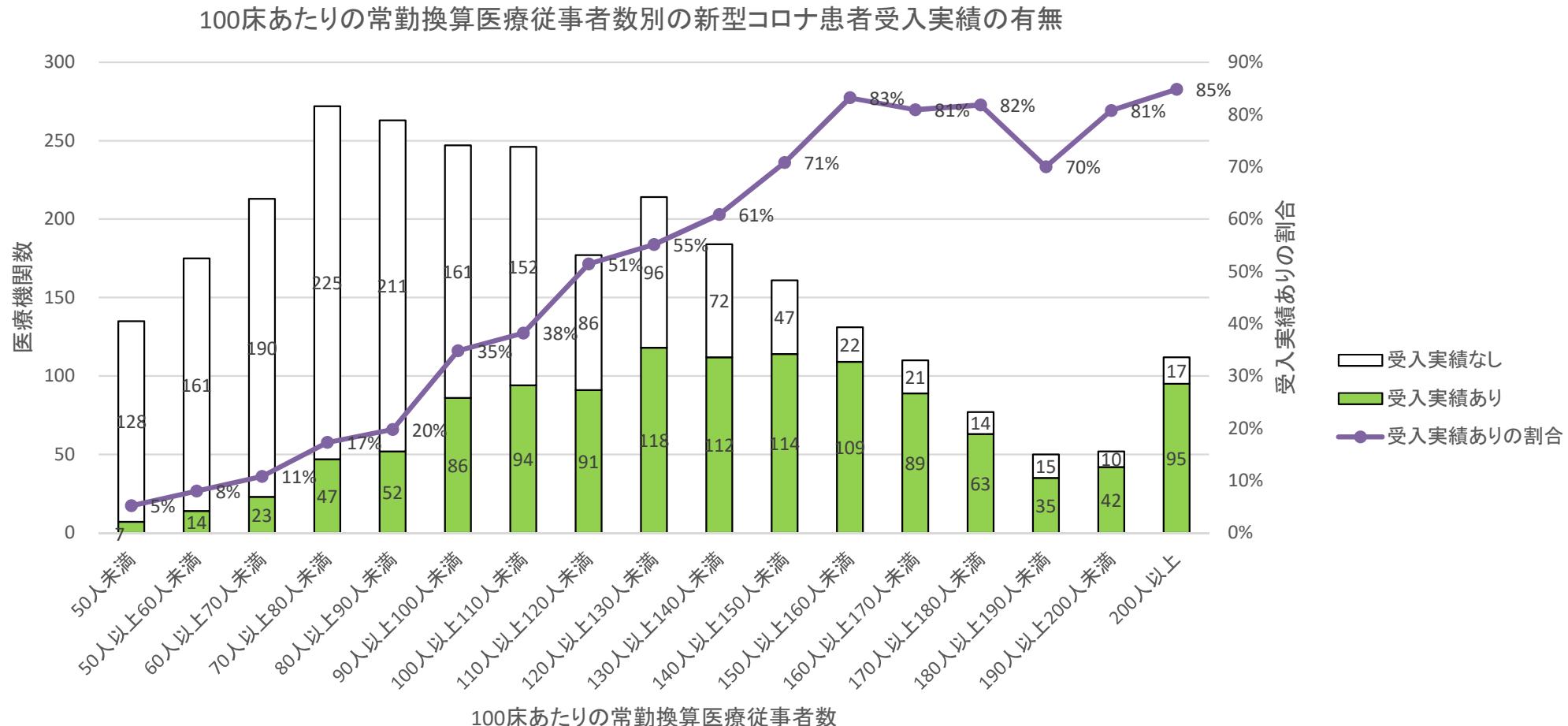


- ※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
- ※ 医療従事者は、医師、歯科医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士（新型インフル特措法における医療従事者の定義における職種のうち病床機能報告で数値を補足することができない保健師、歯科衛生士、救急救命士を除いたもの）とした。
- ※ 常勤換算医療従事者数、病床数（許可病床数）は平成30年病床機能報告で報告された数字。

100床あたり常勤換算医療従事者数別の新型コロナ患者受入実績の有無について

- 100床あたりの常勤換算医療従事者数が多い医療機関ほど、新型コロナ患者の受入実績ありの医療機関の割合は大きくなる傾向。

対象医療機関：G-MISで報告のあった全医療機関のうち急性期病棟を有する医療機関から、100床未満の医療機関を除外した医療機関（2,819医療機関）



- ※ 急性期病棟の有無は平成30年度病床機能報告において高度急性期・急性期の機能を有すると報告した医療機関。
- ※ 医療従事者は、医師、歯科医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士（新型インフル特措法における医療従事者の定義における職種のうち病床機能報告で数値を捕捉することができない保健師、歯科衛生士、救急救命士を除いたもの）とした。
- ※ 常勤換算医療従事者数、病床数（許可病床数）は平成30年病床機能報告で報告された数字。